

参 考 資 料

- 1 開催要綱
- 2 検討経緯
- 3 関連資料

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」開催要綱

1 背景・目的

平成15年12月、地上デジタルテレビジョン放送が開始され、地上、衛星、ケーブルのいずれの分野においても放送のデジタル化が進展しつつある。

こうした中、今後、デジタル化された放送インフラの高度利活用や高度化する情報通信ネットワークとの連携による新しいサービスの展開、ユビキタスな放送利用環境の充実及びデジタル環境下における放送番組等のコンテンツ利活用等が円滑に進展し、デジタル化を通じて放送が国民生活の利便性等の向上、活力ある経済社会の構築、新たな文化の創造等に大きく寄与することが期待されている。

本研究会は、このような環境の中で、デジタル放送への円滑な移行と多様な国民視聴者のニーズ等に的確に応えうる放送の発展に向けた放送政策に関する調査研究を行い、今後の放送政策の策定に資することを目的とする。

2 検討項目

- (1) デジタル化の進展と新しい放送サービスの展開
- (2) デジタル放送時代の公共放送
- (3) デジタル時代における放送コンテンツ
- (4) その他

3 構成員

別紙のとおり。

4 期間

平成16年7月27日(火)に第1回会合を開催し、平成18年6月を目途に取りまとめを行う。

5 運営

- (1) 本研究会は情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により決めることとする。
- (4) 座長は、本研究会を召集し、主宰する。
- (5) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を召集し、主宰する。
- (8) その他、研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

6 その他

本会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」構成員名簿

	いとう 伊 東	すすむ 晋	東京理科大学工学部教授
	くまべ 隈 部	のりお 紀 生	前早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員教授
	こづか 小 塚	そういちろう 莊一郎	上智大学法学部教授
座長	しおの 塩 野	ひろし 宏	東京大学名誉教授
	しのはら 篠 原	としゆき 俊 行	前順天堂大学スポーツ健康科学部教授
	たけい 武 井	かずひろ 一 浩	西村ときわ法律事務所パートナー弁護士
	にいみ 新 美	いくふみ 育 文	明治大学法科大学院教授
	のむら 野 村	あつこ 敦 子	株式会社日本総合研究所主任研究員
	はせべ 長谷部	やすお 恭 男	東京大学法学部教授
座長代理	はとり 羽 鳥	みつとし 光 俊	中央大学工学部教授
	はまだ 濱 田	じゅんいち 純 一	東京大学理事（副学長）・大学院情報学環教授
	ふなだ 舟 田	まさゆき 正 之	立教大学法学部教授
	むらい 村 井	じゅん 純	慶應義塾大学環境情報学部教授
	やました 山 下	はるこ 東 子	明海大学経済学部教授

(敬称略・五十音順)

検討経緯

	開催日	議題	ヒアリング対象者等	
第1回	平成16年 7月27日	放送の現状		
第2回	9月16日	情報通信審議会報告		
第2回	9月16日	技術の動向①	・メーカー ・通信事業者	・(株)ソニー ・NTTグループ ・(株)KDDI
第3回	10月4日	技術の動向②	・メーカー ・放送事業者 関係	・松下電器(株) ・「サーバーP」
第3回	10月4日	デジタル化への取組と課題①	・放送事業者 関係(地上系)	・日本放送協会 ・(社)日本民間放送連盟
第4回	10月20日	デジタル化への取組と課題②	・放送事業者 関係(衛星・ ケーブル等)	・(社)衛星放送協会 ・(社)デジタルラジオ推進協 会 ・BS八社会 ・(株)スカイパーフェクト・ コミュニケーションズ ・(社)ケーブルテレビ連盟
第5回	11月4日	デジタル化への取組と課題③	・コンテンツ 関係	・(株)電通 ・(株)博報堂DYメディアパ ートナーズ ・(社)日本新聞協会 ・メディア・プロデューサー 高城 剛氏
第6回	11月16日	視聴者・利用者の動向等	・地方公共団 体ほか	・主婦連合会 ・[祭]GIFU百人衆 ・社会福祉法人プロップ・ス テーション ・三鷹市教育センター ・札幌市 ・北九州市 ・株式会社ビデオリサーチ
第7回	12月7日	諸外国の動向 論点整理①		・隈部構成員 ・野村構成員
第8回	12月21日	論点整理②		
第9回	平成17年 1月25日	デジタル化への取組と課題④	・地域の番組 制作者	・NHK水戸放送局 ・北日本放送(株)
第10回	4月7日	WGにおける検討状況① 放送分野における外資の間接 支配規制に関する検討状況に ついて		・三菱総合研究所
第11回	6月3日	WGにおける検討状況②		
第12回	7月29日	中間取りまとめについて		

	開催日	議題	ヒアリング対象者等	
第13回	10月7日	今後の取り扱い(案)について		
		マスメディア集中排除原則を巡る最近の動向について		
第14回	11月10日	マスメディア集中排除原則について	・放送事業者関係(衛星・FM等)	・(社)日本民間放送連盟 ・(株)ビーエスフジ ・(社)衛星放送協会 ・日本コミュニティ放送協会 ・(株)エフエム東京 ・(株)J-WAVE
第15回	11月25日	持株会社について		・武井構成員
		マスメディア集中排除原則について		
第16回	12月2日	海外調査報告について		・小塚構成員 ・長谷部構成員
		マスメディア集中排除原則について		
第17回	12月9日	持株会社について	・放送事業者関係	・(社)日本民間放送連盟
		マスメディア集中排除原則について	・放送事業者関係(ローカル局)	・朝日放送(株) ・北日本放送(株)
第18回	12月16日	サーバー型放送・ワンセグについて	・放送事業者関係	・(社)日本民間放送連盟 ・日本放送協会
		マスメディア集中排除原則・持株会社について		
第19回	平成18年2月8日	マスメディア集中排除原則等について		
第20回	2月24日	マスメディア集中排除原則等について		
第21回	3月8日	マスメディア集中排除原則等について		
第22回	3月24日	マスメディア集中排除原則等について		
第23回	5月30日	マスメディア集中排除原則等について		
第24回	7月11日	取りまとめについて		
第25回	9月12日	取りまとめ(案)に対する意見募集結果について		

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」 関連資料

平成18年9月12日

目次

I 放送を取り巻く環境

我が国の放送メディアの進展	5
放送メディアの市場規模	6
放送メディアの営業収益の推移	7
衛星放送事業者の概要	8
現在のBSデジタル（テレビ）の 委託放送事業者の概要	9
ケーブルテレビ事業者の概要	10
ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状	11
トリプルプレイサービスの現状	12
地上系一般放送事業者の概要	13
一般放送事業者（地上系）の収支状況	14
地上テレビジョン放送のデジタル化の意義	15
地上テレビジョン放送のデジタル化の状況	16
デジタル放送受信機の普及状況	17
電気通信役務利用放送法の概要	18
IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態	19
多チャンネル化の状況	20
ブロードバンド契約数の推移	21
ブロードバンドによる映像配信サービスの概要	22
諸外国における映像配信サービスの動向	23
我が国・諸外国の携帯向け映像配信サービスの動向	24
各メディアの特性	25
テレビジョン放送を取り巻く市場の概況	26

広告放送と有料放送に関する日米市場比較	27
広告市場の推移・将来試算	28
米国のインターネット広告収入の推移	29
放送の許認可制度	30
番組編集の基準	31

II マスメディア集中排除原則の基本的考え方

マスメディア集中排除原則の概要	33
民放の番組制作の状況	35
放送対象地域	36
マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯	37
15年改正（BSデジタル放送に係る緩和）に係る 適用状況	38
16年改正（ローカル局相互間の緩和等）に係る 適用状況	39
16年改正の概要（隣接地域の出資比率緩和関係）	40
マスメディア集中排除原則の違反事例の概要	41
支配の基準の概要	42
放送事業者の筆頭株主の議決権比率の分布	43
会社法等における子会社等	44
中波放送・超短波放送に係る マスメディア集中排除原則の概要	45

目次

目次

テレビジョン放送・中波放送兼営社の概要	46
中波放送と超短波放送の比較	47
いわゆる「三事業支配」の禁止	48
諸外国の放送分野に関する規制の概要	49
諸外国のマスメディア集中排除原則の概要	50
地上波に係る地域所有規制	51
地上波に係る全国所有規制	52
衛星放送に係る所有規制	53
新聞とのクロス所有規制の概要	54
「支配」等の基準	55
違反の場合の扱い	56
変更把握の手段等	57
地域性の確保	59
外部制作番組に係る規律	60
米国における所有規制（上限の基準）の変遷	61
所有規制に係る最近の動向	62
視聴可能世帯数—日本と米国	63

Ⅲ 放送持株会社を活用した民法経営の在り方

いわゆる「純粋持株会社」の解禁（H9）の概要	65
独占禁止法第9条に基づく業態別届出状況	66
銀行持株会社等に対する規制の概要	67
銀行法における銀行持株会社・子会社（銀行）に係る規律	68
航空持株会社に対する外資規制の概要	69
持株会社の定義	70
放送局に対する外資規制の在り方の見直し	71
放送持株会社の形態のイメージ	72
諸外国における制限の尺度	73
放送番組審議機関・放送番組の保存	74

Ⅳ 衛星放送に係る規律の在り方

我が国の衛星放送に関する制度	76
衛星放送関係のマスメディア集中排除原則	77
衛星放送の現況	79
有料放送及び無料放送のチャンネル数	80
CSデジタル放送の高度化のイメージ	81
CSデジタル放送の新方式の概要	82
我が国におけるBS放送・CS放送の区分	83

2

目次

目次

東経110度CSの左旋円偏波への 電気通信役務利用放送法の適用	84
CSデジタル放送プラットフォームサービスの変遷	85
主なプラットフォームの概要	86
衛星放送に関するプラットフォーム業務に係る ガイドラインの概要	87
日米英における衛星放送の制度及び事業構造	88
欧州におけるプラットフォーム規制の概要	89
英国のプラットフォーム規制の概要	90
CSプラットフォーム関係の制度改正のイメージ	91
BSデジタル局の経営状況等	92
BS放送に使用している衛星とチャンネル状況	93
BS放送のチャンネル一覧	94
BSアナログ放送終了後の3チャンネル及び 新4チャンネルの利用方法	95
BS-9chに係る委託放送業務の認定	96
衛星放送の位置付け	97
認定方針等での関連記載	98

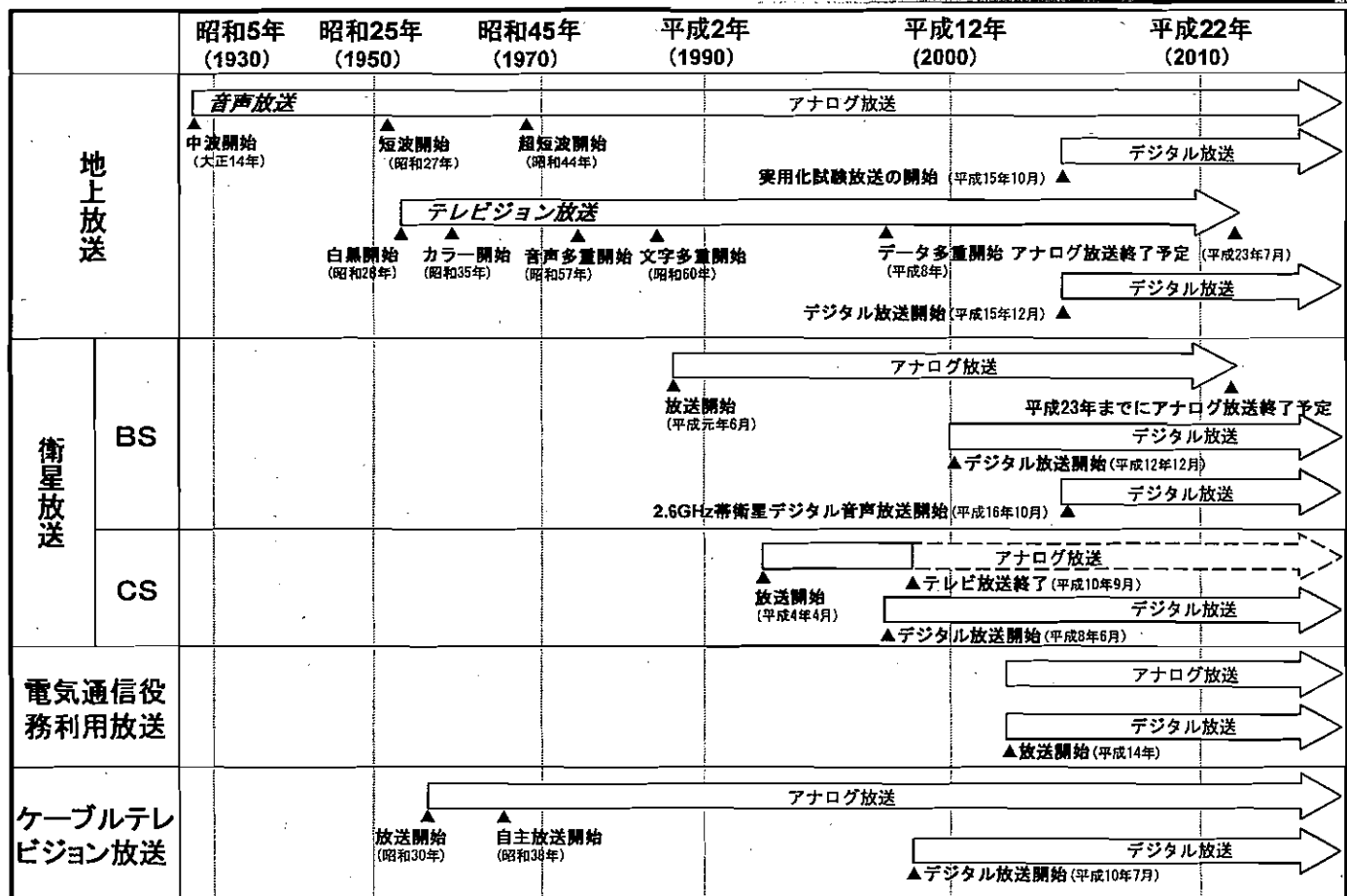
V 新たな放送サービスへの対応

サーバー型サービスの概要	100
サーバー型サービスとは	101
サーバー型サービスと「放送」との関係	102
サーバー型サービスと「有料放送」との関係	103
NHK経営計画における サーバー型サービスの位置付け	105
携帯端末向けサービス（ワンセグ）の概要	106
地上デジタルテレビジョン放送の技術基準	107
地上デジタルテレビジョン放送の日米欧の比較	108
携帯端末向けサービス（ワンセグ）の 音声方式の概要	109

3

I 放送を取り巻く環境

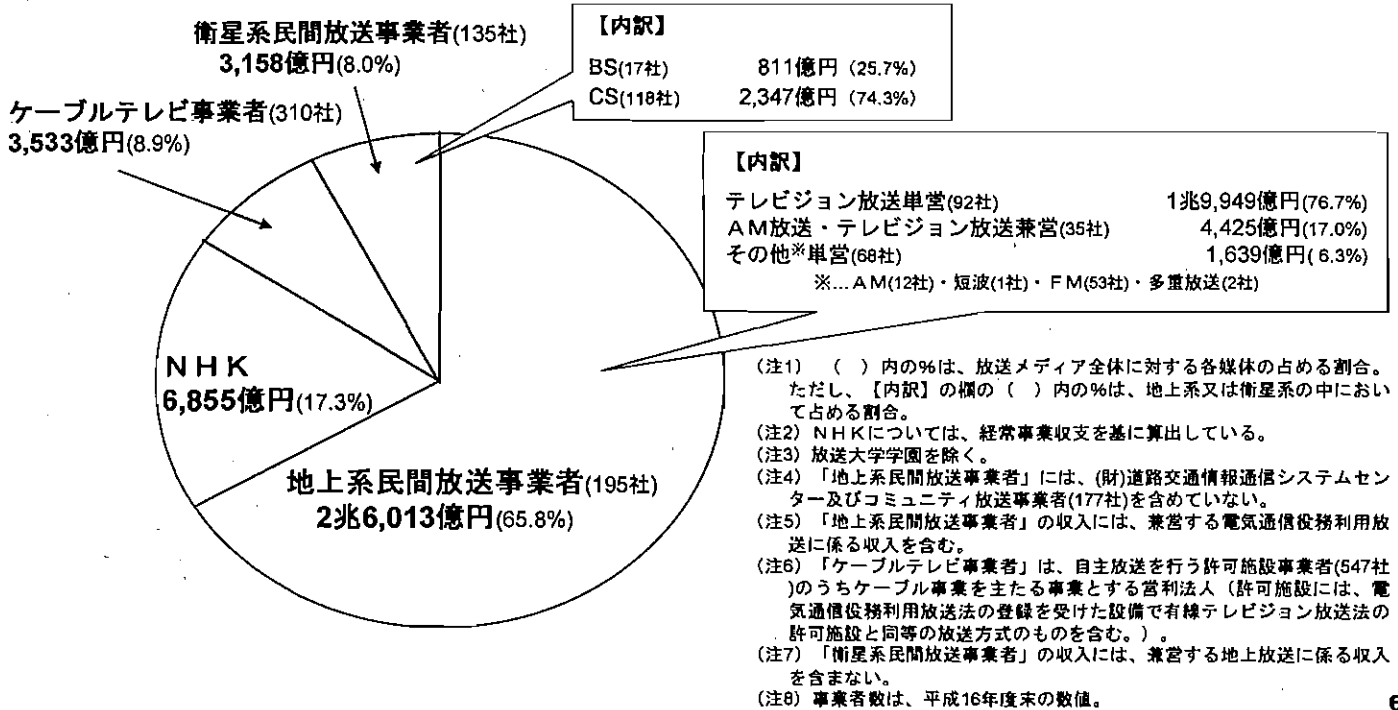
I-1 我が国の放送メディアの進展



1-2 放送メディアの市場規模

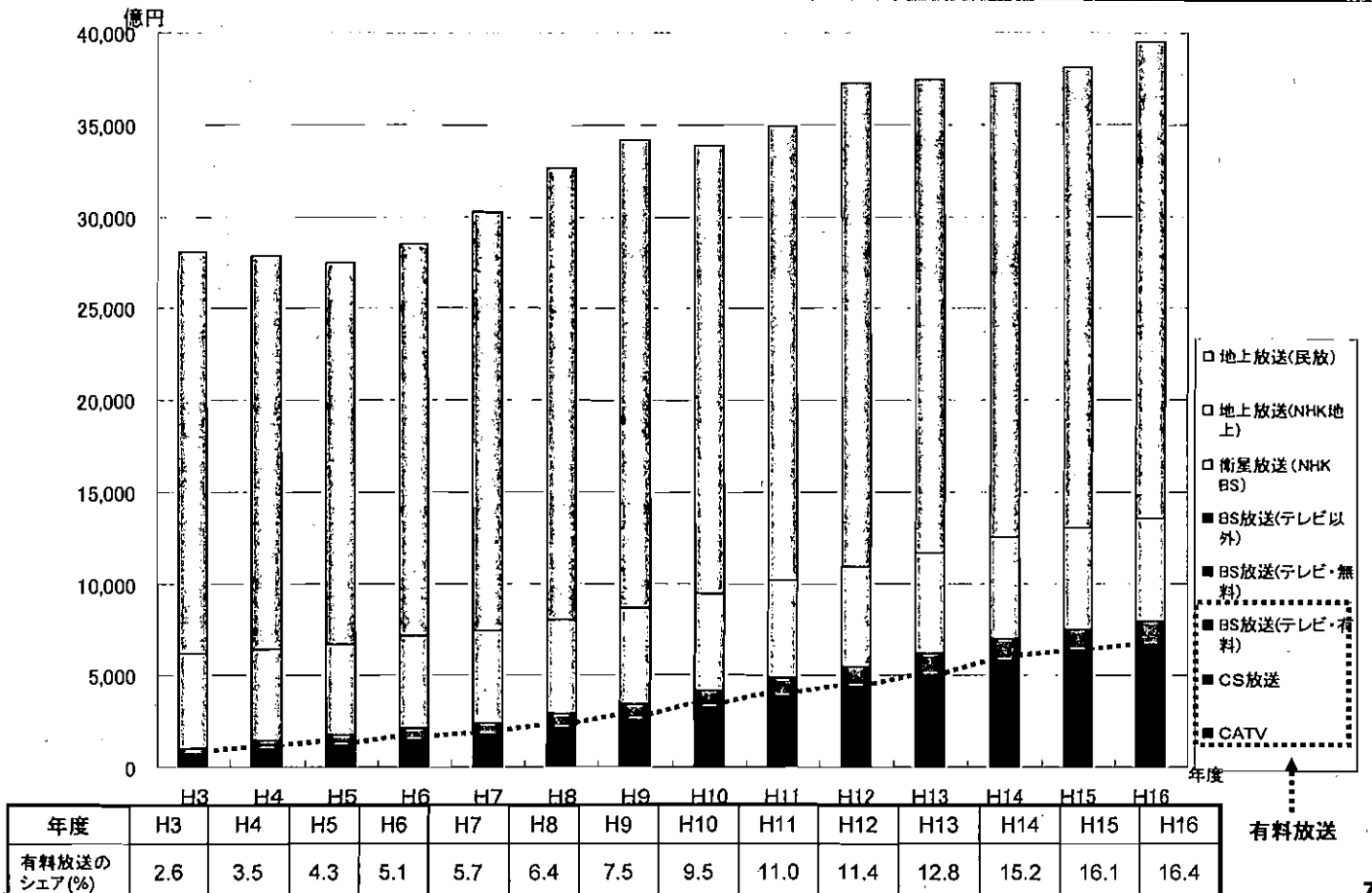
- 放送メディア全体の市場規模は、平成16年度において、3兆9,559億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が65.8%、NHKが17.3%、ケーブルテレビ事業者が8.9%、衛星放送事業者(NHKを除く。)が8.0%を占めている。

放送メディア全体の収入 平成16年度 3兆9,559億円



6

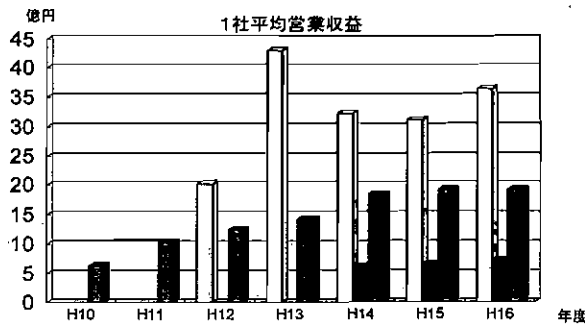
1-3 放送メディアの営業収益の推移



7

1-4 衛星放送事業者の概要

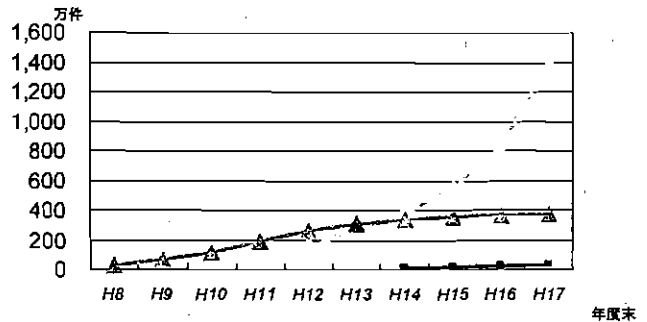
- 1社当たりの営業収益は、BSデジタル放送が最大
- 124/128度CSデジタル放送は、単年度の営業損益が平成16年度に黒字化



年度	1社平均営業収益 (億円)						
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
BSデジタル放送 (5社)	7.0	10.0	13.0	42.0	32.0	31.0	37.0
110度CSデジタル放送 (1社)					109.9	110.0	123.2
124/128度CSデジタル放送 (5社)	603.9	960.5	1,154.2	1,424.8	1,779.9	1,929.6	2,021.7

注1 BSデジタル放送は平成12年12月1日開始、110度CSデジタル放送は平成14年3月1日開始
 注2 124/128度CSデジタル放送で、
 ①テレビジョン放送も行う音声放送事業者は、テレビジョン放送に含めて報告(按分不可能のため)
 ②データ放送3社のうち2社はテレビジョン放送に含めて報告(按分不可能のため)

- BSデジタル放送の受信可能世帯数は、平成17年9月末に1,000万、平成18年5月末に1,500万を突破
- CSデジタル放送は、平成18年5月末現在で、約410万加入となっている



年度末	H8	H9	H10	H11	H12
BSデジタル放送					181
110度CSデジタル放送					
124/126度CSデジタル放送	24	83	111	182	282

年度末	H13	H14	H15	H16	H17	H18.5末
BSデジタル放送	263	381	552	839	1,422	1,548
110度CSデジタル放送		7	12	20	32	35
124/126度CSデジタル放送	304	338	352	382	374	375

注1 BSデジタル放送:受信可能世帯数(PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む。)、ケーブルテレビ用デジタルSTBの合計)
 注2 110度CSデジタル放送:加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfectTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)
 注3 124/128度CS放送:加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfectTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)
 注4 124/128度CS放送において、「SKYPerfectTV!」のプラットフォーム以外のデジタル放送を利用している加入者が42.5万件。このほか、アナログ音声放送の加入者が6.3万件(以上いずれも平成17年度末)。

1-5 現在のBSデジタル(テレビ)の委託放送事業者の概要

社名	株式会社BS日本	株式会社ビーエス朝日	株式会社ビーエス・アイ	株式会社BSジャパン	株式会社ビーエスフジ
資本金	250億円	350億円	400億円	300億円	310億円
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	HD 1番組 SD 3番組	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)
当初認定日	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H10. 10. 27
直近の認定更新日	H15. 10. 27	H15. 10. 27	H15. 10. 27	H15. 10. 27	H15. 10. 27

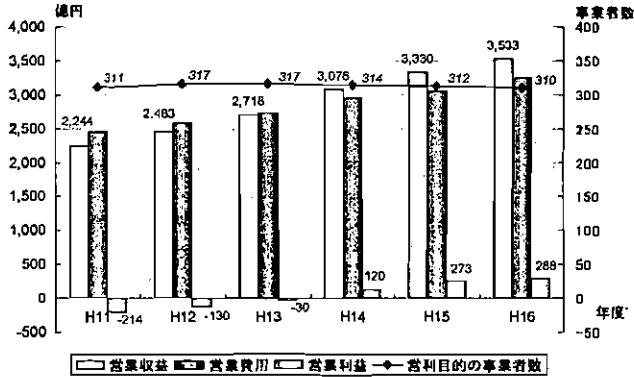
社名	株式会社WOWOW	株式会社スターチャンネル		日本ビーエス放送株式会社	ワールド・ハイビジョン・チャンネル株式会社
資本金	50億円	20億円		30億円	1.5億円*
放送の種類	HD 1番組 SD 3番組 (いずれも有料放送を含む。)	SD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組 (有料放送を含む。)	HD 1番組	HD 1番組
当初認定日	H10. 10. 27	H10. 10. 27	H17. 12. 15	H17. 12. 15	H17. 12. 15
直近の認定更新日	H15. 10. 27	H15. 10. 27	-	-	-

*放送を開始する平成19年12月までに7.5億円に増資する予定

1-6 ケーブルテレビ事業者の概要

過去5年間の経営状況の推移を見ると、

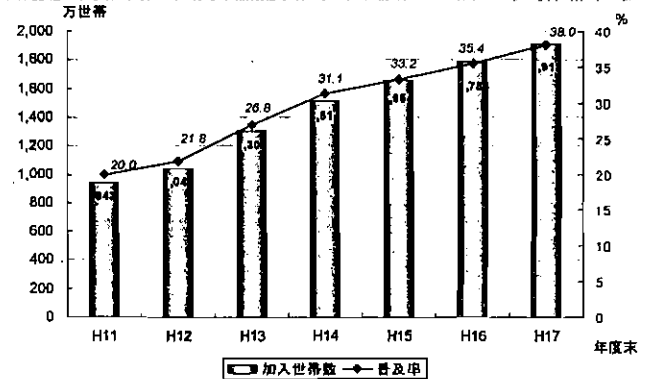
- 単年度黒字の事業者数及びその全体に占める割合は増加の傾向
- 累積黒字の事業者数及びその全体に占める割合も増加
- 単年度赤字・累積赤字事業者の比率は徐々に減少、一方で単年度黒字・累積黒字事業者の比率は堅調に増加



区分	年度	H12	H13	H14	H15	H16
【事業者数】	単赤・累赤	130	111	113	57	58
	割合	41.8%	36.7%	35.6%	18.3%	18.7%
	単黒・累黒	2	4	3	5	1
	割合	0.8%	1.3%	0.9%	1.6%	0.3%
	単黒・累赤	112	125	120	143	125
	割合	36.1%	40.2%	37.9%	45.8%	40.3%
単黒・累黒	86	71	61	107	126	
割合	21.3%	22.8%	25.6%	34.3%	40.6%	
合計		310	311	317	312	310

※ 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブル事業を主たる事業とする営利法人(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

- 平成18年3月末における自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、1,913万世帯、普及率は38.0%
- また、許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ718施設、547事業者



年度末	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
加入世帯数(万世帯)	943	1,044	1,300	1,514	1,654	1,788	1,913
普及率(%)	20.0	21.8	26.8	31.1	33.2	35.4	38.0

注 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

1-7 ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状

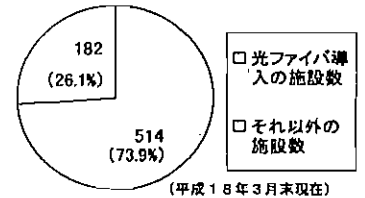
1 ケーブルテレビの幹線光化率

※ 事業者アンケートより

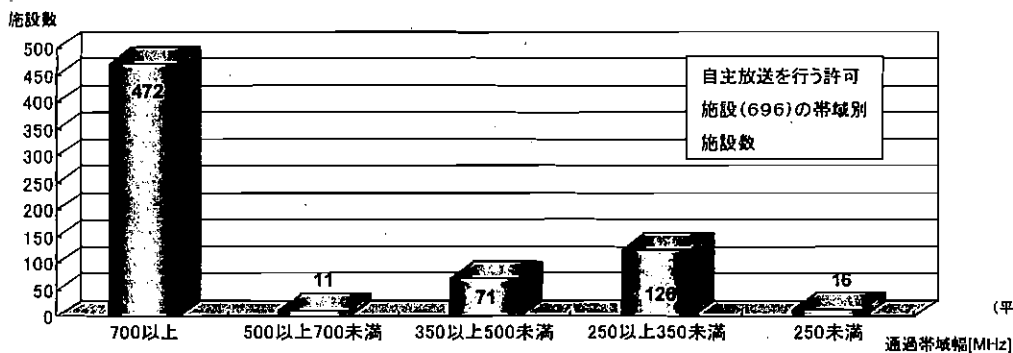
年度末	H13	H14	H15	H16
幹線路(km)	128,397	145,987	155,866	164,755
光ファイバ	34,338	40,940	45,549	49,601
幹線光化率	26.7%	28.0%	29.2%	30.1%

2 光ファイバ導入の現状

年度末	H13	H14	H15	H16	H17
光ファイバ導入の施設数	344 (50.8%)	433 (64.2%)	494 (67.5%)	495 (68.9%)	514 (73.9%)
それ以外の施設数	332 (49.2%)	241 (35.8%)	238 (32.5%)	223 (31.1%)	182 (26.1%)



3 広帯域化の現状

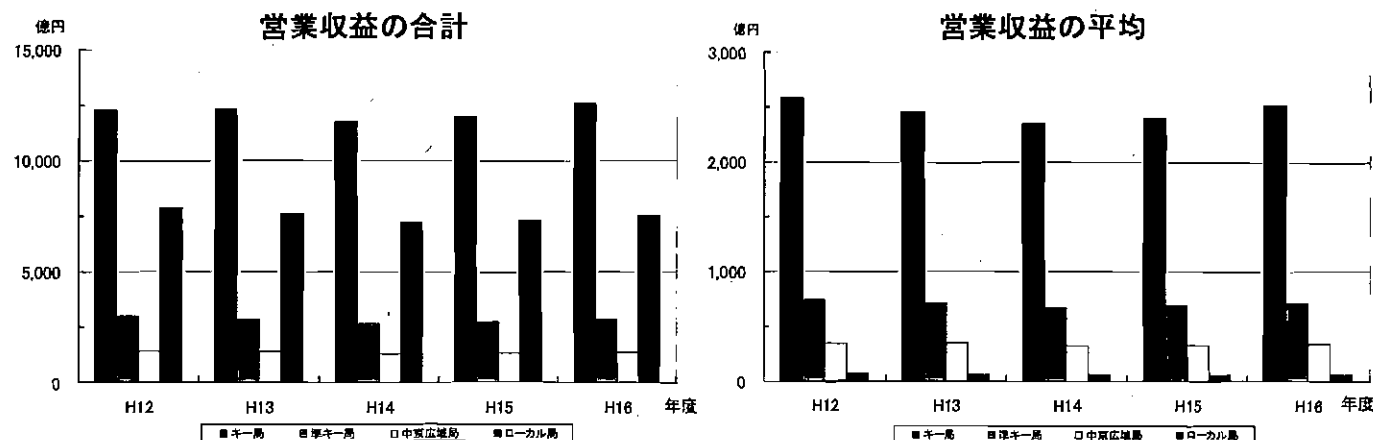


1-8 トリプルプレイヤーの現状

サービス名	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービスの基本料金 ※1
ぶらら光 トリプルパック (ぶららネットワークス)	ぶららフォンfor フレッツ間無料 国内8.4円 (3分) <i>(ぶららネットワークス提供)</i>	最大100Mbps <i>(ぶららネットワークス提供)</i>	多チャンネル放送(50ch以上)、 VOD(4~5000本) <i>(オンラインティーヴィ(AuH MEDIA)提供)</i>	9,849円 (一戸建) 7,066円 (マンション)
フレッツ光プレミアム※2 (NTT西+OCN+オンデマンドTV)	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) <i>(OCN提供)</i>	最大100Mbps <i>(OCN提供)</i>	多チャンネル放送(21Ch、CS番組) VOD(約3,000本) <i>(アイキャスト(多チャンネル放送)、オンデマンドTV(VOD)提供)</i>	8,683円 (一戸建) 7,024円 (集合住宅)
OCN 光 with フレッツ (OCN NTTコミュニケーションズ)	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) <i>(OCN提供)</i>	最大100Mbps <i>(OCN提供)</i>	VOD(100タイトル見放題) <i>(OCN提供)</i>	8,684円 (一戸建) 6,174円 (集合住宅)
KDDI 光one (KDDI)	光プラス間等無料 国内8.4円 (3分) <i>(KDDI提供)</i>	最大1Gbps <i>(KDDI(DION)提供)</i>	多チャンネル放送(30ch、CS番組) VOD(約4,500本)、通信カラオケ <i>(KDDI提供)</i>	9,555円 (一戸建) 7,245円 (マンション) <i>(KDDIまとめて割引適用時)</i>
ケーブルプラス (KDDI+連携CATV会社)	県内8.4円 (3分) 県外15.75円 (3分) <i>(KDDI提供)</i>	各CATV会社のサービスによる 参考:最大100~20Mbps <i>(連携CATV会社提供)</i>	各CATV会社のサービスによる 参考:多チャンネル放送(100ch、地上・ BS-CS)など <i>(連携CATV会社提供)</i>	9,495円 <i>(各CATV会社により料金は異なるが、JCN千葉の場合)</i>
Yahoo BB光 TV package (ソフトバンクグループ)	BBフォン間無料 国内7.875円 (3分) <i>(日本テレコム提供)</i>	最大100Mbps <i>(BBテクノロジー提供)</i>	多チャンネル放送(41ch、CS番組) VOD(約5,000本) <i>(ピー・ピー・ケーブル提供)</i>	7,234円 (一戸建) 4,189円 (集合住宅)
J:COM (ジェイコム東京)	市内8.3円 (3分) J:COM Phone間 5.3円 (3分) <i>(ジェイコム東京提供)</i>	最大30Mbps <i>(ジェイコム東京提供)</i>	CATV多チャンネル放送(81ch、地上・ BS-CS番組)、VOD(約3,500本) <i>(ジェイコム東京提供)</i>	11,350円

※1 料金については、平成18年2月現在のもの。テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としているが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。
 ※2 フレッツ光プレミアムでは、インターネット接続サービス、映像配信サービスについては、他のサービス提供会社を選択可能。

1-9 地上系一般放送事業者（テレビジョン放送）の概要



年度		H12	H13	H14	H15	H16
キー局	営業収益	12,316 (2,583)	12,351 (2,470)	11,814 (2,363)	12,015 (2,403)	12,611 (2,522)
	営業損益	1,687 (337)	1,400 (280)	1,035 (207)	926 (185)	947 (189)
準キー局	営業収益	2,981 (745)	2,831 (708)	2,686 (672)	2,770 (693)	2,853 (713)
	営業損益	305 (76)	189 (47)	133 (33)	131 (33)	204 (51)
中京広域局	営業収益	1,398 (350)	1,391 (348)	1,303 (326)	1,324 (331)	1,381 (345)
	営業損益	236 (59)	229 (57)	198 (50)	178 (45)	175 (44)
ローカル局 (114局)	営業収益	7,913 (69)	7,600 (67)	7,244 (64)	7,327 (64)	7,530 (66)
	営業損益	778 (7)	614 (5)	573 (5)	723 (6)	829 (7)

単位:億円、()内は1社平均

1-10 16年度の一般放送事業者（地上系）の収支状況

事業の別	区分	事業者数	営業収益 〔前年度比〕	営業費用 〔前年度比〕	営業損益 〔前年度比〕	経常損益 〔前年度比〕	当期損益 〔前年度比〕	億円
テレビジョン放送単営社		92 (92)	1,994,895 [104.3]	1,816,964 [103.9]	177,926 [107.9]	186,983 [107.0]	91,094 [112.0]	
(内訳)								
VHFテレビジョン単営社		15 (15)	1,525,416 [104.5]	1,406,079 [104.4]	119,331 [105.8]	126,962 [104.0]	63,261 [114.9]	
UHFテレビジョン単営社		77 (77)	469,479 [103.4]	410,885 [102.3]	58,594 [112.3]	60,022 [114.1]	27,833 [105.9]	
中波(AM)放送兼営社		35 (35)	442,538 [102.8]	404,925 [101.3]	37,612 [122.3]	41,748 [126.4]	23,451 [201.9]	
テレビジョン放送								
(内訳)								
VHFテレビジョン兼営社		33 (33)	433,819 [102.9]	396,457 [101.4]	37,361 [122.4]	41,462 [126.6]	23,383 [203.6]	
UHFテレビジョン兼営社		2 (2)	8,719 [99.6]	8,468 [99.3]	251 [110.3]	286 [108.4]	68 [51.0]	
中波(AM)放送 短波放送 超短波(FM)放送	単営社	66 (66)	160,762 [99.1]	155,071 [98.5]	5,691 [116.6]	7,171 [119.3]	2,288 [14.2]	
(内訳)								
中波(AM)放送単営社		12 (12)	72,419 [97.7]	70,417 [98.2]	2,002 [83.1]	3,123 [99.0]	1,458 [8.7]	
短波放送単営社		1 (1)	2,051 [114.7]	2,071 [109.6]	△ 20 [-]	10 [-]	26 [-]	
超短波(FM)放送単営社		53 (53)	86,292 [99.9]	82,583 [98.5]	3,709 [144.1]	4,038 [137.3]	804 [721.3]	
多重放送単営社		2 (2)	3,108 [111.0]	2,689 [103.8]	419 [201.2]	454 [202.6]	222 [174.9]	
合計		195 (195)	2,601,302 [103.7]	2,379,649 [103.1]	221,647 [110.4]	236,357 [110.5]	117,055 [107.2]	
コミュニティ放送		174 (161)	13,994 [99.0]	13,816 [98.3]	178 [215.6]	276 [168.9]	65 [-]	
合計		369 (366)	2,615,296 [103.7]	2,393,465 [103.1]	221,825 [110.4]	236,633 [110.5]	117,120 [107.3]	

注1:平成16年度までに開局した地上系一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの
 注2:財団法人道路交通情報通信システムセンター(超短波文字多重放送単営社)については、株式形態の放送事業者とは運営形態が異なるため除外している
 注3:四捨五入のため、合計が一致しないことがある
 注4:「事業者数」欄の()内の数は前年度の数

14

1-11 地上テレビジョン放送のデジタル化の意義

1 IT社会の基盤

- ① 地上放送のデジタル化は、4,800万のほぼ全世帯に広く普及しているテレビ(約1億台)のデジタル化。全家庭における身近で簡便なIT基盤を形成
- ② インターネットと連携したサービスや双方向サービスを可能に

(例)【テレビ番組】

- 自治体からのお知らせ → 関心を持った地域の催しをテレビ画面上でリモコン操作 → 申込み
(内容、日時、場所等の詳細情報)
- 紀行情報番組 → 気に入った温泉宿をテレビ画面上でリモコン操作 → 予約
(空き情報、部屋の種類、価格等の詳細情報)

2 視聴者にとってのメリット

- ① 高品質な映像・音声サービス → ハイビジョンやゴーストのない画像
- ② 高齢者・障害者にやさしいサービスの充実 → 例:セリフの速度が自由に調節可能
- ③ 安定した移動受信の実現 → 携帯端末等でクリアな映像を受信可能
- ④ データ放送の充実 → 例:ニュース、天気予報をいつでも視聴可能

3 新たな周波数の送出

アナログ方式と比較して使用周波数を大幅に節減可能 → 移動体通信など新しい周波数ニーズへの対応

4 経済効果

関連産業への波及効果を含めると約200兆円(「地上デジタル放送懇談会報告」(H10.10))

15

1-12 地上テレビジョン放送のデジタル化の状況

1 視聴可能世帯数

平成15年(2003年)12月、三大都市圏(関東・中京・近畿)において放送開始。平成18年(2006年)5月に福井県、6月に北海道のそれぞれ県庁所在地で放送開始

平成17年(2005年)12月、全放送事業者の平成23年(2011年)までに整備される中継局のロードマップを公表

平成18年(2006年)末までに全国の県庁所在地等で放送開始予定

○直接受信:31都府県※ 約3,220万世帯 (全世界帯の約68%)

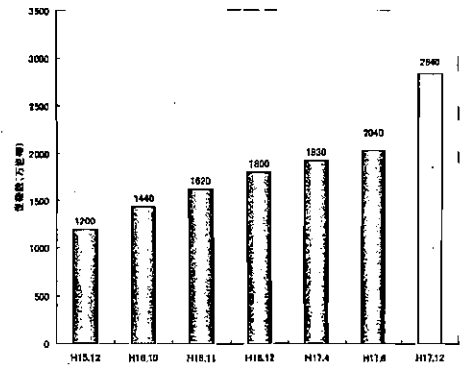
(平成18年5月末現在)

〔※北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、福岡、沖縄〕

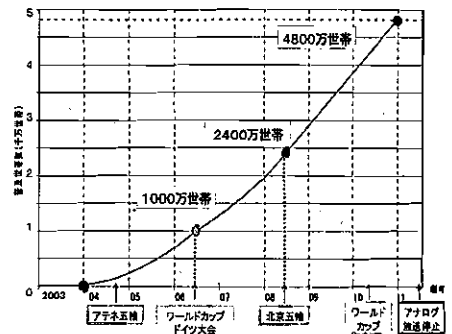
○ケーブルテレビ経由: 約1,280万世帯

(平成18年3月末現在:(社)日本ケーブルテレビ連盟調べ)

【直接受信可能世帯数の推移】



【地上デジタル放送用受信機の普及目標】



2 地上デジタル放送受信機台数

約51万台 (開始前) → 約1,122万台 (平成18年5月末現在)

(JEITA調べ・日本ケーブルラボ調べ)

3 地上デジタル放送設備投資額

地上テレビのデジタル化投資額

NHK 3,850億円 (平成18年1月:NHK18年度収支予算と事業計画より)

民放 8,082億円 (平成15年8月:日本民間放送連盟試算)

※内訳:親局929億円、中継局2,609億円、送出設備2,278億円、スタジオ設備等2,266億円
※ローカル局1社あたりの平均:63.6億円

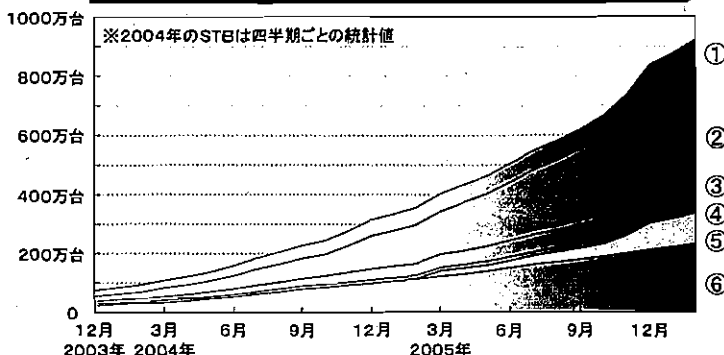
1-13 デジタル放送受信機の普及状況

2006年5月末現在

地上デジタル放送受信機の
出荷状況 ※内数
1122万台

※JEITA、日本ケーブルラボ調べ

① CRTテレビ	72万台
② 液晶テレビ	503万台
③ PDPテレビ	107万台
④ チューナー	23万台
⑤ デジタルレコーダ	146万台
⑥ ケーブルテレビ用STB	271万台



B Sデジタル放送の
受信可能件数
1546万件

※NHK調べ(速報値)

B Sデジタル放送受信機の普及数
1368万台

CRTテレビ	185万台
PDP、液晶テレビ	662万台
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	251万台
ケーブルテレビ用STB	270万台

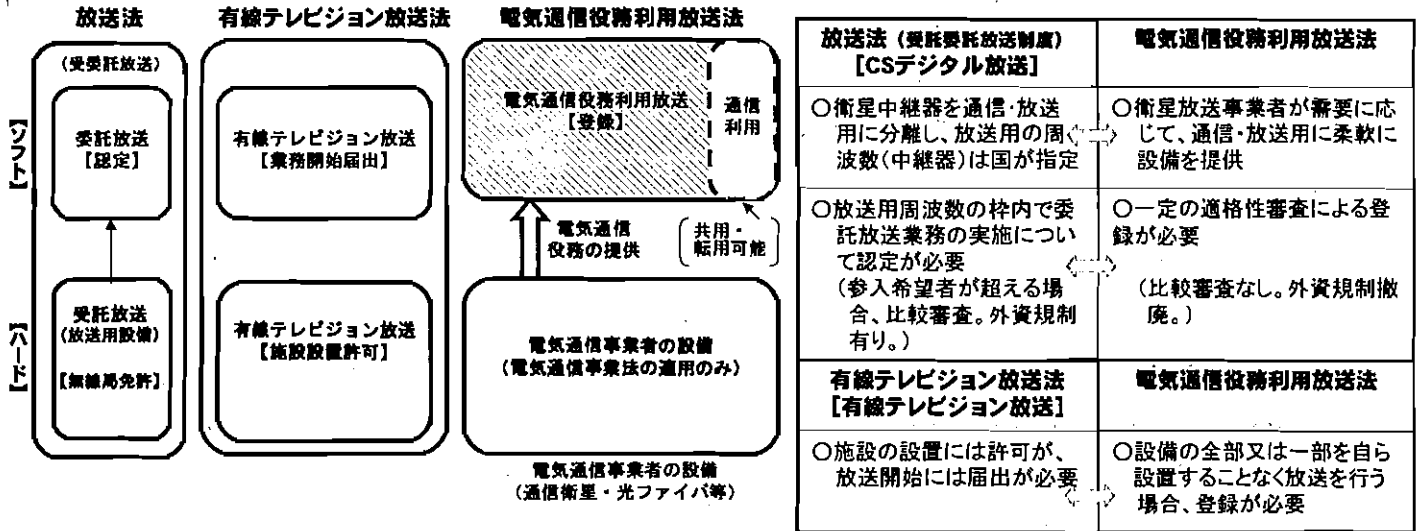
ケーブルテレビでの視聴世帯
(アナログに変換して視聴)

178万世帯

1-14 電気通信役務利用放送法の概要

- 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、CSデジタル放送及び有線テレビジョン放送の設備利用の規制緩和を行うため、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化して可能としたもの。
- 平成14年1月28日より施行され、平成18年4月末現在で、65事業者が登録。
 - 衛星役務利用放送事業者:49
 - 有線役務利用放送事業者:16

主な規制緩和



1-15 IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態

- 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式※による放送サービスが4事業者により提供
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスのほか、VODサービス等も提供

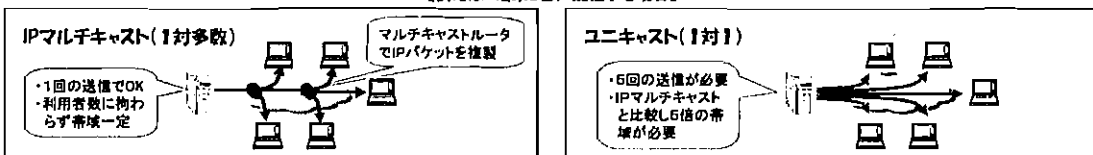
◇サービスの概要

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビー・ビー・ケーブル(株)	H15.3	ベーシック34ch、無料4ch、アラカルト3ch (VODサービス(5,000タイトル以上)も提供)
MOVIE SPLASH	KDDI(株)	H15.12	ベーシック25ch、オプション5ch (VODサービス(4,000タイトル以上)、カラオケ(7,500曲以上)も提供)
4th MEDIA	(株)オンラインティーヴィー	H16.7	基本25ch、オプション18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7,500曲以上)も提供)
オンディマンドTV	(株)アイキャスト	H17.6	ベーシック21ch (VODサービス(3,000タイトル以上)も提供)

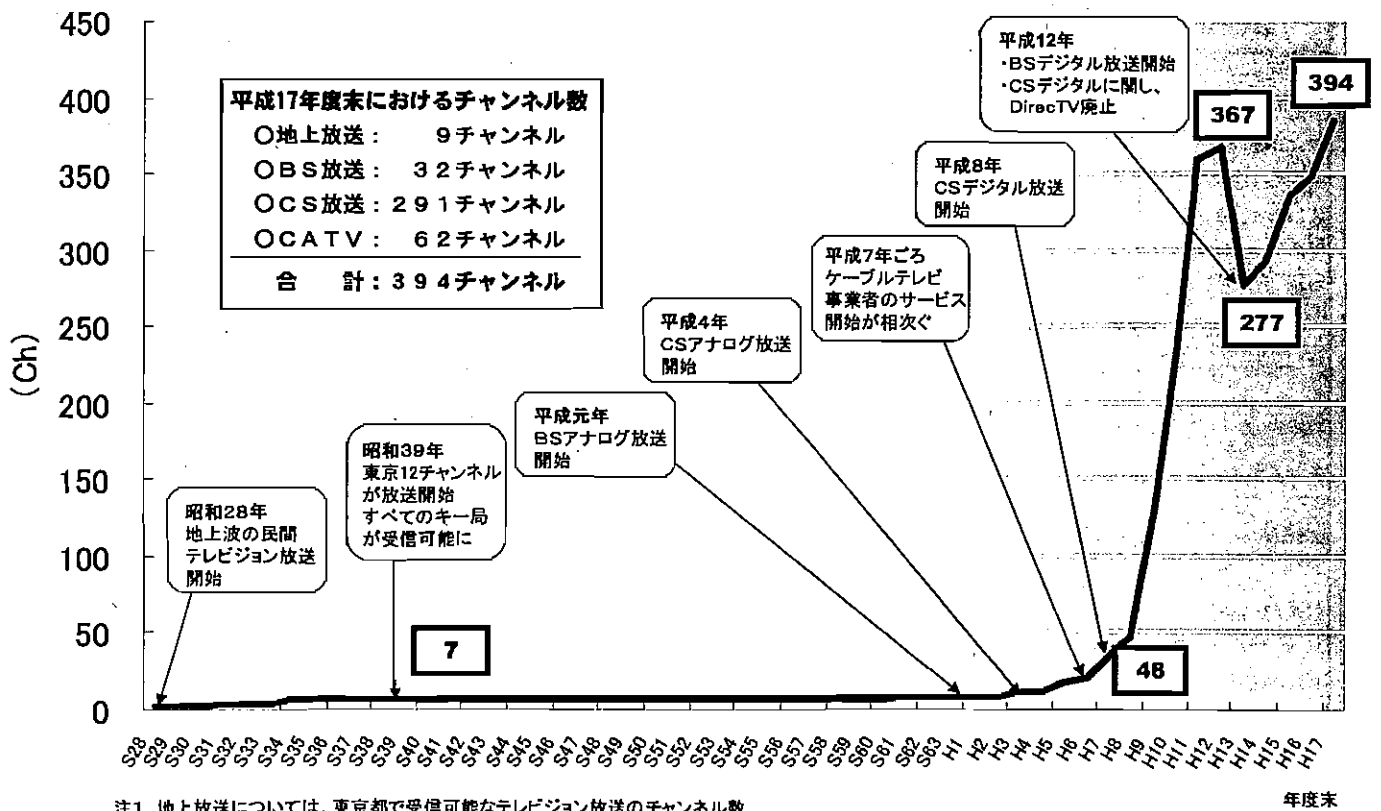
※ IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】

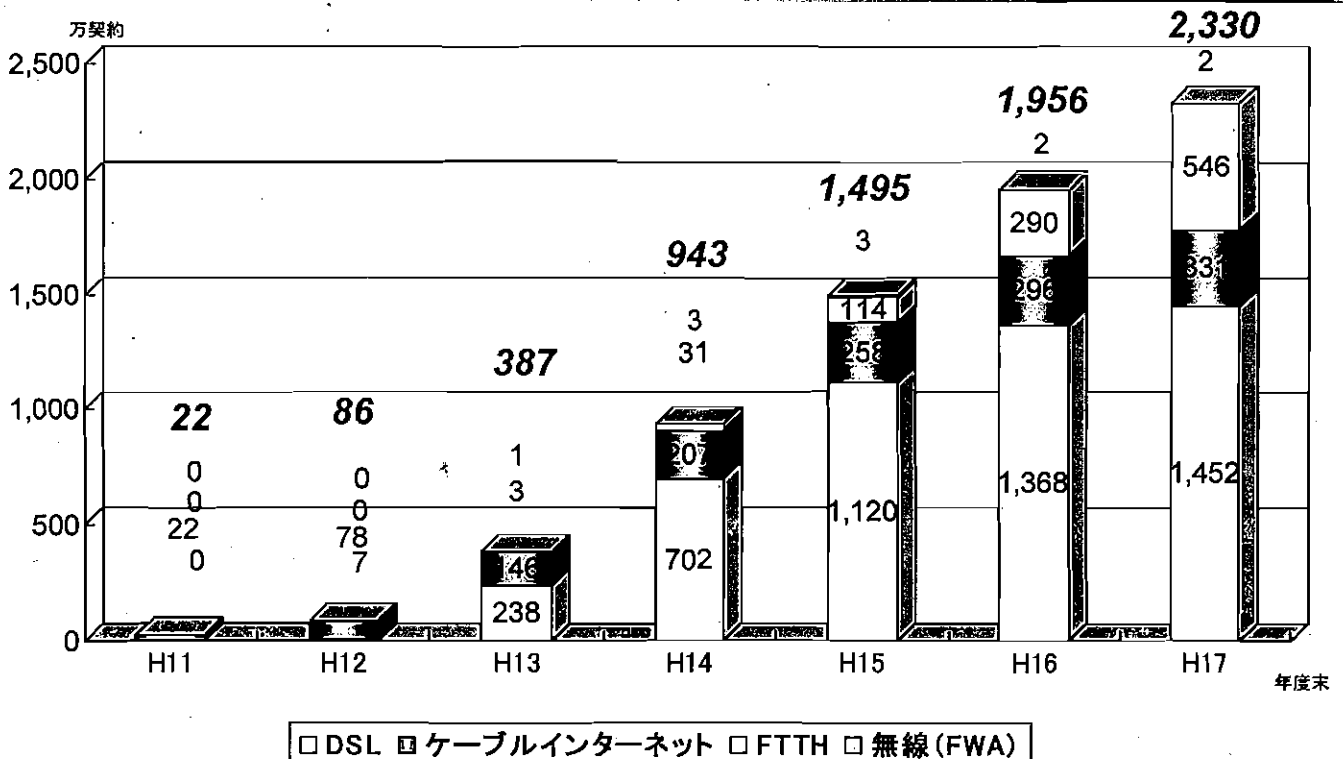


1-16 多チャンネル化の状況



注1 地上放送については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数
 注2 BS放送、CS放送については、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出
 注3 CATVについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均
 注4 上記のほか、全国をサービス地域とする有線役員利用放送事業者4社があり、その平均チャンネル数は約34チャンネルである

1-17 ブロードバンド契約数の推移



(平成18年「情報通信に関する現状報告」より作成)

注1 ブロードバンド: FTTH (Fiber To The Home)、DSL (Digital Subscriber Line)、ケーブルインターネット、無線 (FWA (Fixed Wireless Access)) の合計
 注2 平成16年度分より電気通信事業者報告規則の規定により受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計

1-18 ブロードバンドによる映像配信サービスの概要

	提供主体	名称	放送	回線提供	提供形態	サービス概要	主なメディア関連企業との出資・連携等状況
インターネット系	NTTコミュニケーションズ	OCNシアター		NTTコミュニケーションズ	CoDen光の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	VOD(100タイトル見放題)	
	アイキャスト	オンデマンドTV	○	NTT東西(オンデマンドTV)	フレッツ光プレミアム、Bフレッツの契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(21ch)、VOD(約3000本)	・伊藤忠商事が100%出資
	オンラインティーヴィ	4th MEDIA	○	NTT東西(ぶらなネットワークス)	Bフレッツを足回りとするISP(plala等)契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(50ch以上)、VOD(4-5000本)	・(株)ジュビターTV、(株)東北新社、(株)日本経済新聞社がオンラインティーヴィの主な出資者
NCC系	KDDI	MOVIE SPLASH	○	KDDI、NTT東西、東京電力	光プラスネットDION又は光ネット電話の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(30ch)、VOD(約4500本)	・(株)ジャパンケーブルネットホールディングスの株式を5割額、取得予定
	ピー・ピー・ケーブル	BBTV	○	BBテクノロジー	Yahoo! BB光等の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送(41ch)、VOD(約5000本)	・ソフトバンクBBが100%出資
	TVバンク	TVバンク		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	・ソフトバンク
有線放送系	キャスト	casTY		TEPCO光(東京電力)	「TEPCOひかり」ユーザを対象に映像コンテンツを無料で提供	VOD等	・吉本興業(株)、東京電力(株)が出資
	USEN	GyaO		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	・ギャガ・コミュニケーション・エイベックスグループへ出資 ・映像配信でスカイパーフェクト・コミュニケーションズと連携
	ケイ・キャスト	eo光テレビ	○	ケイ・オプティコム(関西電力)	自社HFC網及びケイ・オプティコムの光ファイバを利用して有線業務利用放送、インターネット接続サービス及び電話サービスを提供	多チャンネル放送(最大約120ch)	・関西電力、京阪電鉄、ケイ・オプティコムなどが出資
CATV系	JCOM各社	J:COM TV	○	JCOM	・ケーブルテレビサービスとして単独で提供 ・J:COM NET(インターネット接続サービス)やJ:COM PHONE(電話サービス)も合わせて提供	多チャンネル放送(81ch以上)、VOD(約3500本)	・SMシヨウ/エルエムアイ・スーパー・メディア・エルエルシー、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーなどが出資
	フジテレビ	フジテレビ on Demand		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザ、STBユーザを対象に、フジテレビ番組、映像コンテンツを提供	VOD	・東宝がフジテレビへ出資 ・WOWOW、スカイパーフェクト・コミュニケーションズへ出資
	日本テレビ	第2日本テレビ		限定なし	全インターネットユーザを対象に、日本テレビの過去の番組を中心に提供	VOD	・スカイパーフェクト・コミュニケーションズへ出資
放送事業者系	TBS	TBS BooBo BOX		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザ、STBユーザを対象にTBSグループのテレビ番組や映像コンテンツを提供	VOD	・USENとブロードバンド放送でのライブ中継で提携 ・WOWOWへ出資

※各社HP等より総務省作成 22

1-19 諸外国における映像配信サービスの動向

サービス開始	事業者	動向
05年09月	Verizon	・テレビ番組配信サービスである「FIOS TVサービス」(640AM方式)の提供開始を発表(05年1月)し、テキサス州ケラーで開始(05年9月)。
06年06月	AT&T	・光ファイバによるIP網の構築及びテレビ・データ・音声の統合サービス(U-verse TV)の提供を発表(04年11月)し、テキサス州サンアントニオで開始(06年06月)。 ・VODサービス会社アキンプと提携し、自社サービスのVODサービスにアキンプが提供するコンテンツを提供することを発表(06年04月)。
05年07月	CBS	・インターネットでニュース映像の無料配信を開始(05年7月)。ヤフーより「60minutes」の配信を予定(06年03月発表)。 ・ウェブサイト「Innertube」により、テレビ番組、舞台裏の紹介、旧作やキャンセルされた番組のストリーム配信の提供を開始(06年06月)。
05年09月	ABC、CNN	・05年9月からヤフーを通じてネットで番組を無料配信することを発表(05年8月)。 ・ABC、実録的に人気番組をオンラインでノーカット無料配信(06年04月)。
06年03月	NBC	・人気番組をコムキャスト(CATV大手)のVODサービスで提供することを発表(06年03月発表)。
06年05月	Fox	・番組のネット配信について系列局と合意。若者向けポータルサイト「マイスペース・ドットコム」で人気ドラマ番組「24」等の有料配信を開始(06年05月)。
06年末	Direc TV	・年末までにブロードバンドによるVODサービスの提供を開始すべく準備中。
05年02月	Akimbo TM Systems	・インターネットによるVODサービスの開始。 ・PCIによる現在の受信環境に加え、06年秋にはトムソンと共同開発したTV向けセットトップボックス「RCA Akimbo Player」も提供開始予定。
05年10月	Apple Computer	・ビデオやテレビ番組を再生できる携帯音楽プレーヤー「iPod」の新機種を発表。iTMSでのテレビ番組の配信で、米ウォルト・ディズニーと提携(05年10月)。
06年	Yahoo!	・携帯端末やテレビ画面向け新事業「ヤフー・ゴニ」を発表。06年にテレビ画面等でニュース等、ヤフーの各種サービスをパソコン並に利用可能に(05年12月発表)。
06年01月	Google	・インターネットを通じてテレビ番組等の映像を配信するサービス「グーグル・ビデオ・ストア」を近く開始。CBSテレビの番組等を提供(06年1月発表)。現在提供中。
06年03月	AOL	・ワーナー・ブラザーズと共同で動画配信サービス「In2TV」を立ち上げ、過去の人気番組の無料配信を開始(06年03月)。
06年01月	TiVo	・ヤフーと提携し、ティボ加入者は自宅以外の場所でもヤフーのサイトからネット経由でテレビ番組を録画予約可能に(05年11月)。 ・保護者が子供の視聴にふさわしい番組だけを選別できる「TiVo Kid Zone」機能を提供することを発表(06年03月)。 ・インターネットで配信されている動画をTVに直接伝送する新サービス「TiVoCast」を開始(06年06月)。新たにコンテンツ事業者とも提携。
04年05月	Video Networks	・ADSLによるIPTVサービス(Hone Choice)の高スタート。デジタルテレビの再送信を含むTVサービス、VODサービス等を提供。
06年夏	BT	・BT Retail(BTの小売部門)が、VOD/TVテレビを含むサービスを発表を発表(BT Vision)。試験サービスを06年08月から実施し、商用サービスを秋に開始の予定。
05年10月	BBC	・全番組放送1週間以内なら録画パソコンにダウンロードして見られ、1週間先まで予約可能(IMP(Interactive Media Player)の3ヶ月の試験開始(05年10月)。
06年06月	Channel 4	・自社サイトで自社番組の原稿ストリーミングサービスを開始。
04年	Iliad	・FreeブランドでIPTVサービスを開始(VODサービスは05年12月)。 ・HDTVサービスを開始(06年06月)。
04年07月	FT	・インターネット、IP電話、TVサービス(ADSL)、ネットゲームなどを1つのセントラルハブを通じて提供するLive Boxサービス(マリニーTV)を開始(04年7月)。
06年04月	TF1	・株メディア大手EM.TVの親業番組子会社のEM Entertainment GmbHと提携。これにより同社はインターネットを通じてフランスでTF1の番組を放送。
03年11月	DT	・T-online(ドイツテレコムの子会社)がPC向けのVODサービス開始(03年11月)。 ・DSLによるTVサービスの試験を実施(06年05月)し、06年後半からIPTVサービス開始予定。
06年05月	HanseNet	・HanseNet(テレコム・イタリア子会社)、IPTVサービス「Alice home TV」開始。TV100チャンネル、ムービー・オン・デマンドを提供。
06年中	KT	・IPTVのデモンストラレーションを実施。06年中のサービス提供を発表(05年12月)。
01年09月	SBS	・子会社のSBSiがインターネットにより有料でのSBSの番組のVODサービスを開始。
03年04月	MBC	・子会社のIMBCがインターネットにより有料でのMBCの番組のVODサービスを開始。
03年	KBS	・政府系機関が出資するコンピアドットコムのサイトを通じて放送番組の有料提供を開始。

注 通信事業者()、放送事業者()、インターネット上の事業者()、その他の事業者()の主な動向について記載。

1-20 我が国・諸外国の携帯向け映像配信サービスの動向

	日本	米蘭	英蘭	仏蘭	独蘭	韓蘭	
地上放送	状況 実用	・ISDB-Tの1seg(06.04~)				・T-DMB(06.05~)	・T-DMB(05.12~)
	実用 実験		・Media FLO、DVB-Hで実験	・DVB-H、DABで実験(05.09~)、Media FLOで予定(06)	・DVB-H、DABで実験(05.09)実験許可	・DVB-Hで実験(04.05等)	
	提供/実験 主体	・地上放送事業者(新たな無線局免許は不要)	・Media FLO:クアルコム ・DVB-H:Modeo(18クラウンキャスルモバイル)	・DVB-H:O2等 ・DAB:BT等 ・Media FLO:BeckyB	・主要放送局がそれぞれ参加する4つのコンソーシアムが実験中。	・DMB:Debitel(携帯大手) ・DVB-H:BMCF(T-Mobile等が参加)	・地上放送事業者3社(KBS、MBS、SBS)及びその他事業者3社
	概要	・形態:ストリーミング ・ch:1ch ・料金:無料	【クアルコムの例(08年末開始予定)】 ・形態:ストリーミング、ダウンロード ・ch:ストリーミングは20ch程度 ・料金:有料(ベーシックプラン(8-10ch)で10-15ドル/月)	(未定)	(未定)	・形態:ストリーミング ・ch:ZDF、ProSiebenのch等映像4ch、音声1ch ・料金:有料(0.95ユーロ/月。ただし、ZDFは無料。)	・形態:ストリーミング ・料金:無料
備考	・地上デジタル放送の無線局免許により同放送のサイマル放送を実施。	・Media FLOは、UHF帯の55chを確保。観望、視聴者管理等の上り通信は3Gで処理。携帯事業者(ベライゾン、スプリント)と連携して提供予定。 ・Modeoはバンドの1670-1675MHz帯域を確保。	・バンドの1452-1492MHz帯域のオークションをパブコメ中。	・UHF帯でマルチプレックスに付与する周波数を特定中。 ・マス排の運用についてパブコメ中。	・Debitelは、各州よりバンドで1.5MHz帯域の免許を取得。 ※放送サービス免許等の運用の詳細は不明。	・VHF帯の8ch、12chでそれぞれのchを3ブロックに分割。それぞれのブロックで多チャンネル(映像1ch+音声3ch+データ1ch等)が可能。	
衛星放送	実用	・S-DMB(04.10~)					・S-DMB(05.05~)
	提供主体	・モバイル放送株式会社					・TUメディア(SKテレコムの子会社)
	概要	・料金:プレミアchを除く映像パック1,370円/月					・料金:13,000ウォン/月
	備考		・船隻ラジオによる映像配信の計画あり。				
3Gネットワーク	提供主体	・NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク	・ベライゾン、 ・シンギュラー、スプリント(MobiTVと連携して提供)	・オレンジUK、ボーダフォンUK、3UK	・オレンジ、SFR(ボーダフォン系)	・ボーダフォン独、O2独	・SKテレコム、KTF
	概要 (料金は通送料を除く。)	【KDDIの例】 ・形態:ダウンロード ・料金:chごとに無料~315円/月	【モビTVの連携サービスの例】 ・形態:ストリーミング ・ch:29ch ・料金:20ドル ・シンギュラー、スプリントと連携してサービス提供	【オレンジの例】 ・形態:ストリーミング ・ch:CNN等16ch ・料金:20時間分で10€/月。超過分は追加料金。	【オレンジの例】 ・形態:ストリーミング、ダウンロード ・ch:地上デジタル再送信を含む50ch ・料金:30分で10フラン/月。超過分は追加料金。	(詳細不明)	【SKテレコムの例】 ・形態:ストリーミング、ダウンロード ・ch:5ch ・料金:不明

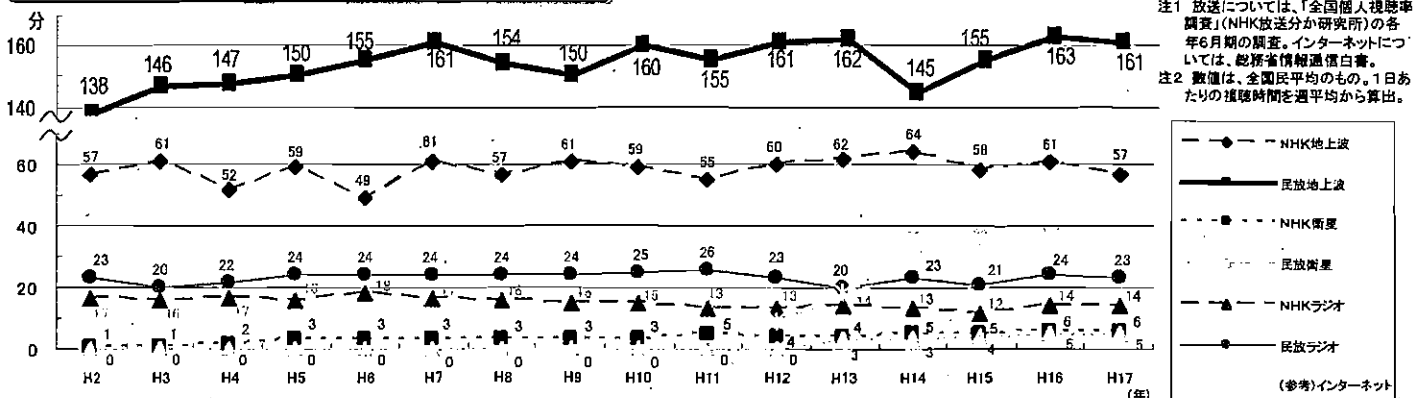
1-21 各メディアの特性

1 各メディアのチャンネル数、視聴時間等

メディア	チャンネル数	視聴時間・利用時間 (一日当たり、全国民平均)	視聴世帯数・ インターネット利用者数	年間家計支出
地上放送	NHK2ch+民放4ch程度 (東京:NHK2+民放6+放送大学*)	3時間46分	約5,000万世帯	放送視聴料 (公共放送受信料 及び 有料放送料金) 21,936円
衛星放送	アナログ HD-TV 7ch SDTV 3ch	10分	約1,433万世帯 (BSデジタル放送 約1,422万世帯)	
CS放送(デジタル)	271ch	-	約405.8万世帯	
CATV(自主放送を行う許可施設)	-	-	約1,913万世帯	
ラジオ(地上放送)(コミュニティ放送、 外国語放送、短波放送を除く)	NHK3ch+民放2ch程度 (東京:NHK3+民放6+放送大学*)	38分	-	-
(参考)インターネット	-	34分	約8,529万人 参考:契約件数(H17.6) DSL 1408万件 ケーブル 306万件 光 341万件 モバイル・インターネット 約7,775万人	インターネット 接続料 15,040円
パソコンからの利用者	-	-	約6,801万人	-

注1「視聴時間・利用時間」は、放送については、「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)の平成18年4月期の調査。
注2「チャンネル数」は、「視聴世帯数・インターネット利用者数」のうち、時期を明示していないものは、平成18年3月末現在のデータ。
注3「地上放送」の「視聴世帯数」は、平成17年3月末の住民基本台帳等に基づく推計。
注4「BS放送」の「視聴世帯数」は、NHKの受信契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル経由を加えた値。括弧内の「BSデジタル放送」の「視聴世帯数」はNHK推定値にケーブル経由を加えた値。
注5「CS放送」の「チャンネル数」、「視聴世帯数」はSKY PerfectTV及びSKY PerfectTV!!10に係る数値の合計。
注6「CATV」には、電気通信設備利用放送の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の方式により放送を行っているものを含む。
注7「年間家計支出」、「インターネット利用者数」及び「利用時間」は総務省平成18年「情報通信に関する現状報告」の数値(平成18.3現在)により、「契約件数」は電気通信事業者報告規則の規定により報告を受けた契約数を記載。

2 各メディアの視聴時間の推移



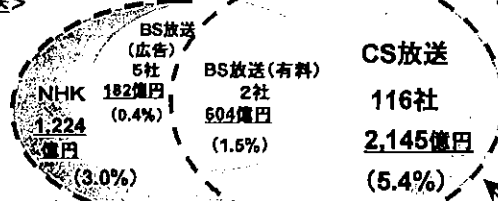
注1 放送については、「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)の各年6月期の調査、インターネットについては、総務省情報通信白書。
注2 数値は、全国民平均のもの。1日当たりの視聴時間を週平均から算出。

1-22 テレビジョン放送を取り巻く市場の概況

衛星放送

<総合放送>

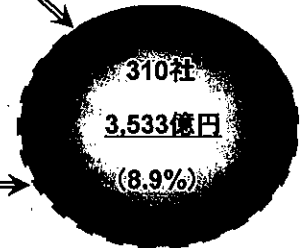
<多チャンネル・専門放送>



地上放送

ケーブルテレビ

平成16年度
放送メディア全体の収入
3兆9,559億円



在京キー局
5社
1兆2,611億円
(31.8%)

NHK
5,631億円
(14.2%)

ローカル局
114社
7,530億円
(19.0%)

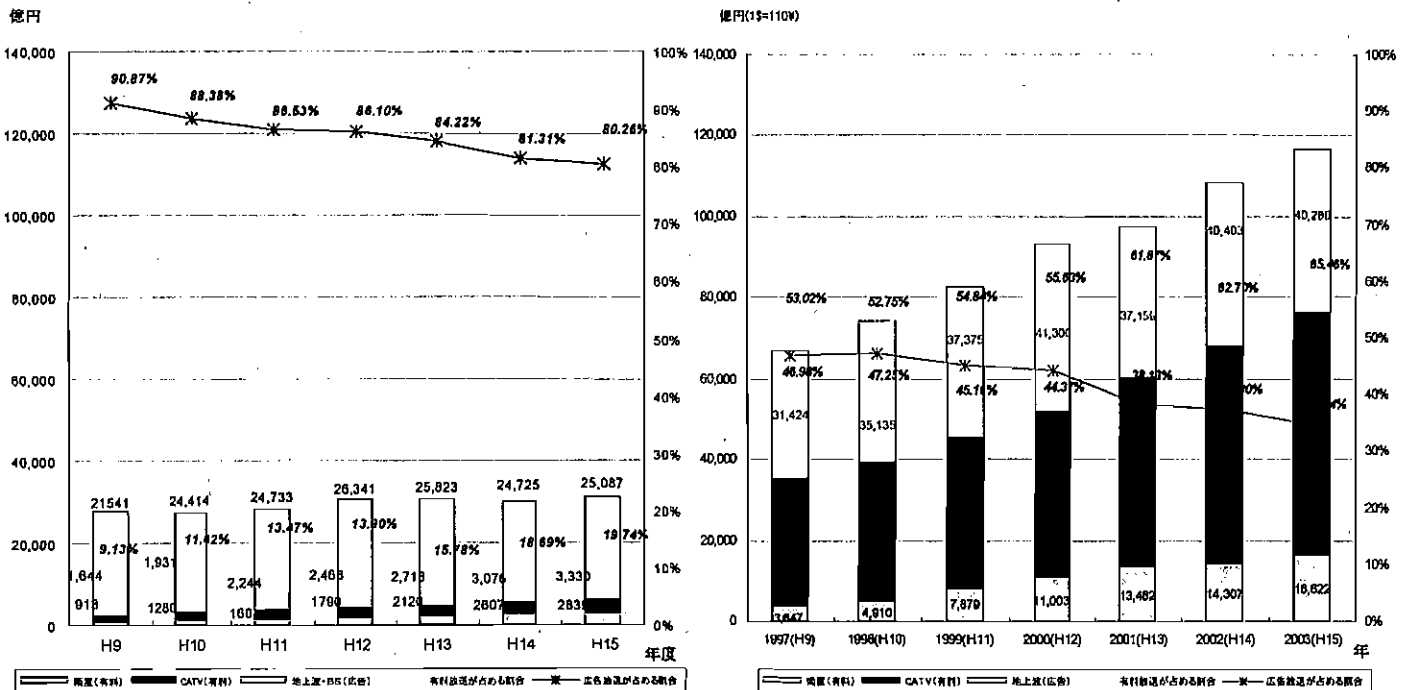
準キー・中京局
8社
4,233億円
(10.6%)

- 注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に対して各媒体の占めるシェア。
- 注2 NHKを除く収入状況は、平成18年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末以外の事業者についても、平成16年度内の決算期における収支状況を取りまとめている)。
- 注3 地上放送のNHK分については、「平成16年度決算概要」における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
- 注4 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う時施設事業者(547社)のうちケーブル事業を主たる事業とする営利法人(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む)。
- 注5 放送学園大学を除く。

1-23 広告放送と有料放送に関する日米市場比較

日本

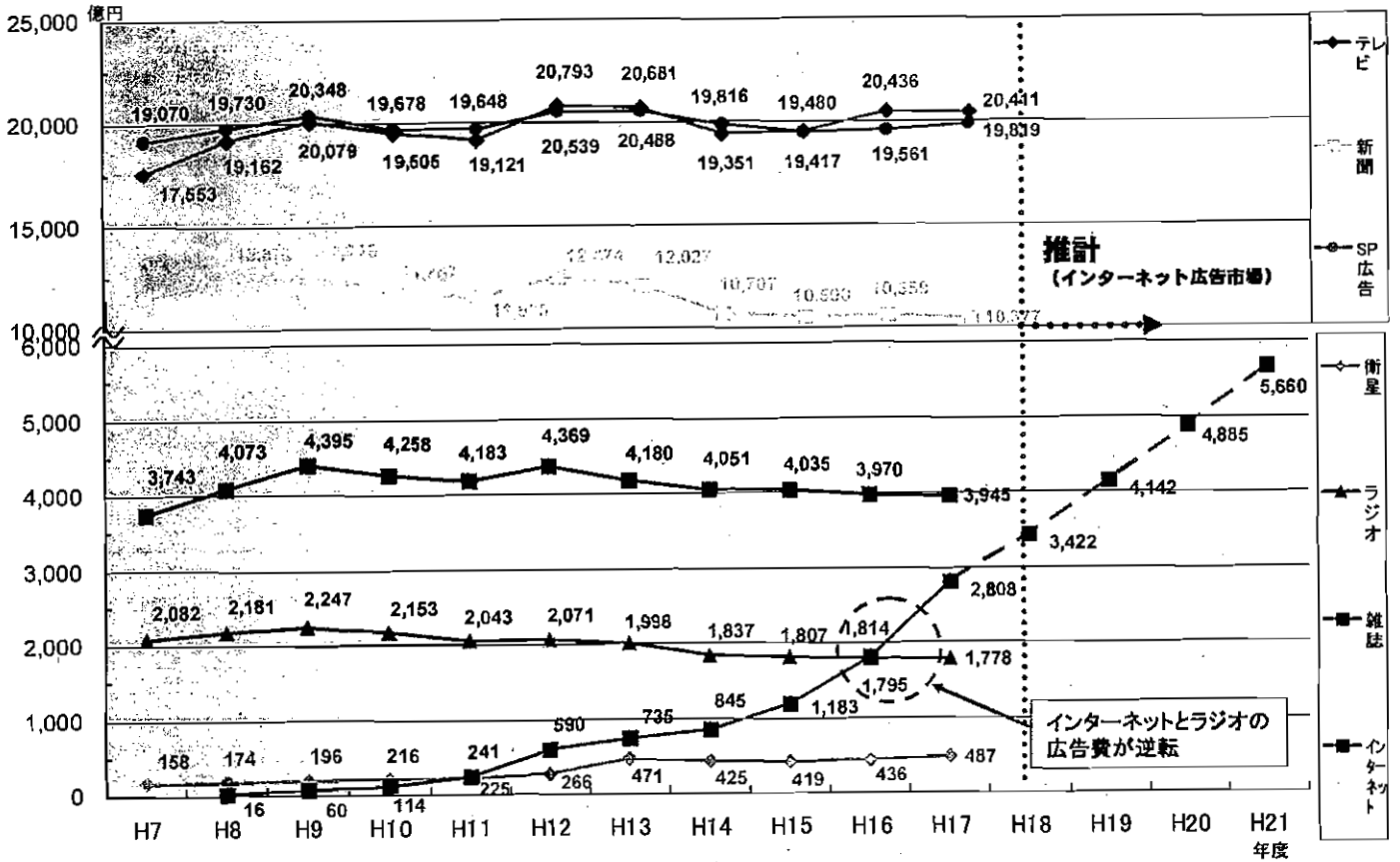
米国



注1 日本については、総務省資料により作成。米国については、センサス局資料、PBS(公共放送)のAnnual Report、DirecTV Group社及びDishNetwork社のAnnual Report等におけるデータに基づき作成。なお、米国の地上波は、センサス局資料におけるTV broadbandcasting (NAICS51312)の事業収入からPBSのAnnual Reportにおける事業収入を差し引いて算出したもの。

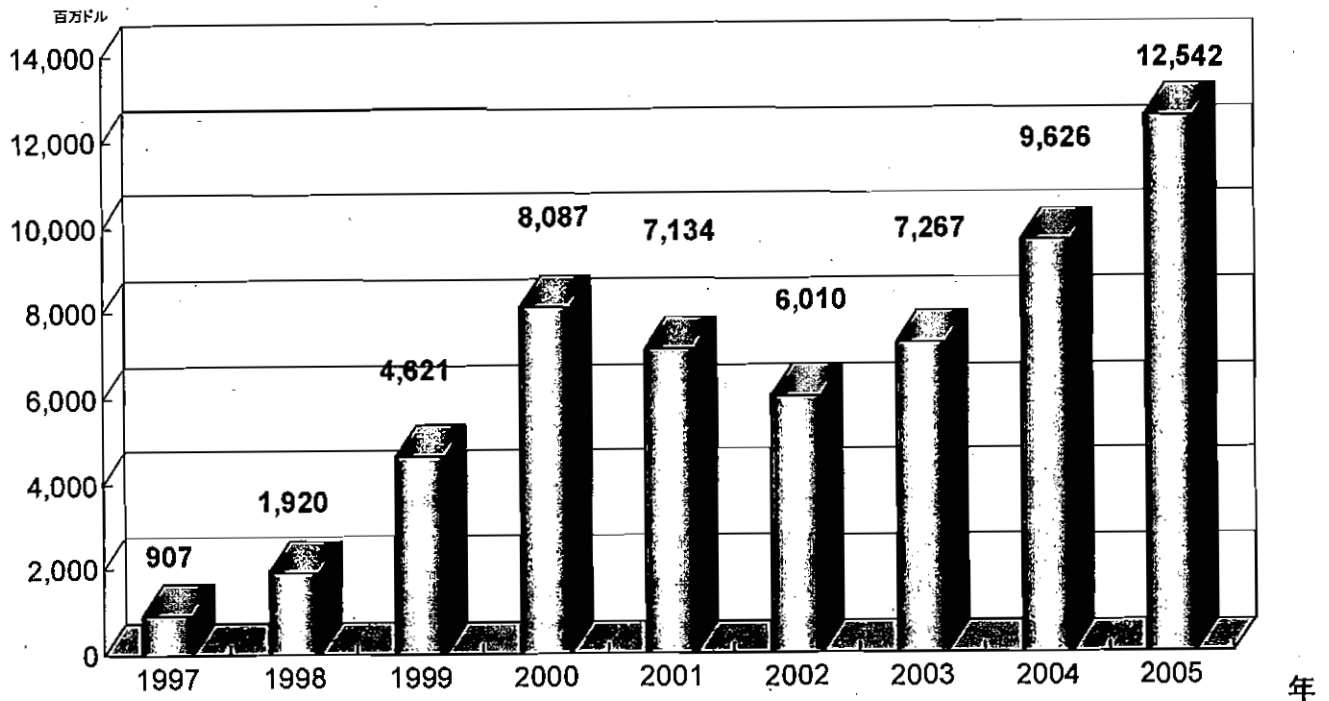
注2 米国の衛星(有料)は、DirecTV Group社とDishNetwork社(EchoStar社の親会社)のホームページにおけるデータを基に各社の総収入を合算したものの。

1-24 広告市場の推移・将来試算



注1 衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費
 注2 SP(セールスプロモーション)広告…販売促進を目的とする短期的な広告 (出典:『情報メディア白書 2005』、電通総研及び電通ウェブサイト、電通総研発表資料より作成) 28

1-25 米国のインターネット広告収入の推移



(Source: IAB Internet Advertising Revenue Report, IAB/PwC Press Release より作成)

1-26 放送の許認可制度

	地上放送事業者 (キー局、地方局)	BS(アナログ)放送事業者 (注1)	BS(デジタル)放送事業者(注1)		CS(110度、124/128度)放送事業者			有線テレビジョン放送事業者		
			委託放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者	受託放送事業者	衛星放送事業者	有線テレビジョン放送法		有線放送事業者
適用法	電波法 放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	放送法	電波法 放送法	電気通信役務 利用放送法	有線テレビジョン 放送法	左記以外の有線 テレビジョン放送 事業者(注4)	電気通信役務利 用放送法
参入	無線局開設に係る免許	無線局開設に係る免許	認定	無線局開設に係る免許	認定	無線局開設に係る免許	登録	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
審査事項	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省令に合致(集中排除原則等)	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○財政的基礎 ○その他総務省令に合致(集中排除原則等)	○欠格事由 ○受託放送役務を受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び健全な発達に適切 ○総務省令に合致(集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○その他総務省令に合致	○欠格事由 ○受託放送役務を受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び健全な発達に適切 ○総務省令に合致(集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○その他総務省令に合致	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)	○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事柄に照らし必要かつ適切	○なし (虚偽の届出については罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)
外資規制	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
料金	認可	認可(注2)	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出
番組準則	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
放送番組の保存	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○
あまねく受信努力義務	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
災害放送	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
輪播再送信	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
候補者放送	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○
事業者数	196	1	14	1	77	2	45	538(注3)	59	16
代表的な事業者	○日本テレビ ○東京放送 ○フジテレビ ○テレビ朝日 ○テレビ東京	○WOWOW	○BS日本 ○ビーエスフジ ○ビーエス・アイ ○ビーエス朝日 ○BSジャパン	○BS-SAT	○ジェイ・スポーツ・ロードキャスト ○スターチャンネル	○JSAT ○宇宙通信	○ウォルト・ディズニージャパン ○ブルームバーグ・エルピー	○ジェイコム東京 ○アブケーブルテレビ ○多摩ケーブルネットワーク	○諏訪市 ○熊野市 ○倉敷市	○ビー・ビー・ケーブル ○東京ベイネットワーク ○KKDDI ○オブティキスト

(注1) 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送については、現行のBS(アナログ)放送事業者と同一の規律が存在
(注2) 平成19年より届出

(注3) 自主放送を行う事業者

(注4) 有線テレビジョン放送施設から届出の届出を受けて業務を行う者

1-27 番組編集の基準

第1条【目的】

次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

第3条の2第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第3条の2第2項【番組調和原則】

教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互間の調和を保つようにならなければならない

第3条の3【番組基準の策定】

放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第3条の4【番組審議機関の設置】

放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

国内番組基準

その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情懷、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそなう

放送基準

次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を発揮し内容の充実につとめる。

- 正確で迅速な報道
- 健全な娯楽
- 教育・教養の発展
- 児童および青少年に与える影響
- 節度をまもり、真実を伝える広告

BPO(放送倫理・番組向上機構)

放送倫理・番組向上機構

放送と人権等権利に関する委員会(BRC) | 放送と青少年に関する委員会 | 放送番組委員会

- ・NHKと民放連が共同で設立
- ・目的:放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与すること。
- ・理事長:清水英夫氏(弁護士、青山学院大学名誉教授)
- ・業務開始:平成15年(2003年)7月1日

II マスメディア集中排除原則の基本的考え方

II-1 マスメディア集中排除原則の概要

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第2条の2 (放送普及基本計画)

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項
第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13
第1項第3号

委託放送業務
認定の審査基準

電気通信役務利用放送法
第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送
登録の審査基準

省令	放送局の開設の根本的基準 第9条等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者 (地上・BSアナログ)	BSデジタル・CS委託業務 の認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業 務を行おうとする者

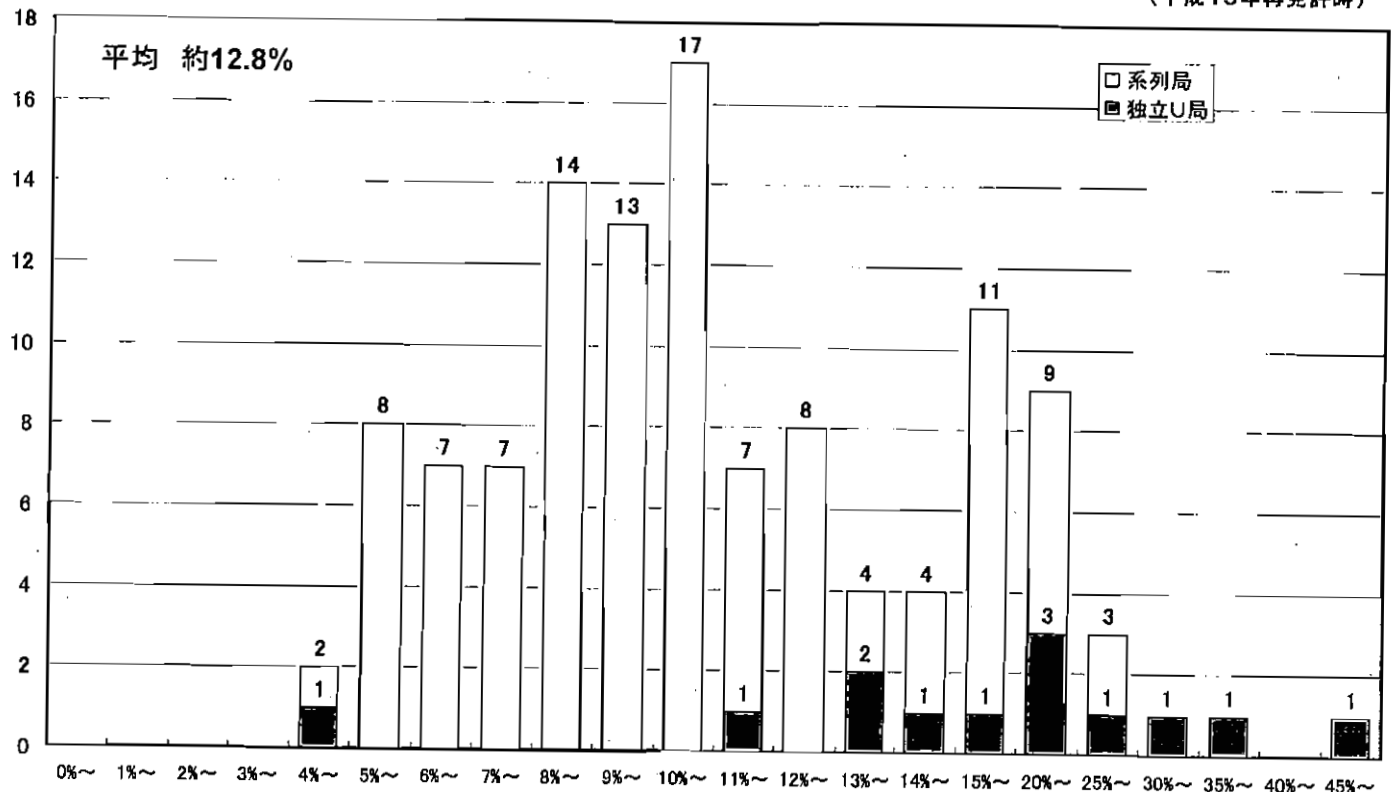
	地上放送・BSアナログ (コミュニティ放送を含む)	BSデジタル	CSデジタル	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン 放送
				衛星系	有線系	
支配の基準	一の者が支配可能な放送事業者の数を制限					
	<ul style="list-style-type: none"> 同一の放送対象地域 :議決権の1/10超 異なる放送対象地域 :議決権の1/5以上 隣接地域(7地域まで)で 連携する地上放送事業者 :議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令上特段の規制はない
	<ul style="list-style-type: none"> 業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合 					
中継器による制限	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり ○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能 ○同一の放送対象地域の場合、AM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、AM、新聞)支配の禁止 	○経営困難時の特例措置あり	○経営困難時の特例措置あり		<ul style="list-style-type: none"> ○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般放送事業者及び一般放送事業者に支配される者については、審査基準において、 <ul style="list-style-type: none"> ・他に行う者がいない ・住民からの要望等の事情が必要 <p>【支配の基準】 ・議決権の1/10超</p>

注1 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在
注2 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない

II-2 民放の番組制作の状況

(社)地上民放127社のローカル番組比率

(平成15年再免許時)



注 ローカル番組は、「出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの」を各局が自主的に選定。

II-3 放送対象地域

36

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第2条の2第2項)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、放送普及基本計画において規定(放送法第2条の2第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送がまあねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

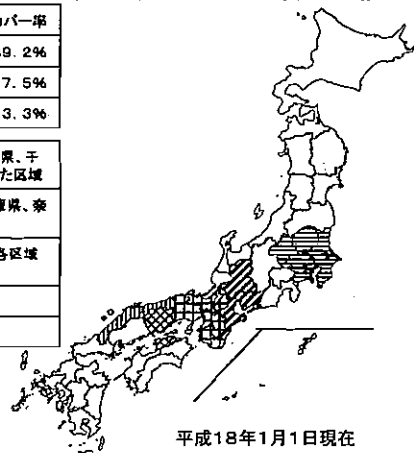
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上アナログテレビジョン放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域 : 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

	都道府県数	世帯カバー率
4事業者以上	33都道府県	89.2%
3事業者	9県	7.5%
2事業者以下	5県	3.3%

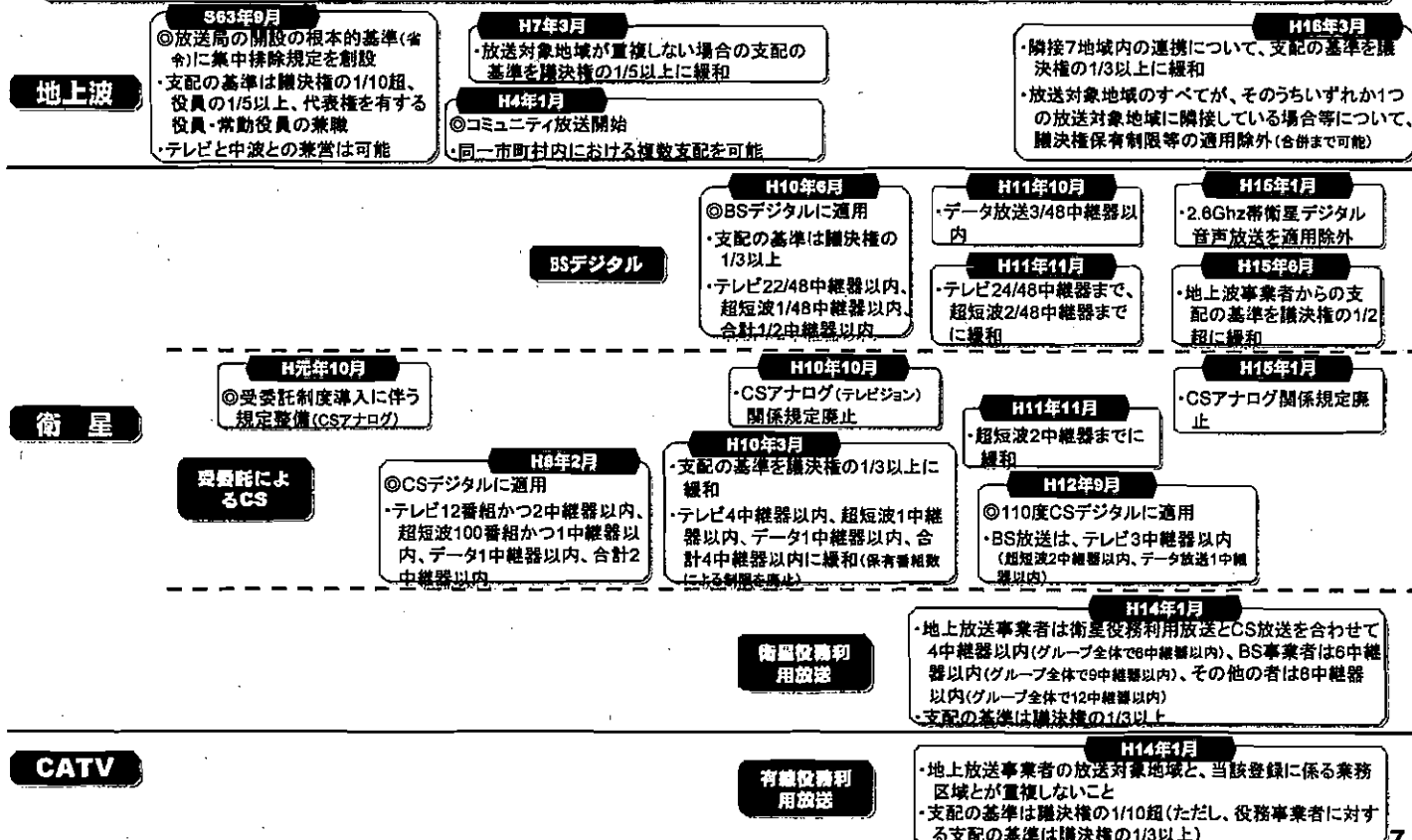
関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を併せた区域
近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



平成18年1月1日現在
(世帯数については平成12年国勢調査) 36

II-4 マスメディア集中排除原則の最近の主な改正経緯

マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえつつ、見直しをしてきている



II-5 15年改正 (BSデジタル放送に係る緩和) に係る適用状況

放送政策研究会最終報告 (15年2月)

見直しの契機・効果

- 経営環境の変化
 - ・BSデジタル放送の円滑な立上げのための投資の増大
- メディアの増加と多様化
 - ・BS放送用周波数の追加割り当て(12年6月)
 - ・東経110度CSデジタル放送の開始(14年3月)

- 経営基盤の強化につながる緩和であれば、コンテンツの充実やデジタル放送の普及につながる
- キー局との関係強化を行う緩和であれば、コンテンツの制作、流通が強化される

見直しの方向性

- | | |
|------------------------------------|--|
| ○ BSデジタル放送と地上放送との兼営を現時点で認めることは不適当 | ・メディアの多元性の喪失、地域メディアとしての地上ローカル局への影響
・兼営に至らないまでの緩和により対応不可能が検証できていない |
| ○ BSデジタル放送の出資上限を1/3から1/2に緩和することが適当 | ・1/2超の子会社をみとめることは、兼営ほどではないが、多元性、多様性、地域性に係る問題が発生するおそれが強いので不適当 |

15年改正 (15年3月)

- BSデジタル委託放送事業者の出資の上限(議決権)を1/3から1/2に緩和
- ※ 1/2超の出資比率の場合、普通決議要件を単独で充足して親会社による支配が可能となるため、BS放送のメディアとしての独立性を喪失するおそれがあるため、1/2以下に緩和する

現状

- 17年度末では、緩和された基準を適用した事例は1社(ビーエスフジ)のみ

※ ビーエスフジは、17年8月に第三者割り当て増資を実施しており(資本金250億円→310億円)、その8割をフジテレビ(18年度末の議決権保有比率20.3%)が取得しており、現時点でフジテレビの議決権保有比率は33.73%。
(有価証券報告書及び有価証券届出書による)

38

II-6 16年改正 (ローカル局相互間の緩和等) に係る適用状況

放送政策研究会最終報告 (15年2月)

見直しの契機・効果

- 経営環境の変化
 - ・地上ローカル局のデジタル化投資負担の増大
 - ・広告マーケットのキー局一極集中傾向
- メディアの増加と多様化

- 地域性を確保し得る緩和形態であれば、地域に根ざした情報発信メディアとしての更なる発展
- ローカル局の基盤強化につながる緩和であれば、地域情報を中心としたコンテンツの充実・デジタル放送の普及

見直しの方向性

同一地域内	現状維持又は小幅緩和	・当該地域における多元性に直接影響するおそれ
異なる地域間		・より弊害が少ない
キー局とローカル局	現状維持又は小幅緩和	・預度によってはキー局の影響でローカル局の地域における情報発信力としての機能が失われるおそれ
ローカル局相互間	「地域性を考慮した一定の条件」(放送対象地域が隣接かつ2放送対象地域まで)を満たす事業者間で兼営を認めるなどの大幅緩和 3地域以上の兼営等の適否については、2地域の緩和の影響を踏まえた上で将来検討 出資比率規制については、地域性の程度に応じて、一定の緩和を検討(一定の地理的範囲を設ける)	・地域性を維持し、デジタル化対応、地域における番組制作力・情報発信力の向上につながる経営基盤の強化が可能となる場合は、大幅緩和が適当 ・隣接していない場合、番組制作面などの連携の確保が問題 ・視聴者からみて、地理的な親近感を待てる圏域を越える範囲には少なくとも現時点では一定の地理的範囲あり ・経営基盤の充実という観点から可能な限り多数のローカル局が連携することも考えられるが、従来の圏域を基本とする地域情報番組に慣れている視聴者のニーズにも配慮が必要 ・多数のローカル局が連携する場合の影響を現時点で十分に検証することは困難 ・経営困難時も、基本的には、通常の原則の範囲内での対応が望ましい ・しかし、放送サービスの継続に支障が生じるような場合には、視聴者利益確保の観点から、一定の条件の下に例外的に特別ルールを認めることが適当
経営破綻時	一時的に、完全子会社化を含めた出資比率の緩和	

16年改正 (16年3月)

同一地域内	現状維持 (1/10)
異なる地域間	
キー局とローカル局	現状維持 (1/5)
ローカル局相互間	隣接地域で7地域までは、出資比率規制(議決権保有比率)を1/5から1/3に緩和 隣接地域が次の場合には、出資比率規制を全廃(合併可能) ①連携の対象となる地域のすべてがいずれか1の地域に隣接する場合 ②地域的な関連性が密接であるものとして別に定める場合(東北8県など)
経営破綻時	・会社更生法の更生手続開始の決定があったとき等には、出資比率制限及び役員兼務制限を適用しない ・100%出資まで可能(合併は不可) ・経営回復後は、通常ルールを適用

現状

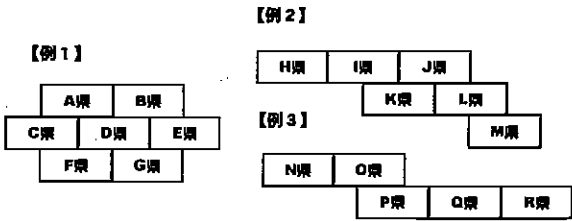
- 16年改正で緩和された基準を適用した事例なし

※ 第三者名義株式等によるマスメディア集中排除原則違反事例の確認の過程で、結果として、従来出資比率規制(1/5)を超えるが、隣接地域での出資比率規制の緩和(1/3)の範囲におさまっていた事例はあった(東海テレビによる石川テレビ・富山テレビへの出資等)

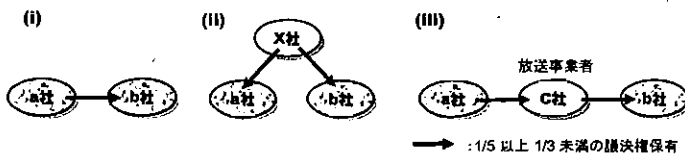
II-7 16年改正の概要（隣接地域の出資比率額和関係）

○ 隣接地域のローカル局相互の連携の場合、7地域までの連携が可能

複数の放送対象地域が地理的に接しながら連なっているような下の例はすべて連携可能（※キー局は対象外）



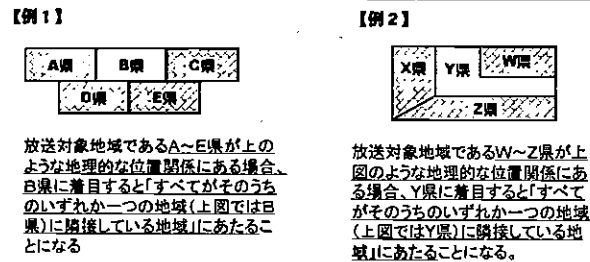
「連携」とは、放送事業者a、bの間に、次の(i)から(iii)のような議決権の保有関係がある場合をいう



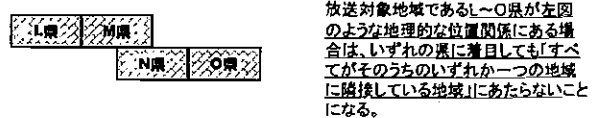
※ 海域を挟んで最も近い特定の放送対象地域間は「隣接」として扱う。
北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

○ 連携の対象となる地域すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接する場合、兼営が可能

「すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接している場合」にあたる例（※関東、中京、近畿広域圏局は対象外）



【参考】「すべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している場合」にあたらない例



※ 地域的な関連性が密接であるものとして別に定める場合も兼営まで可能（東北全県、九州全県、九州全県+沖縄県）

II-8 マスメディア集中排除原則の違反事例の概要

- 平成16年末から平成17年にかけて、名義株式の存在等に起因したマスメディア集中排除原則違反事例が発覚
- 平成17年3月に74社に対して嚴重注意を行うとともに、平成17年7月に第三者名義株式等による放送局に対する出資状況の把握を容易にする等のため、必要な省令等の規定整備を実施
- マスメディア集中排除原則に違反していたのは、出資する側で18社、出資される側で54社

違反事例が複数あったケース

出資する側		
出資者	出資先	超過比率
東海テレビ放送	三重テレビ放送	25.97%
	石川テレビ放送	3.45%
	富山テレビ放送	1.00%
鹿児島テレビ放送	鹿児島シティエフエム※	12.87%
	エフエム鹿児島	8.40%

出資される側		
出資先	出資者	超過比率
エフエム北海道	北海道新聞	37.50%
	北海道テレビ放送	4.00%
三重テレビ放送	東海テレビ放送	25.97%
	中日新聞社	6.82%
ZIP-FM	中日新聞社	20.58%
	名古屋鉄道	0.15%
	中日新聞社	13.29%
岐阜エフエム放送	中日新聞社	9.25%
	岐阜新聞社	9.25%
エフエム福島	ラジオ福島	12.50%
	読売新聞東京本社	4.00%

※はコミュニティ放送

出資する側・出資される側		
出資者	出資先	超過比率
テレビ大分	エフエム大分	1.00%
テレビ大分	読売新聞大阪本社	0.30%

その他：新聞社2社、テレビ2社(3ケース) →FM
新聞社2社、新聞社・テレビ→テレビ

違反事例が一のケース

出資する側		
出資者	出資先	超過比率
ラジオ福島	エフエム福島	12.50%
琉球放送	琉球朝日放送	8.00%
テレビ山梨	エフエム富士	7.25%
秋田テレビ	エフエム秋田	7.00%
信越放送	ながのコミュニティ放送※	6.45%
テレビ宮崎	エフエム宮崎	6.40%
大分放送	エフエム大分	5.00%
青森テレビ	エフエム青森	5.95%

その他：テレビ→FM(5ケース)
テレビ→テレビ(2ケース)

出資される側		
出資先	出資者	超過比率
高知放送	高知新聞社	30.80%
エフエム中九州	熊本日日新聞	30.32%
三重エフエム放送	中日新聞社	30.00%
エフエム・サン※	香川テレビ放送網	26.67%
エフエムとなみ※	北日本新聞社	20.00%
中国放送	中国新聞社	17.57%
山形テレビ	山形新聞社	16.81%
テレビ愛知	中日新聞社	14.30%
鹿児島シティエフエム※	鹿児島テレビ放送	12.87%
エフエム大阪	個人	10.00%
熊本シティエフエム※	熊本日々新聞社	10.00%
琉球朝日放送	琉球放送	8.00%
長野朝日放送	信濃毎日新聞	7.50%

エフエム富士	テレビ山梨	7.25%
エフエム秋田	秋田テレビ	7.00%
宮城テレビ放送	読売新聞東京本社	6.80%
ながのコミュニティ放送※	信越放送	6.45%
福島中央テレビ	読売新聞東京本社	6.40%
エフエム宮崎	テレビ宮崎	6.40%
テレビ新潟放送網	読売新聞東京本社	6.10%
エフエム青森	青森テレビ	5.95%
山形放送	山形新聞社	5.43%

その他：テレビ→新聞社(9ケース)
テレビ→テレビ(3ケース)
FM→新聞(8ケース)
FM→テレビ
AM→新聞

II-9 支配の基準の概要

議決権割合	マスメディア集中排除原則	参 考	
		(会社法)	(証券取引法)
1/10 超	・ 放送対象地域が重複する地上放送事業者を支配	・ 少数株主権の行使が可能※	
1/5 以上	・ 放送対象地域が重複しない地上放送事業者を支配		
1/3 以上	・ 隣接7地域までの地上放送事業者を支配 ・ 委託放送事業者を支配 ・ 衛星役務利用放送事業者を支配	・ 株主総会において特別決議事項の決議を阻止することが可能 (1/3超)	・ 常に関連会社となる (出資比率に応じて損益が親会社の財務諸表に反映)
1/2 超	・ 地上放送事業者がBSデジタル放送事業者を支配	・ 子会社 ・ 株主総会において、単独で通常決議事項を決議することが可能	・ 常に子会社となる (連結財務諸表の作成対象となり、売上高や利益などが全面的に連結決算に反映)
2/3 以上		・ 子会社 ・ 株主総会において、単独で特別決議事項を決議することが可能	

注 会社法上、少数株主権の行使要件は1/100以上又は3/100以上であり、1/10以上であれば当然に少数株主権の行使は可能。

42

II-10 地上放送事業者の筆頭株主の議決権比率の分布

平成17年10月現在

保有議決権比率	地上放送事業者					
			テレビジョン放送事業者※1		ラジオ単営社等※2	
	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
10%未満	59社	30.1%	30社	23.3%	29社	43.3%
10%以上20%未満	84社	42.9%	70社	55.1%	14社	20.3%
20%以上30%未満	19社	9.7%	11社	8.5%	8社	11.9%
30%以上40%未満	17社	8.7%	11社	8.5%	6社	9.0%
40%以上50%未満	9社	4.6%	4社	3.1%	5社	7.5%
50%以上	8社	4.1%	1社	0.8%	7社	10.1%
合計	196社※3	100.0%	127社	100.0%	69社	100.0%

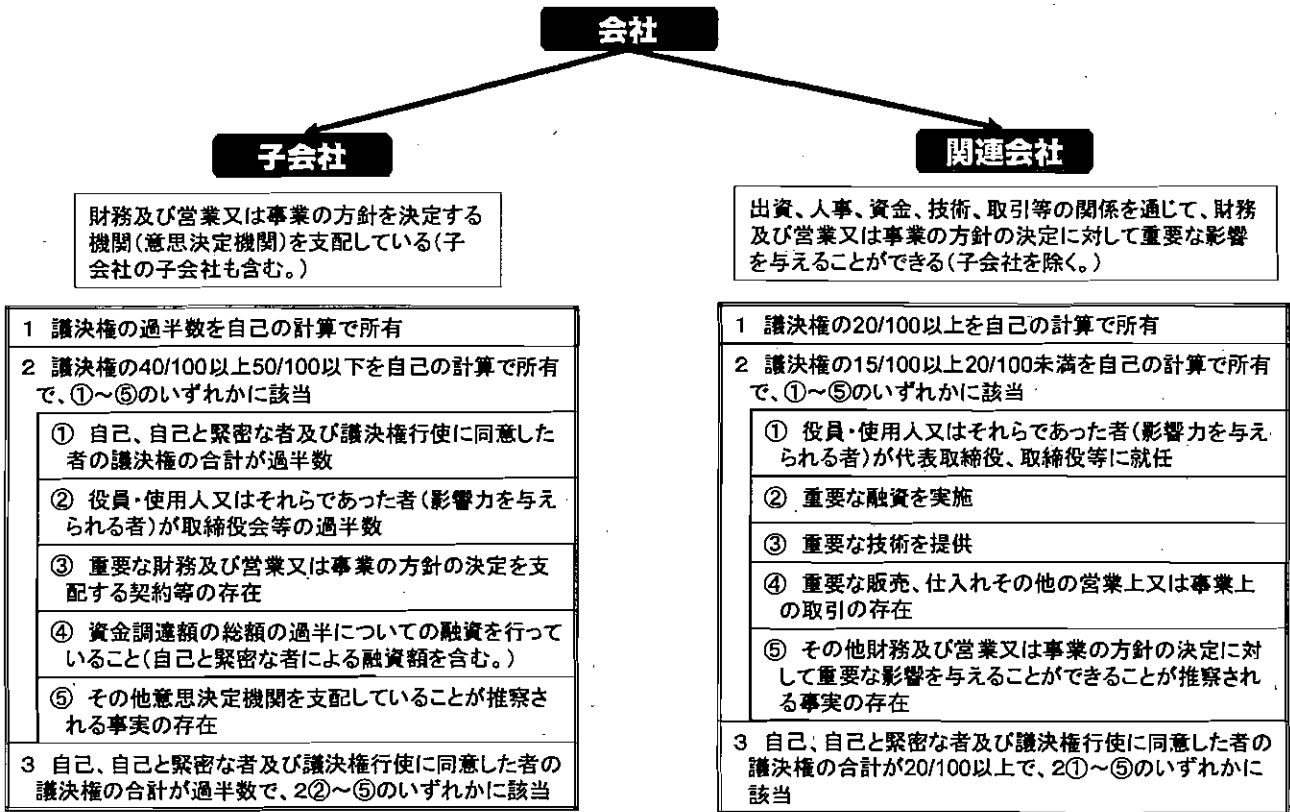
※1 「テレビジョン放送事業者」には、テレビ・ラジオ兼営社34社を含む

※2 「ラジオ単営社等」には、データ単営の2社も含む

※3 札幌テレビ放送株式会社が平成17年10月にラジオ分社化を行ったため、事業者数が平成16年度末に比べ1社増加

43

II-11 会社法等における子会社等

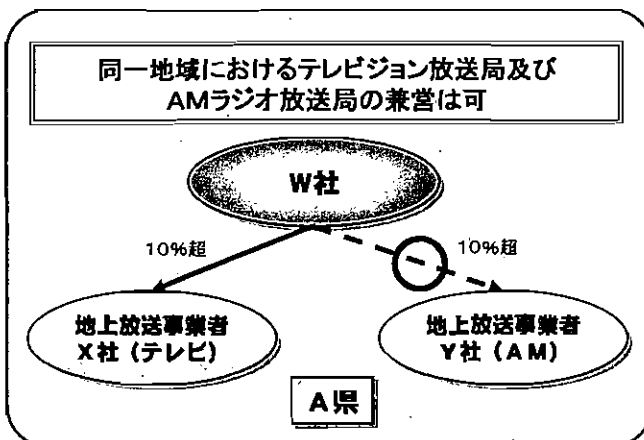


会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)

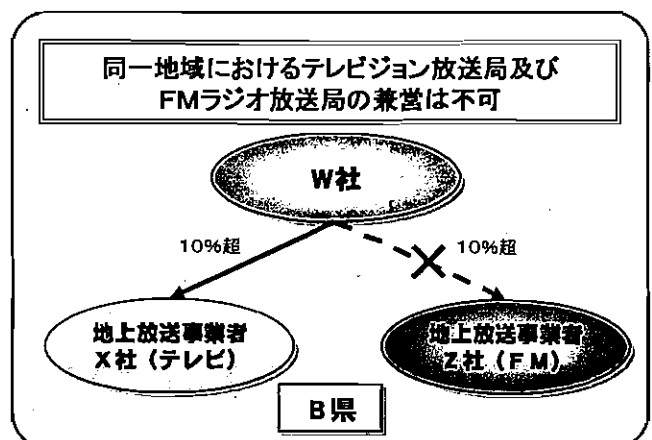
44

II-12 中波放送・超短波放送に係るマスメディア集中排除原則の概要

- 同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可
(ただし、テレビジョン放送、AMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止)
- 同一地域におけるテレビジョン放送局及びFMラジオ放送局の兼営は不可



A県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、AMラジオ放送局であるY社を支配できる



B県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、FMラジオ放送局であるZ社を支配できない

45

II-13 テレビジョン放送・中波放送兼営社の概要

○ 中波放送事業者47社中、下記の37社がテレビジョン放送との兼営又はテレビジョン放送事業者に支配されている。すべて昭和44年(1969年)までに開始。

ラジオ事業者名	放送対象地域	ラジオ開始年	テレビ開始年	ラジオ事業者名	放送対象地域	ラジオ開始年	テレビ開始年
北海道放送	北海道	昭和27年(1952年)	昭和32年(1957年)	京都放送	京都府	昭和28年(1951年)	昭和44年(1969年)
STVラジオ※	北海道	昭和37年(1962年)	昭和34年(1959年)	毎日放送	近畿広域圏	昭和26年(1951年)	昭和34年(1959年)
青森放送	青森県	昭和26年(1953年)	昭和34年(1959年)	朝日放送	近畿広域圏	昭和26年(1951年)	昭和31年(1956年)
アイピーシー岩手放送	岩手県	昭和26年(1953年)	昭和34年(1959年)	山陰放送	鳥取県・島根県	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)
東北放送	宮城県	昭和27年(1952年)	昭和30年(1955年)	山陽放送	岡山県・香川県	昭和28年(1953年)	昭和33年(1958年)
秋田放送	秋田県	昭和28年(1953年)	昭和35年(1960年)	中国放送	広島県	昭和27年(1952年)	昭和34年(1959年)
山形放送	山形県	昭和28年(1953年)	昭和35年(1960年)	山口放送	山口県	昭和31年(1956年)	昭和34年(1959年)
TBSラジオ&コミュニケーションズ※	関東広域圏	昭和26年(1951年)	昭和30年(1955年)	四国放送	徳島県	昭和27年(1952年)	昭和34年(1959年)
ニッポン放送※	関東広域圏	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)	西日本放送	岡山県・香川県	昭和28年(1953年)	昭和33年(1958年)
山梨放送	山梨県	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)	南海放送	愛媛県	昭和28年(1953年)	昭和33年(1958年)
新潟放送	新潟県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)	高知放送	高知県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
信越放送	長野県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)	アール・ケー・ピー毎日放送	福岡県	昭和26年(1951年)	昭和33年(1958年)
北日本放送	富山県	昭和27年(1952年)	昭和34年(1959年)	九州朝日放送	福岡県	昭和29年(1954年)	昭和34年(1959年)
北陸放送	石川県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)	長崎放送	長崎県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
福井放送	福井県	昭和27年(1952年)	昭和35年(1960年)	熊本放送	熊本県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
岐阜放送	岐阜県	昭和37年(1962年)	昭和43年(1966年)	大分放送	大分県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
静岡放送	静岡県	昭和27年(1952年)	昭和33年(1958年)	宮崎放送	宮崎県	昭和29年(1954年)	昭和35年(1960年)
中部日本放送	中京広域圏	昭和26年(1951年)	昭和31年(1956年)	南日本放送	鹿児島県	昭和28年(1953年)	昭和34年(1959年)
				琉球放送	沖縄県	昭和29年(1954年)	昭和35年(1960年)

注1 ※を付した3社については、テレビジョン放送事業者に支配される中波放送事業者。テレビ開始年については、それぞれを支配するテレビジョン放送事業者のもの。なお、当該事業者を支配するテレビジョン放送事業者は、STVラジオは札幌テレビ放送、TBSラジオ&コミュニケーションズは東京放送、ニッポン放送はフジテレビジョンである。
 注2 STV及びTBSについては、開局当初はラジオ・テレビ単一会社。TBSは平成13年(2001年)、STVは平成17年(2005年)にそれぞれラジオ事業を分社化。
 注3 ニッポン放送については、平成17年(2005年)にフジテレビが完全子会社化。それ以前は、ニッポン放送がフジテレビに出資(ラテ兼営に該当)。

46

II-14 中波放送と超短波放送の比較

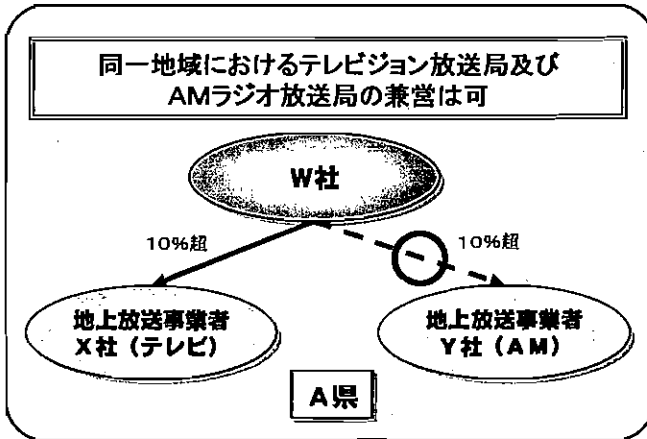
	中波放送(AM放送)	超短波放送(FM放送)
周波数	531kHz~1602kHzまでの9kHz間隔の周波数	76.1MHz~89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数
変調方式	振幅変調(AM変調)	周波数変調(FM変調)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地形等の影響を受けにくく、1局あたりのサービスエリアを大きくできる ・カーラジオ等の移動体に対しても安定したサービスを提供できる ・夜間になると外国の電波による混信が生じる地域もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・中波放送と比較するとサービスエリアは狭い ・雑音による妨害が少ない ・良質のステレオ放送ができる ・昼夜とも見通し距離外にはほとんど伝搬せず、外国の電波による夜間の混信がほとんどない
放送開始年	1925年(大正14年)	1969年(昭和44年)
一般放送事業者数	47社 (テレビとの兼営 34社、AM単営 13社)	53社 (コミュニティ放送事業者を除く。)

47

II-15 いわゆる「三事業支配」の禁止

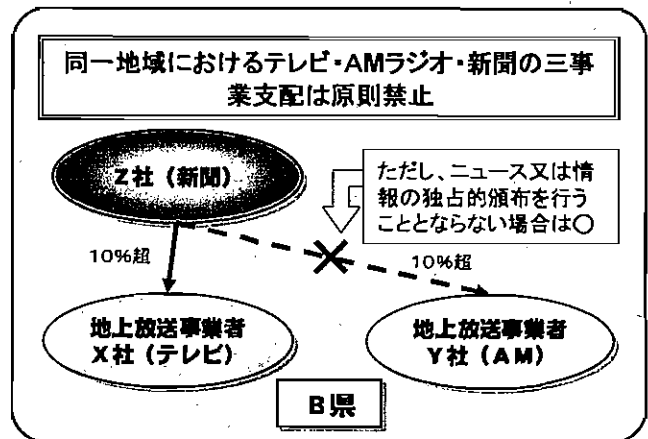
- マスメディア集中排除原則の例外として、同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可
- ただし、テレビジョン放送、AMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止
- なお、ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととならない場合には可能

AMラジオ放送局とテレビジョン放送局の兼営の例



A県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、AMラジオ放送局であるY社を支配できる

三事業支配の例



B県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているZ新聞社は、AMラジオ放送局であるY社を支配できない

II-16 諸外国の放送分野に関する規制の概要

	米国	英国	仏国	独国	韓国
放送を規律する根拠法	・34年通信法 ・96年通信法	・90年放送法、96年放送法、03年通信法	・視聴覚コミュニケーション法	・放送に関する州間協定 ・各州の放送法	・電波法、放送法
参入規制	・FCC ^{※1} の無線局免許(無線系) ^{※2} ・市、郡等によるフランチャイズ付与(有線系) ^{※3} [ハードソフト一致]	・Ofcom ^{※1} の電子通信ネットワークの一般認可 ・Ofcomのマルチプレックスサービス ^{※4} の免許 ・Ofcomの番組サービスの免許	・CSA ^{※1} の電子通信ネットワークの届出 ・CSAのマルチプレックスサービスの許可 ・CSAの番組サービスの許可	・連邦ネットワーク庁の電子通信ネットワークの届出 ・州メディア庁の放送サービス免許	・情報通信部長官の無線局免許(無線系) ・情報通信部長官の放送局許可(有線系) [ハードソフトの一部分離も可能]
外資規制	あり(地上)	なし	あり(地上)	あり(地上)	あり
有料放送に対する料金規制	・市、郡等による規制(FCCが有効な競争下でないとした時)	なし	なし	なし	放送委員会の承認
番組規律	・通信法のほか、FCC規則により個別に規律	・通信法のほか、Ofcomの番組基準、免許の条件により個別に規律	・視聴覚コミュニケーション法のほか、政令、個別協定等により個別に規律	・放送に関する州間協定、州法等により個別に規律	・放送法令のほか、放送委員会が個別に規律

※1 FCCとは連邦通信委員会(Federal Communications Commission)を、Ofcomとは通信庁(Office of Communications)を、CSAとは視聴覚高等評議会(Le Conseil supérieur de l'audiovisuel)をいう。

※2 暗号化技術を用いて特定の加入者に配信するようなDBS(Direct Broadcast Satellite)サービスはsubscriptionサービスとされコンテンツ規制等の対象とされる。

※3 地域電話会社によるオープンビデオシステムサービス(電話回線でのビデオ番組提供サービス)はFCCの許可。

※4 2以上のデジタル用の番組サービス等から成るサービスをいう。

II-17 諸外国のマスメディア集中排除原則の概要

- 諸外国において、放送の多元性の確保等のため、マスメディア集中排除原則と同様のルールが設けられている
- 近年、基本的に緩和の方向で見直しが行われる中で、同一地域内での地域性確保のための規律を継続する一方で、地域をまたがる複数局支配は一定の条件の下で緩和する手法が主流となりつつある

	米国	英国	仏国	独国	伊国	韓国
免許の概要	地域免許 マスメディア集中排除は、全国210の地域(DMA)ごとに管理(約1,400局の放送局が存在)	Channel 5 は全国免許 Channel 3 は地域ごとの15の免許及び1の全国免許(合計16局の免許付与)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送3局の放送局が存在)	16の州ごとに免許(全国で放送が可能) (地上アナログ放送は公共放送のみ、地上デジタル放送はベルリンでは12チャンネルが存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送11局のテレビ局が存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送4局はいずれも公共放送)
地域所有規制	・ 8局未満の局しかないDMAでは、複数局支配不可 ・ 8局以上の局があるDMAでは一定の条件の下で、2局まで支配可能	・ Channel 3 について、地方紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止	・ 同一地域での地域テレビ局の複数許可取得禁止 ・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の許可取得者は、地域テレビ局の1/3超の議決権の保有禁止 等	・ 州ごとに、新聞とのクロス所有規制あり ・ 支配的世論形成力(30%超の年平均視聴率等)を有することとなる保有は禁止	・ 幅広いメディア関連事業の市場(SIC:統合コミュニケーションシステム)において、特定の1社の収入が、その20%以上を占めることを禁止	・ 総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の100分の30超の保有禁止 ・ 売上額が全放送事業者の売上額の100分の33超となる相互兼営禁止 ・ 新聞社等による総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の所有禁止 等
全国所有規制	・ 4大ネットワーク間の合併禁止 ・ 全国視聴可能世帯数の39%超となる複数局支配の禁止	・ Channel 3 について、全国紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止 等	・ 全国テレビ局の複数許可取得禁止 ・ 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の議決権の49%超の保有禁止 ・ 1の全国テレビ局の議決権の15%超を保有している場合、他の全国テレビ局の15%超の議決権の保有禁止 等			

50

II-18 地上波に係る地域所有規制

	米国	英国	仏国	独国	韓国
テレビ	・条件付き※で2局まで支配可能 ※ 8局以上のテレビ局がある、少なくとも1局が直近の全日視聴シェア上位4位以外等	・規制なし	① 視聴者数が年間平均視聴率がテレビサービス全体の視聴の2.5%を超えるテレビ局の許可を持つ者は、地域テレビ局の資本又は議決権の1/3超を保有できない(アナログ・デジタル) ② 視聴者数が年間平均視聴率がテレビサービス全体の視聴の2.5%を超える全国テレビ局と地域テレビ局の許可の取得禁止(地域テレビ局はアナログ) ③ 同一地域での地域テレビ局の複数許可の取得禁止(アナログ・デジタル)	・規制なし	・ 地上放送事業者による次の地上波移動マルチメディア放送事業者の相互兼営・株式等の所有は不可 →3以上6未満の地上波移動マルチメディア事業者がある放送圏域では、その1/3を超える地上波移動マルチメディア事業者を営営する場合 →6以上の地上波移動マルチメディア事業者がある放送圏域では、その1/5を超える地上波移動マルチメディア事業者を営営する場合
ラジオ	・次のおり支配可能 ① 45局以上の市場で、8局まで(AM,FMそれぞれ5局まで) ② 30~44局の市場で、7局まで(AM,FMそれぞれ4局まで) ③ 15~29局の市場で、6局まで(AM,FMそれぞれ3局まで) ④ 14局以下の市場で、5局まで(AM,FMそれぞれ3局まで) ただし、AM,FM1局ずつの場合を除き、市場の50%以上の認議可能権益保有は不可 ※市場の局数は、商業局の局数	・地方ラジオマルチプレックス免許は、潜在的聴取者が半分以上重複する形でカバレッジエリアが相互に重複する場合、当該2免許は不可 ・地方音声放送・地方デジタル音声番組サービスの免許は、サービス選択の余地がある地域では、BBCのほか、少なくとも2の地方商業サービスの所有者を確保することを旨とする	・規制なし	・規制なし	
クロス所有	・次のおり支配可能 ① 20以上の独立メディアが存在する市場では、最大テレビ2局とラジオ6局、又はテレビ1局とラジオ7局まで ② 10以上の独立メディアが存在する市場では、最大テレビ2局とラジオ4局まで			(メディア横断的な規制)	

51

II - 19 地上波に係る全国所有規制

	米国	英国	仏国	独国	韓国
地域免許の規制					
テレビ	・全国視聴可能世帯数の39%超となる商業テレビ局の複数所有、運営若しくは支配又は認識可能権益の保有の禁止	・規制なし	・サービス地域の人口合計が1,200万人超となる地域テレビ局の許可の取得禁止(アナログ・デジタル)	—	(参考) ・有線放送事業者が、全有線放送区域の5分の1を超える区域で有線放送事業を経営することとなる相互兼営・株式等所有は不可。
ラジオ	・規制なし	・規制なし	・地上ラジオ全体の蓄積潜在視聴者数の20%超となるラジオ局の許可の取得禁止(アナログ・デジタル) ※蓄積潜在視聴者数とは、放送の受信地域に居住する人口	—	
全国所有規制					
テレビ	・4大ネットワーク間の合併禁止	・規制なし	① 何人も、年間平均視聴率が、テレビサービス全体の視聴の2.5%を超える全国テレビの資本又は議決権の49%超を直接・間接に保有できない(アナログ・デジタル) ② 1(2)の全国テレビ局の資本又は議決権の15%超(5%超)を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の15%超(5%超)を直接・間接に保有できない(アナログ) ③ 全国テレビ局の複数許可の取得禁止(アナログ・デジタル)。ただし、番組等が異なった会社により編成される場合等には、直接又は間接に、最高で7つまでの全国テレビ放送の許可取得者となることのできる(デジタル)	・支配的世論形成力を有しない限りにおいて、自ら又は自らが関与する企業を通じて、全国で放送番組を無制限に提供することが許される ※支配的世論形成力があると推定されるのは、全国向けテレビ放送で、放送事業者に出資している企業が、年平均で30%以上の視聴率の合計をテレビ市場で獲得した場合等 ※視聴率が25%に達し、メディア関連市場で市場支配的地位にある場合又はテレビ及びメディア関連市場での活動の総合評価として世論に与える影響が視聴率30%に相当すると認められる場合には、支配的世論形成力を有するものと推定する	① 何人も、地上放送事業者、総合編成・報道に関する専門編成を行う放送チャンネル使用事業者の30/100を超える株式等所有は不可。 ② 地上放送事業者、衛星放送事業者及び有線放送事業者の売上額が、全放送事業者の売上総額の33/100を超える相互兼営・株式等所有は不可。 (参考) ・地上放送事業者と有線放送事業者の相互兼営・株式等の所有は不可。 ・有線放送事業者の売上額が、全有線放送事業者の売上総額の33/100を超える相互兼営・株式等の所有は不可。
ラジオ	・規制なし	・全国ラジオマルチプレックス免許は1免許まで保有可	・サービス地域の人口合計が1.5億人超となるラジオ局の複数免許の取得禁止(アナログ)		

52

II - 20 衛星放送に係る所有規制

	米国	英国	仏国	独国	韓国
衛星放送に係る所有規制	・規制なし ・ただし、独禁法に基づく審査や、公益(Public Interest)に反するとされた場合のFCCによる規制はある	・規制なし ・ただし、衛星放送に係るTLCS(Television Licensable Content Service)免許を保有する放送事業者の合併事例につき、media public interestの観点から関係大臣が介入する際、Ofcomが当該大臣に対し、当該事例に関して考慮すべき事項が及ぼす影響につき報告	① 衛星放送事業者の資本又は議決権の過半数を直接・間接に保有できない ② 1つの衛星放送事業者の資本又は議決権の1/3超を直接・間接に保有する場合は、他の衛星放送事業者の資本又は議決権の1/3超を直接・間接に保有できない ③ 2つの衛星放送事業者の資本又は議決権の5%超を直接・間接に保有する場合、他の衛星放送事業者の資本又は議決権の5%超を直接・間接に保有できない ④ 3以上の衛星放送事業者の許可の取得禁止	・支配的世論形成力を有しない限りにおいて、自ら又は自ら関与する企業を通じて、全国で放送番組を無制限に提供することが許される(地上波等をも含めた規律)	① 地上放送事業者、衛星放送事業者及び有線放送事業者の売上額が、全放送事業者の売上総額の33/100を超える相互兼営・株式等所有は不可 ② 地上放送事業者による衛星放送事業者の株式等の33/100以上の所有は不可 ③ 衛星放送事業者による他の衛星放送事業者の33/100を超える株式等の所有は不可等 (参考) ・衛星放送事業者による有線放送事業者の株式等の33/100以上の所有は不可

53

II-21 新聞とのクロス所有規制の概要

	米国	英国	仏国	独国	韓国
全国レベル	-	<ul style="list-style-type: none"> ・チャンネル3に係る全国紙20%ルール (i) 20%以上のシェアの全国新聞社はチャンネル3免許取得不可 (ii) 20%以上のシェアの全国新聞社は、チャンネル3に対し、20%以上の出資不可 (iii) チャンネル3免許取得者は、20%以上のシェアの全国新聞社に20%以上の出資不可 (iv) 20%以上のシェアの全国新聞社が20%以上出資している者は、チャンネル3免許取得者に20%以上の出資不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の3つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可(全国)(アナログ・デジタル) (i) 人口400万人以上の地域の地上テレビの許可取得者 (ii) 人口3,000万人以上の地域の地上ラジオの許可取得者 (iii) 直近12ヵ月におけるシェア20%以上の日刊新聞社の編集者・支配者 	-	<ul style="list-style-type: none"> ① 新聞社・大企業による、地上放送事業者、総合編成・報道に関する専門編成を行う放送チャンネル使用事業者の兼営、株式等所有を禁止 ② 新聞社による、有線放送事業者・衛星放送事業者の株式又は持分の33/100以上の所有を禁止 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業による、衛星放送事業者の株式又は持分の33/100以上の所有を禁止
地域レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・同一市場内では、日刊新聞を所有・支配している者によるテレビ局又はラジオ局の所有禁止 <p>※日刊新聞:DMA内で週4日以上発行され、DMA内世帯の5%超の発行部数を持つ英字新聞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チャンネル3に係る地方紙20%ルール ・当該地域の地方紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(地域)免許取得不可 ・地方音声放送免許については、サービス選択の余地がある地域では、BBCのほか、少なくとも3の地方商業サービスの所有者を確保することを旨とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・同地域で、次の3つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可(アナログ・デジタル) (i) 同地域の地上テレビ(全国・地域)の許可取得者 (ii) 潜在的視聴者数の累積が同地域の地上ラジオ全体の10%を超える地上ラジオ(全国・地域)の許可取得者 (iii) 同地域の日刊新聞社(全国・地域)の編集者・支配者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞に係るクロスメディア規制については、州ごとに規定 ・例えば、ベルリン及びブランデンブルク地域で総発行部数の25%以上の日刊紙を発行する者につき、放送事業者の25%以上の資本又は議決権を保有することを禁止等(ただし、危険が排除されているとの結果にメディア庁が達した場合にはこの上限は適用しない) 	-

II-22 「支配」等の基準

	米国	英国	仏国	独国	韓国
支配等	<p>◎「認識可能権益」</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 議決権付き株式の5%以上を保有する者は認識可能権益を保有(間接保有の場合には一定の計算方法(掛け算方式が原則)により比率を算出) 一 当該放送局の役員又は管理職、親会社(免許人の50%超の株主)の役員又は管理職(関連業務に非従事の場合は適用免除が可能)は免許人に対する認識可能権益を保有 一 免許人の週放送時間の15%以上の時間に係る広告の仲介をする者は、当該仲介される免許人に対する認識可能権益を保有等 	<p>◎「支配」</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 50%超の株式資本又は議決権の保有 (ii) 一の者が手段及び直接・間接の如何を問わず団体の活動を多くの場合に又は主要な点で自己の意思に従わせ得ると考えることが妥当である場合等 <p>(参考)</p> <p>Ofcomでは、2006/11期限で支配の判断の際に用いられる要素等のガイドラインをパブリックコメントに付したところ</p> <p>◎「連結」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 免許取得者を支配する者 ② 免許取得者・それを支配する者のアソシエート ③ 免許取得者・そのアソシエートにより支配される者 <p>◎「アソシエート」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の場合には、当該法人の役員又は当該法人と同一グループの法人 ② 個人の場合には、次の者 <ul style="list-style-type: none"> (i) その者の配偶者及び親戚又は親戚の配偶者 (ii) その者が役員である法人等 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有規制に係る規定では、商法典第233-3条に定める基準にしたがって、許可保有の会社を支配しあるいはその会社を権限下もしくは隷属関係下に置く自然人あるいは法人はすべて、許可の保有者とみなされる <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商法典第233-3条における支配概念 (i) 議決権の過半数を直接又は間接に保有 (ii) 他の共同出資者又は株主と締結した同意に従って、議決権の過半数を保有 (iii) 保有している議決権により、事実上その会社の総会において決定権がある (iv) 直接又は間接に40%を超える議決権を保有しており、かつ、他の共同出資者または株主が直接又は間接にそれ以上の議決権を保有していない会社 (v) 協力する二以上の者が、総会において、事実上の決定権を保有している場合(共同支配) <p>・なお、「権限下もしくは隷属関係下」とは資本関係以外の要素を指すが、過去にフランスでこのような関係が認められた例はないとのこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら提供し、又は資本・議決権の25%以上を有する者によって提供される番組は、同社に分類される(連結企業が資本・議決権の25%以上を有する者も同様) ・さらに、単独又は他の企業と共同で類似の影響力を行使できる場合には、25%以上の出資に相当するものとされる。放送時間の本質的な部分をその会社から請け負った番組によって定期的に編成する場合や、契約等によって、番組編成、番組購入・番組制作に関する重要な決定がその会社の同意に依存している場合等も同様の影響力があるものとみなされる 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高、株式、持分等の計算の際は、原則として「特殊関係者」の分も含む ・特殊関係者の範囲は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本人が個人の場合・配偶者、8親等以内の血族または4親等以内の姻族等 一 本人と上記の者を併せ、30/100以上の出資、又は主要経営事項について事実上の影響力を行使している場合の当該法人 一 本人と上記2つの者を併せ、30/100以上の出資、又は主要経営事項について事実上の影響力を行使している場合の当該法人 ② 本人が法人の場合・役員・系列会社・その役員・当該法人に対して30/100を出資し、又は主要経営事項について事実上の影響力を行使している者 一 本人と上記3つの者を併せ、30/100以上の出資、又は主要経営事項について事実上の影響力を行使している場合の当該法人

II-23 違反の場合の扱い

	米国	英国	仏国	独国	韓国
所有規制違反の場合の扱い	<p>① FCCは法令違反の免許人の免許を取り消す権限を有する</p> <p>② 違反の免許人に対しては、1934年通信法 § 312に基づく一般的な取消手続にのっとり、放送局の免許取消とともに、1934年通信法 § 503による罰金(32,500ドル以下。継続する違反の場合は32万5千ドル以下)が課される</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上波テレビの複数所有規制及び地上波テレビ・ラジオ間のクロスメディア規制については、破綻した放送局を購入する場合の免除規定あり 地上波テレビの複数所有規制については、破綻しつつある放送局を購入する場合(3年連続マイナスキャッシュフロー・低視聴率(4%以下))における免除規定あり 	<p>① 免許の"award"から免許の"grant"から1年後までの間に、「事前の承諾なしに「支配の変更」が行われた場合、免許付与前は免許付与の拒否、免許付与後は免許の取消</p> <p>② チャンネル3(地域)では、免許条件として、支配の変更について事前通知義務を課す</p> <p>③ 免許条件違反に対する一般的措置として、罰金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される</p>	<p>① 視聴率に関しては、基準を超過する場合、政令で定める一定条件下、1年以内の猶予期間を与えることができる(ただし、政令は未制定)</p> <p>② クロスメディアの所有規制に関しては、一定期間内に適合するとの条件の下に、許可できる</p> <p>③ 法により課された義務を尊重するよう催告し、それを公表するとともに、従わない場合には、1か月以内の停止、金銭的罰則、許可の取消等</p> <p>④ 会社資本や資金調達方法等に大きな変更が生じる場合、許可の取消しができる</p> <p>⑤ クロスメディアの所有規制以外の所有規制違反の場合には、15万ユーロの罰金</p> <p>⑥ 協定書違反の場合には、7万5千ユーロの罰金</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ラジオサービスのための許可保有者の変更は、一定の場合にCSAによって認められる。 	<p>① 州メディア庁は、認可の前後に、州間協定その他の規定の遵守について審査</p> <p>② 放送事業者が支配的世論形成力を有した場合、KEKは、放送事業者に対して次のような提案をし、協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 一視聴率が基準以下になるまで出資の関係を活用しない 一メディア関連市場におけるシェアを低くする 一多様性保証措置をとる 一合意が成立しない場合、合意した措置が実施されない場合には、州メディア庁は支配的世論形成力がなくなるまで、その者に分類可能な番組の免許を取消し(番組の選定はKEKが行う) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様性保証措置とは、独立した第三者に対する放送時間の供与、番組審議会を設置 	<p>① 関係規定に違反して株式又は持分を所有した者は、その所有分又は超過分についての議決権を行使することができない</p> <p>② 放送委員会は、規定に違反して事業を営んだり、株式又は持分を所有したりしている者に6ヶ月以内の期間を決めて当該事項を是正することを命じることができる。命令違反の場合には、1年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金</p> <p>③ 規定に違反して株式等を所有したときは、放送委員会は、許可の取消、6月以内の業務停止命令ができる</p>

56

II-24 変更把握の手段等

	米国	英国	仏国	独国	韓国
報告義務等	<p>・定期的報告義務 TV・ラジオ局は、再免許時及び2年ごとに資本構成に関する報告(所有報告書)のFCCへの提出が義務付け</p> <p>・随時報告義務 支配の移転に該当する場合には、FCCの事前同意が必要</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※支配の移転: 50%超の議決権の保持のほか、De Facto Controlも含む概念 ※このほか、5%以上の株式を購入した者は、証券取引委員会に報告義務あり(我が国の大量保有報告書に相当) ※報告を受けたFCCは、技術面、財政面、FCC規則その他の法規違反の有無について審査を行うほか、公益(Public Interest)に遡うかという観点からの審査が行われる。これらの審査は、免許人に対してだけでなく、免許人の関連会社(Paranet Company、Sister Company)についても行われる。 	<p>・免許申請時に提出する資料により把握</p> <p>・各免許人には、免許条件として、「支配の変更」に関するOfcomへの通知が義務付けられている</p>	<p>・議決権の10%以上を所有する者は、1か月以内に通知する義務</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※10%に届かなくても、細かい情報が取得できるような項目が、許可の取得者がCSAと結ぶ協定の中で規定されている ※なお、実態として、その局に係る番組編成のルール等は維持されるような場合にしか、所有権の変更は認められていない 	<p>・放送事業者(25%以上の出資者等にも準用)に、許可審査に必要なすべての情報提供・書類届出を義務付け(その中で、出資関係についても義務付け)。これらの者には、申請後・許可後の重大変更の届出義務</p> <p>・放送事業者及び25%以上の出資者等は、毎暦年の終了後直ちに、所管の州メディア庁に対して暦年中に資本関係の変化について報告義務</p> <p>・放送事業者(25%以上の出資者等にも準用)には決算報告書等の公示義務</p> <p>・放送事業者及び25%以上の出資者等は、出資関係の変更等影響力に関する変更の予定の事前届出が必要(州メディア庁が問題の有無を確認。なお、5%以下の変化については届け出る必要なし)</p>	<p>・最多数株式所有者の変更には、許可が必要</p> <p>・政府・放送委員会は、関連資料の提出の要求が可能。それに違反した場合は、3,000万ウォン以下の過料。</p>
義務を負う者	・放送局の免許人	・放送局の免許人	・放送事業者のみならず、当該放送事業者の議決権の10%以上を保有することとなった者は届出義務を負う	・放送事業者、当該放送事業者の資本又は議決権の25%以上を保有している者等が届出義務を負う	・放送事業者

57

	米国	英国	仏国	独国	韓国
担保手段	<ul style="list-style-type: none"> FCCは法令違反の免許人の免許を取り消す権限を有する FCCは違反行為の停止命令を発する権限を有する 違反の免許人に対しては、1934年通信法 § 312に基づく一般的な取消手続のつと、放送局の免許取消とともに、1934年通信法 § 503による罰金(32,500ドル以下。継続する違反の場合は32万5千ドル以下)が課される 意図的な虚偽報告は、1934年通信法 § 312による放送免許の取消及び1934年通信法 § 503による罰金に加え、刑法(連邦法第18編)第1,001条による罰金又は5年以下の懲役若しくはその両方が課される 	<ul style="list-style-type: none"> 免許の"award" から免許の"grant"から1年後までの間に事前の承諾なしに「支配の変更」が行われた場合、免許付与前は免許付与の拒否、免許付与後は免許の取消 免許条件違反に対する一般的措置として、罰金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の10%以上を保有する者が当該情報を提供しない場合、18,000ユーロの罰金 許可の取消し等 	<ul style="list-style-type: none"> 申請時の情報提供・届出義務が履行されないときは、申請を拒否可能 州メディア庁は、調査の実施証拠の収集を行うことができ、放送事業者や放送事業者に25%以上直接・間接に出資する者等には協力義務 申請後・認可後の変更通知、暦年中の出資関係の変更等の報告、決算報告書の公示、出資関係の変更等の届出を怠った場合には、秩序違反(Ordnungswidrigkeits)となり過料(最高50万ユーロ)が課せられる 州メディア庁の確認を得ない変更を実施した場合、免許の取り消しとなる 	<ul style="list-style-type: none"> 15条による変更許可を受けなかった場合には、1年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金 放送委員会は、許可条件に違反しているとき等は、是正命令が可能

II - 25 地域性の確保

	米国	英国	仏国	独国	韓国
地域性確保のための規律	<ul style="list-style-type: none"> ローカル番組の比率等を定める規制はなし。 (参考) ただし、3か月毎に放送局が最も重要なものとして取り扱った地元の問題に関する番組のリスト及び番組内容の概要について、FCCに提出する義務がある 報告された内容は、再免許時の地域への貢献の材料として考慮される。 小電力FM局でローカル番組規制があり、一日8時間のローカル番組の放送を義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> チャンネル3(地域)で、次のことが免許条件として求められる 十分な量の時間を地域向け番組に割り当てる Ofcomが適切と認める割合を地域で制作された番組が占める 地域番組が、提供期間を通じて、随時、特に最繁視聴時間帯に放送される等 	<ul style="list-style-type: none"> ローカル向け番組に関する事項が、CSAと許可の取得者との間で結ばれる協定の中に定められる 地域テレビ局では、地方で制作されたもの又は地方を扱ったような地方向け番組が50%以上なければならない なお、ケーブルテレビ等のサービス配信者は、地域の生活情報を目的としたローカル・サービスを利用できるようにする義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> 全国向けテレビ総合放送には、ローカル・ウィンドー番組を盛り込まなければならない なお、ケーブル施設事業者は、地方特定枠等に一定の伝送容量の使用を確保しなければならない (参考) 総合番組・情報に重点を置いた専門番組の放送事業者が年平均で10%の視聴率を達成した場合には、独立の第三者のために一定の放送時間を認めなければならないが、当該放送時間につき、ローカル・ウィンドー番組の放送時間の算入規定が存在 ローカル・ウィンドー番組が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる規定が存在 	<ul style="list-style-type: none"> 有線放送事業者は、1のテレビ放送チャンネルを地域チャンネルとして運用しなければならない。地域チャンネル運用計画を放送委員会等に提出しなければならない。
地域番組等	<ul style="list-style-type: none"> ローカル番組とは、16%以内の番組 	<ul style="list-style-type: none"> 地域番組とは、地域の生活者が特に関心を有するサービスを含む番組 		<ul style="list-style-type: none"> ローカル・ウィンドー番組とは、本質的に地域的な内容を持った、時間的・空間的制限がある放送番組 	<ul style="list-style-type: none"> 地域チャンネルを通して送信することができるのは、視聴者の独自制作した番組、地域生活情報番組、地方自治体の広報のための番組等

II-26 外部制作番組に係る規律

	米国	英国	仏国	独国	韓国
外部制作番組に係る規律	・規制なし	<ul style="list-style-type: none"> 地上テレビ放送局 (BBC1、BBC2、チャンネル3、チャンネル4、チャンネル5) に対し、免許条件として、独立制作番組を25%以上放送する義務を課す なお、それらに該当しないデジタル番組サービスについては、10%とされている <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立制作番組」とは、「qualifying programmes」に該当するもの、独立制作者 (independent producers) によって制作されたもの等 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての放送事業者は、内容の多様性を確保する義務を負う 全国放送局は独立系プロダクションの制作を援助する枠組みに協力する義務を負っているが、地方局はその義務を免除されている 	<ul style="list-style-type: none"> 民間放送は、内容面で意見多様性を具現しなければならない 全国向けテレビ総合放送には、州法に基づき、ウインドー番組を盛り込まなければならない。放送事業者は当該独立の第三者のために、番組制作の資金を提供しなければならない。 総合番組・情報に重点を置いた専門番組の放送事業者が年平均で10%の視聴率を達成した場合等には、独立の第三者のために一定の放送時間を認めなければならない。措置を講じない場合には、許可取消。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカル・ウインドー番組が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる規定が存在 独立の第三者のための放送時間とは、次のようなもの。 <ul style="list-style-type: none"> ウインドー番組は、週260分以上で、最低75分は19時～23時半に放送。(週150分以下のローカル・ウインドー番組を算入等) ウインドー番組事業者は、主番組事業者と従属関係にあってはならない 独立の第三者のための放送時間が義務付けられる場合には、州メディア庁は、放送事業者と協議の上、ウインドー番組を公募し、許可する 	<ul style="list-style-type: none"> 地上放送事業者は、外注制作放送番組を放送時間全体の40/100以内で放送委員会が告示する比率以上で編成する義務 その場合において、特殊関係者の制作した放送番組は、外注制作番組の放送時間の30/100以内で放送委員会が告示する比率を超えて編成してはならない 総合編成を行う放送事業者は、外注制作放送番組を、主視聴時間帯(平日:19時～23時、土日休日:18時～23時)の放送時間の15/100以内で放送委員会が告示する比率以上で編成する義務

60

II-27 米国における所有規制 (上限の基準) の変遷

改正年	テレビ		ラジオ	
	全国	地域	全国	地域
1941年	全国で3局まで			一地域で1局まで
1944年	全国で5局まで			
1954年	全国で7局まで		全国でAM7局、FM7局	
1964年		一地域で1局まで		
1984年	全国で12局まで(ただし世帯数25%まで)		全国でAM12局、FM12局	
1988年				<ul style="list-style-type: none"> 主要都市では一地域1局まで 一地域内でAM1局とFM1局の複数所有が可能
1992年				<ul style="list-style-type: none"> 40以上の地域の場合、3AMと3FMまで 30～39の地域の場合、3AMと2FMまで 15～29の地域の場合、2AMと2FMまで 14以下の地域の場合、1AMと2FM又は2AMと1FM
1994年			全国でAM20局、FM20局まで	※ただし、世帯数25%まで(14局以下の場合50%)
1996年	<ul style="list-style-type: none"> 局数の制限を撤廃 視聴可能世帯数は35%まで 		全国での制限を撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 45以上の地域の場合、8局まで(ただしLAM、FMそれぞれ5局まで) 30～44の地域の場合、7局まで(ただしLAM、FMそれぞれ4局まで) 15～29の地域の場合、6局まで(ただしLAM、FMそれぞれ3局まで) 14以下の地域の場合、5局まで(ただしLAM、FMそれぞれ3局まで。また、地域のラジオ局総数の50%以上の所有禁止)
1999年		<ul style="list-style-type: none"> 一地域で2局まで(ただし、当該2局以外に地域内に8局が存在し、かつ当該2局のうち少なくとも片方は視聴シェアランキング5位以下) 		
2003年	(視聴可能世帯数45%まで) ※	<ul style="list-style-type: none"> 4局以下の地域の場合、1局まで 5～17局の地域の場合、2局まで 18局以上の地域の場合、3局まで ただし、視聴シェアランキング上位4局のうち2局の所有は禁止) ※ 		
2004年	視聴可能世帯数39%まで			

出典: NHK放送文化研究所年報2005等により作成。

※2003年の制度改正については、連邦高裁判決により執行が停止されている。

61

II-28 所有規制に係る最近の動向

	米国	英国	仏国	独国	韓国
実例	<p>○米国の二大衛星放送事業者であるEchoStar Communicationsと Hughes Electronics (DirecTV) が合併を断念</p> <p>・2002年10月、当該合併の公益性が証明されなかったとして、FCCが合併申請を却下</p> <p>・なお、FCCは、2004年1月 Hughes Electronics の親会社 (General Motors) からの分離及び News Corporation による Hughes Electronics への出資が申請された際、十分な公益性があるとして承認</p>	<p>○Channel 3免許を保有する企業同士の合併</p> <p>・所有規制の緩和により、Channel 3の免許を保有する企業同士の合併が進行</p> <p>・Channel 3の免許は、交付時に16の企業により保有されていたが、2005年現在、4社によって保有</p> <p>・最大のITV社は、12の免許を保有</p>	<p>○仏国メディアの集中防止について、政府の委託により、2006年1月13日、アラン・ランソロ教授が、報告書をドビル首相に提出</p> <p>・メディア業界の集中は現時点において過剰ではないとし、一定の資本の集中はメディア業界の発展に不可欠と判断</p> <p>・以上を前提に、過剰な集中を防止する観点から、法規の改正を提唱</p> <p>・テレビに係る出資比率については現行の規制を緩和し、100%の出資も認めることを提唱</p> <p>・一方、全国ネットワークの年平均視聴率が37.5%を超えないこととする方針を提案</p> <p>・首相府メディア開発庁 (DDM) は、2006年3月27日、この報告書をもとにパブリックコメントを実施。</p>	<p>○独国の大手出版社アクセル・シュプリンガーが、民間放送事業者大手プロジーベン・ザットアインスの買収を断念</p> <p>・2006年1月10日、メディア分野における集中の調査のための委員会 (KEK) が、「放送に関する州間協定」に基づき、アクセル・シュプリンガーが世論形成上支配的な地位を有するおそれがあるとして、意見の多様性の確保を理由に、買収の認可を拒否</p> <p>・2006年1月24日、連邦カルテル庁が、国内の新聞市場及び新聞広告市場並びにテレビ広告市場のすべてにおいて寡占化が進展し、競争が阻害されると判断、買収の認可を拒否</p>	-

62

II-29 視聴可能世帯数—日本と米国

米国

RANK	Designated Market Area (DMA)	TV Homes	% of US	累計
1	New York	7,375,530	6.692%	6.692%
2	Los Angeles	5,536,430	5.023%	11.715%
3	Chicago	3,430,790	3.113%	14.828%
4	Philadelphia	2,925,560	2.654%	17.482%
5	Boston (Manchester)	2,375,310	2.155%	19.637%
6	San Francisco-Oak-San Jose	2,355,740	2.137%	21.774%
7	Dallas-Ft. Worth	2,336,140	2.120%	23.894%
8	Washington, DC (Hagrstwn)	2,252,550	2.044%	25.938%
9	Atlanta	2,097,220	1.903%	27.841%
10	Houston	1,938,670	1.759%	29.600%
11	Detroit	1,938,350	1.757%	31.357%
12	Tampa-St. Pete (Sarasota)	1,710,400	1.552%	32.909%
13	Seattle-Tacoma	1,701,950	1.544%	34.453%
14	Phoenix (Prescott)	1,680,430	1.507%	35.960%
15	Minneapolis-St. Paul	1,652,940	1.500%	37.460%
16	Cleveland-Akron (Canton)	1,541,780	1.399%	38.859%
17	Miami-Ft. Lauderdale	1,522,960	1.382%	40.241%
18	Denver	1,415,180	1.284%	41.525%
19	Sacramento-Stkton-Modesto	1,345,820	1.221%	42.746%
20	Orlando-Daytona Bch-Melbrn	1,345,700	1.221%	43.967%
...
209	North Platte	15,320	0.014%	99.995%
210	Glendive	5,020	0.005%	100.000%

世帯数合計: 110,213,910

※ <http://www.nielsonmedia.com/DMAAs.html> より作成

日本

順位	放送対象地域	世帯数	割合	累計
1	関東広域圏	15,664,716	33.48%	33.48%
2	近畿広域圏	7,809,482	16.69%	50.18%
3	中京広域圏	3,836,242	8.20%	58.38%
4	北海道	2,277,968	4.87%	63.25%
5	福岡県	1,906,862	4.08%	67.32%
6	静岡県	1,278,668	2.73%	70.06%
7	広島県	1,095,905	2.34%	72.40%
8	岡山県・香川県	1,053,688	2.25%	74.65%
9	宮城県	831,669	1.78%	74.18%
10	新潟県	791,880	1.69%	75.87%
11	長野県	755,840	1.62%	77.49%
12	鹿児島県	714,413	1.53%	79.01%
13	福島県	686,225	1.47%	82.73%
14	熊本県	644,963	1.38%	84.11%
15	山口県	582,437	1.25%	85.36%
16	愛媛県	564,959	1.21%	86.56%
17	長崎県	542,985	1.16%	87.72%
18	青森県	504,373	1.08%	88.80%
19	岩手県	474,660	1.02%	89.82%
20	鳥取県・島根県	456,496	0.98%	90.79%
...
31	佐賀県	277,606	0.59%	99.45%
32	福井県	258,328	0.55%	100.00%

世帯数合計: 46,782,383

※ 総務省統計局「日本統計年鑑平成17年度版」より作成

63

III 放送持株会社を活用した民放経営の在り方

III-1 いわゆる「純粋持株会社」の解禁（H9）の概要

改正の理由

- ・ 国際化の進展や経済構造の改革に対応するために、持株会社という経営形態を選択したいという動きがあること
- ・ 従来の規制が、事業支配力の過度の集中と関係のない持株会社まで規制しているといういわば過剰規制であること

独禁法改正（H9）

従来

○ 「持株会社」の画一的禁止

・ 持株会社とは、「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社」

・ 事業支配力が過度に集中することとなるか否かを問わず、画一的に禁止

※ いわゆる「事業持株会社」は可能であったが、法律上は、純粋持株会社、事業持株会社の区別はない

改正

<持株会社の定義>

○ 「事業支配力が過度に集中することとなる」持株会社の禁止

- ・ 事業支配力が過度に集中するとは、次のようなこと
 - ① 持株会社グループが、次のいずれかにより、
 - (a) 総合的事業規模が相当数の事業分野に渡って著しく大きいこと
 - (b) 資金にかかる取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと
 - (c) 相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること
 - ② 国民経済に大きな影響を及ぼし、
 - ③ 公正かつ自由な競争の促進の妨げになること

・ 持株会社とは、「子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社」

<持株会社に係る規律>

- 総資産額が6,000億円以上の持株会社は、毎事業年度報告書を提出する義務
 - ・ 持株会社とは、「子会社の株式の取得価額の合計額」の「会社の総資産の額」に対する割合が50/100超の会社
 - ・ 子会社とは、他の会社（親会社）により、議決権総数の50/100超を所有されている国内の会社
- 持株会社の新設についての届出の義務

III-2 独占禁止法第9条に基づく業態別届出状況

平成17年において、独占禁止法第9条の規定に基づき提出された事業内容報告及び会社設立届出書の件数は合計で85件で、そのうち、持株会社に係るものは、28件となっている。

業種	銀行業	小売・卸売業	保険業	証券業	その他
件数	12件	4件	3件	2件	7件
企業名	<ul style="list-style-type: none"> ・㈱九州親和ホールディングス ・㈱ほくほくフィナンシャルグループ ・三井トラストホールディングス㈱ ・㈱みずほフィナンシャルグループ ・㈱ユーエフジェイホールディングス ・㈱札幌北洋ホールディングス ・㈱三井住友フィナンシャルグループ ・㈱もみじホールディングス ・㈱三菱東京フィナンシャルグループ ・㈱きらやかホールディングス ・㈱紀陽ホールディングス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク㈱ ・ジェイファイホールディングス㈱ ・双日ホールディングス㈱ ・㈱セブン&アイホールディングス 	<ul style="list-style-type: none"> ・㈱T&Dホールディングス ・㈱ミレアホールディングス ・アカサジャパンホールディング㈱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・㈱日興コーポリアルグループ ・東短ホールディングス㈱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・㈱住生活グループ【金属製品】 ・日本電信電話㈱【情報通信】 ・新日鐵ホールディングス㈱【石油・石炭製品】 ・第一三共㈱【医薬品】 ・㈱三菱ケミカルホールディングス【化学】 ・アイビー・エムワールド・トレードアジアホールディングスLLC ・ジー・イー・キャピタル・インターナショナル・ファンディング・インク

	総資産規模別件数
8兆円以上	12
5兆円以上 8兆円未満	2
2兆円以上 5兆円未満	12
1兆円以上 2兆円未満	2
6000億円以上 1兆円未満	0
合計	28

注 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条では、子会社を含めた総資産額で国内の会社に係るものが一定金額を超える会社には、事業年度終了の日から3月以内に、公正取引委員会に報告書を提出する義務が課せられている

① 持株会社(子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総審査の額に対する割合が50%超の会社):6,000億円
 ② 銀行業、保険業又は証券業を営む会社:8兆円
 ③ その他の会社:2兆円

(出典)公正取引委員会「平成17年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向」

III-3 銀行持株会社等に対する規制の概要

金融制度調査会答申(H9.6.13)

「持株会社形態の利用を可能にするとともに、預金者保護等の観点から必要となる諸措置を講ずるため、所要の法整備等を行う」

- 銀行の持株会社活用義務・役割
 - ・銀行の経営の選択肢の拡大
 - ・親子会社に比べ、リスク遮断等の面で相対的に優れる
 - 金融の効率化、金融システムの安定化、利用者利便の向上に資することが期待される
- 銀行を保有する持株会社の業務範囲
 - ・銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨等から何らかの制限
- 持株会社等に対する規制等
 - ・利益相反取引を通じた銀行経営の健全性が損なわれること等の弊害防止のための措置

銀行法等改正(H10)

銀行

- 持株会社に係る認可等
 - ・出資の見込み、自己資本の充実状況等を審査
- 取締役の兼職の制限
 - ・銀行の場合と同様に認可が必要(銀行の健全性等に支障なければ認可)
- 業務範囲の制限
 - ・子会社の経営管理・その附帯業務に限定
 - ・銀行に対する他業制限の趣旨(効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業によるリスクの回避等)を考慮
- 子会社の範囲等の制限
 - ・金融、金融関連の一定の業務に制限
 - ・銀行に対する他業制限の趣旨、持株会社形態活用による効率化・利用者利便向上を考慮
- 持株会社グループによる株式取得の制限・グループ合算で15%超の株式等の所有禁止
 - ・銀行に対する他業制限の趣旨等を考慮

- 連結自己資本比率規制
 - ・銀行の健全性確保のための規律
- 業務報告書等の提出
 - 連結ディスクロージャー
 - 報告・資料の提出、立入検査
 - 改善計画提出の求め
- 銀行の議決権保有に係る届出
 - ・銀行・持株会社の議決権の5/100超の保有者は届出が必要
- 銀行主要株主に係る認可
 - 報告・資料の提出、立入検査
 - 措置命令等
 - ・銀行の議決権の20/100以上(一定の場合には15/100以上)の保有者は認可が必要

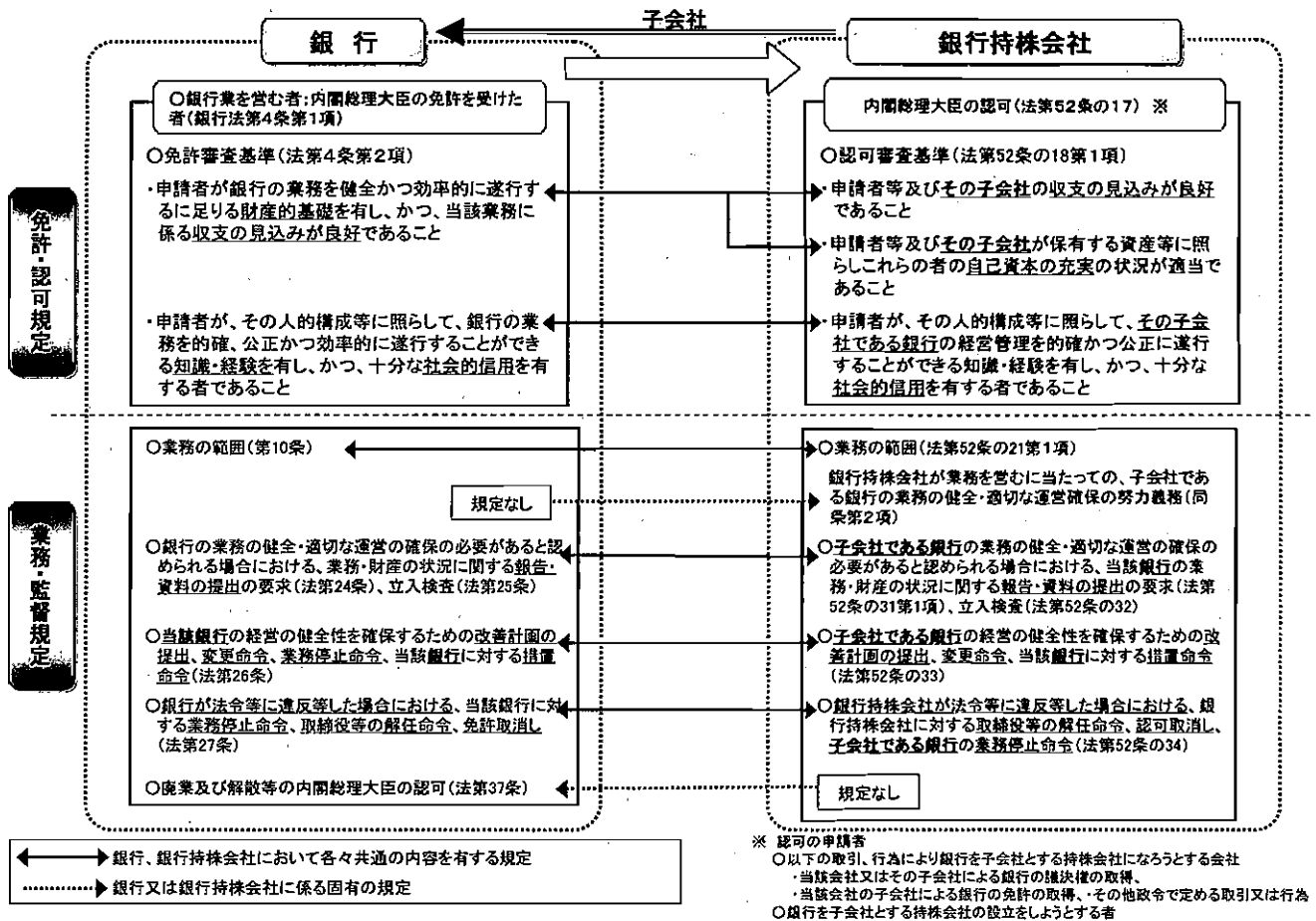
子会社：議決権の50/100超を所有する会社

持株会社に係る規律は、次の分野においても置かれている。

- ・ 保険会社
- ・ 長期信用銀行
- ・ 証券取引所
- ・ 金融先物取引所
- ・ 航空会社

※それぞれの持株会社に対する規律の程度は、それぞれの制度における必要性に応じて異なる

III-4 銀行法における銀行持株会社・子会社（銀行）に係る規律



※ 認可の申請者
 ○以下の取引、行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社
 ・当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得、
 ・当該会社の子会社による銀行の免許の取得、その他政令で定める取引又は行為
 ○銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者

III-5 航空持株会社に対する外資規制の概要

改正の契機

- 国際民間航空条約に定める航空主権の観点から、外国人による自国内の2地点間における国内航空運送（カポタージュ）を原則的に禁止
- 航空運用事業者の許可を受ける資格について、申請者自身が日本人であることにより担保
- 平成14年10月、「日本航空株式会社」と「株式会社日本エアシステム」が共同持株会社「株式会社日本航空システム」を設立
- 申請者の持株会社に対する規制がないため、実質的に外国航空会社によるカポタージュが可能となるおそれ（航空運送事業に対する外資規制の形骸化の懸念）

航空法改正（H15）

従来

- 航空運送事業の許可が与えられない者
 - ・日本の国籍を有しない人
 - ・外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
 - ・外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
 - ・法人であつて、前3号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの

改正

- 航空運送事業の許可が与えられない場合として、持株会社等が外国人等である場合を追加
- 「持株会社等」は、独占禁止法の持株会社その他の会社の経営を実質的に支配していると認められる会社（省令で規定）
 - ① 独占禁止法の持株会社
 （子会社（議決権の過半数を所有）の株式取得価額の合計額の会社の総資産の額に対する割合が50/100超の会社）
 - ② 「子会社の株式の取得価額の合計額」の「会社の総資産の額から子会社に対する貸付額の合計額を差し引いたもの」に対する割合が50/100超の会社
- 航空運送事業者又はその持株会社等が外国人等に該当した場合には、許可は効力を失う

III-6 持株会社の定義

	(一般規定)	銀行持株会社	保険持株会社	長期信用銀行持株会社
根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	銀行法	保険業法	長期信用銀行法
定義	子会社の株式の取得価額※の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社 ※最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額	銀行を子会社とする独禁法上の持株会社であつて、内閣総理大臣の認可を受けているもの	保険会社を子会社とする独禁法上の持株会社であつて、内閣総理大臣の認可を受けているもの	長期信用銀行を子会社とする独禁法上の持株会社であつて、内閣総理大臣の認可を受けているもの

	証券取引所持株会社	金融先物取引所持株会社	航空運送事業の持株会社
根拠法	証券取引法	金融先物取引法	航空法
定義	株式会社証券取引所を子会社とする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社であつて、内閣総理大臣の認可を受けているもの	株式会社金融先物取引所を子会社とする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社であつて、内閣総理大臣の認可を受けているもの	独禁法上の持株会社及び省令で定めた会社※ ※「子会社の株式の取得価額の合計額」の「会社の総資産の額から子会社に対する貸付額の合計額を差し引いたもの」に対する割合が50/100超の会社

70

III-7 放送局に対する外資規制の在り方の見直し

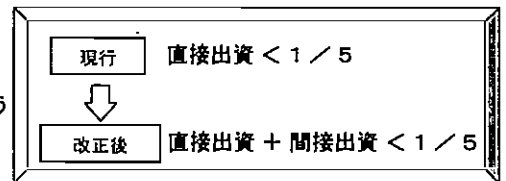
- 近年における対内投資の増加、我が国における株式保有・出資の在り方の急激な変化等を踏まえ、外資規制の実効性を確保するため、地上放送について間接出資規制を導入する電波法及び放送法の改正案が、第163回特別国会にて可決・成立(平成17年10月26日)。
- 上記は、平成18年4月1日に施行。

1 地上放送について間接出資規制を導入する【電波法第5条第4項の改正】

○ 地上放送は、

- ・ 国民的財産である公共の電波を使用するものであり、その有限希少性が強い
- ・ 政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う
- ・ 災害情報等をはじめとする国民生活に不可欠な情報を提供
- ・ 米、仏等諸外国においても間接出資規制を導入

* 衛星放送については、英、米、仏において適用されている事例も無く、また、メディアとしての普及・発展段階にあること等から、今回は対象としない



2 間接出資規制の基本的な枠組みについては、具体的な計算方法等については省令で規定

- (1) 現行の外資規制比率(5分の1未満)は変更しない
- (2) 間接出資の場合の計算は、かけ算を基本とする

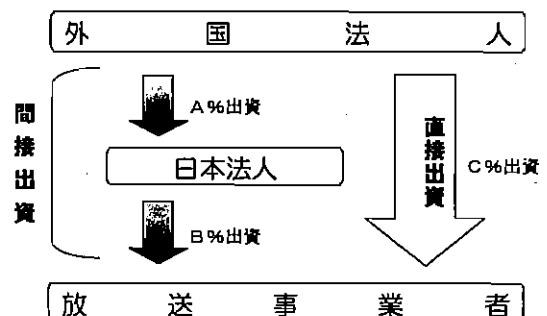
右図の例において

$$\Rightarrow \left[\frac{A}{100} \times \frac{B}{100} \right] + \frac{C}{100} < \frac{1}{5}$$

- (3) 間接出資の場合、一定割合以上の出資を計算の対象とする

<一定割合を検討する上での参考>

- 5% 証券法の大量保有報告書の報告義務対象
- 10% 現在のNTTの間接出資規制の対象

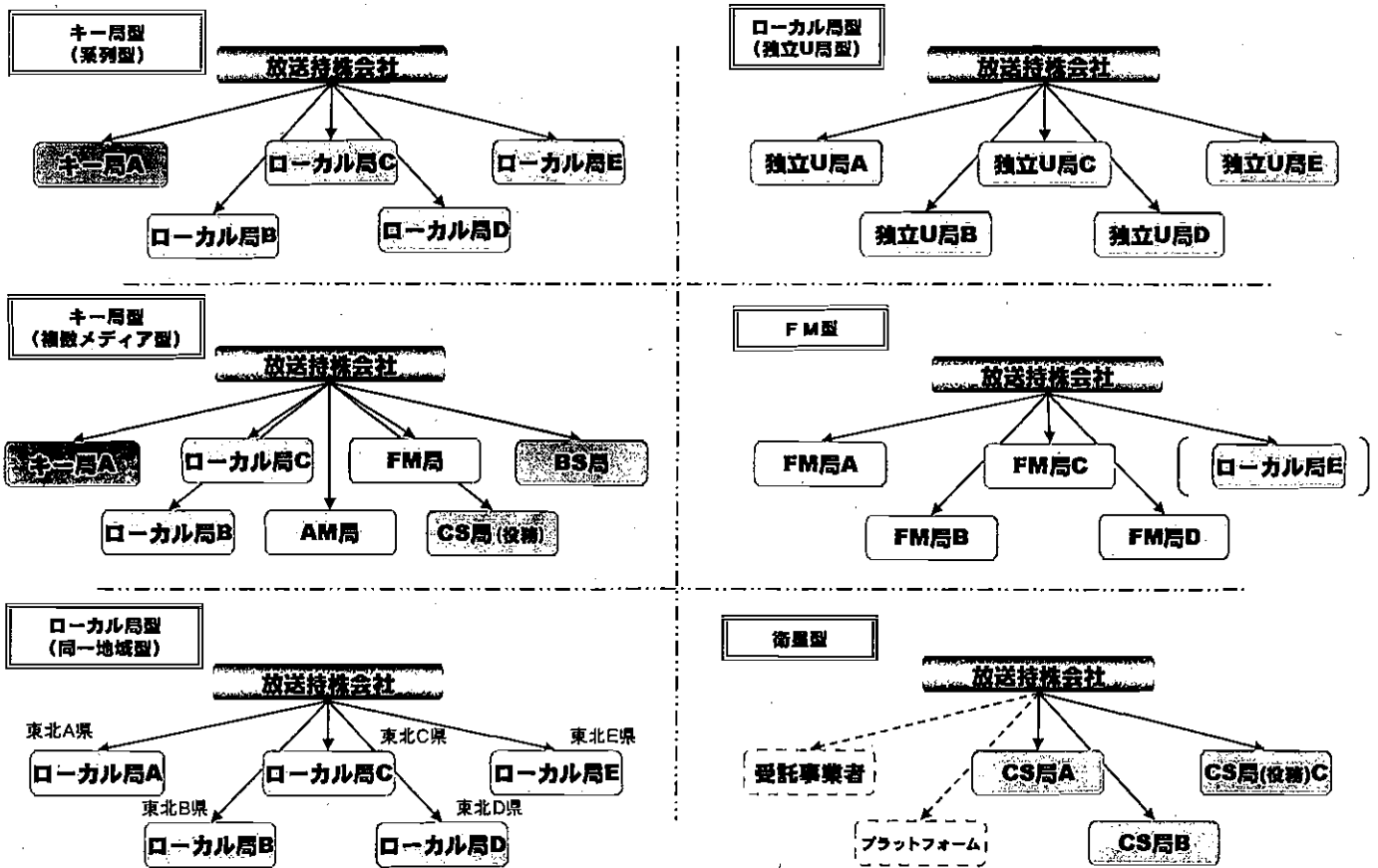


3 その他【放送法第52条の8等の改正】

間接出資に係る日本法人からの名義書換請求に応じて株主名簿に記載すると、外資規制に抵触することとなる場合、名義書換請求を拒否できる旨の規定の整備等所要の措置を講じる

71

III-8 放送持株会社の形態イメージ



72

III-9 諸外国における制限の尺度

	米国	仏国	独国	伊国
複数支配の上限				
尺度	全国視聴可能世帯数	放送局数	支配的世論形成力 (視聴平等)	収入
具体的な基準	<ul style="list-style-type: none"> 39%超となる商業テレビ局の複数所有、運営若しくは支配又は認識可能権益の保有禁止 	<ol style="list-style-type: none"> 何人も、年平均視聴率が、テレビサービス全体の視聴の2.5%を超える全国テレビの資本又は議決権の49%超を直接・間接に保有できない(アナログ・デジタル) 全国テレビ局の資本又は議決権の15%超(5%超)を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の15%超(5%超)を直接・間接に保有できない(アナログ) 全国テレビ局の複数許可の取得禁止(アナログ・デジタル)。ただし、番組等が異なった会社により編集される場合等には、直接又は間接に、最高で7つまでの全国テレビ放送の許可取得者となることのできる(デジタル) 	<ul style="list-style-type: none"> 支配的世論形成力を有しない限りにおいて、自ら又は自らが関与する企業を通じて、全国で放送番組を無制限に提供することが許される <p>※ 支配的世論形成力があると推定されるのは、全国向けテレビ放送で、放送事業者に出資している企業が、年平均で30%以上の視聴率の合計をテレビ市場で獲得した場合等</p> <p>※ 視聴率が25%に達し、メディア関連市場で市場支配的地位にある場合又はテレビ及びメディア関連市場での活動の総合評価として世論に与える影響が視聴率30%に相当すると認められる場合には、支配的世論形成力を有するものと推定する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幅広いメディア関連事業の市場(SIC: 統合コミュニケーションシステム)において、特定の1社の収入が、その20%以上を占めることを禁止 <p>※ SIC: 受信料、広告料、スポンサー料、有料放送視聴料、日刊・定期刊行物とその付録(雑誌・音楽CD)の販売収入、インターネットを含む電子出版、年鑑・電話帳の出版収入、映画作品の利用(制作費以外の興行収入、ビデオやDVDの販売・レンタル収入)など各部門から構成される市場(収入の総和)</p>

73

III-10 放送番組審議機関・放送番組の保存

1 放送番組審議機関

目的

放送番組の適正を図ること（法53の4①）

役割

放送事業者の諮問に応じ、必要な事項を審議し、放送事業者に対して意見を述べる事ができる（法53の4②）

<放送事業者の義務>

- i 番組基準・放送番組の編集に関する基本計画の策定・変更の際、審議機関へ諮問（法53の4③）
- ii 審議機関が諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して措置（法53の4④）
- iii 総務省令で定めるところにより、以下の項目を審議機関へ報告（法53の4⑤）
 - (a) iiにより請じた措置の内容
 - (b) 訂正又は取消放送の実施状況
 - (c) 放送番組に関する苦情・意見等の概要
- iv 審議機関の答申・意見等を放送番組に反映させるため審議機関の機能の活用に努める（法53の4⑥前段）
- v 総務省令で定めるところにより、以下の項目を公表（法53の4⑥後段）
 - (a) 審議機関の答申又は意見の内容その他審議の議事概要
 - (b) iiにより請じた措置の内容

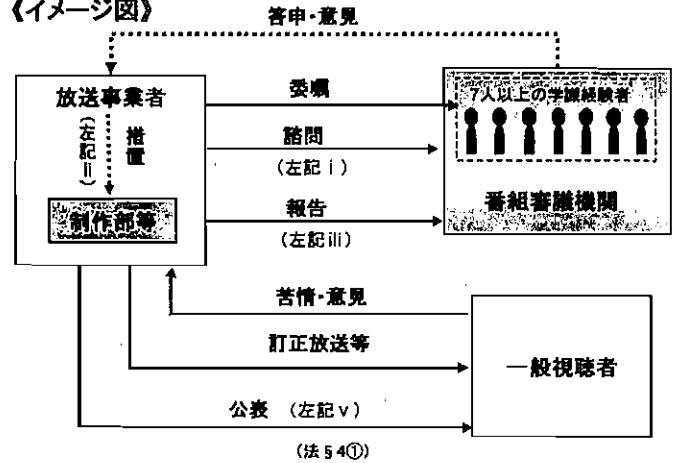
2 放送番組の保存

審議機関又は訂正放送の関係者が視聴その他の方法により確認できるよう、原則として放送後3ヶ月間は放送番組を保存する義務（法55）

組織構成

- ・原則、7人以上の委員で組織（法551①）
- ・委員は、学識経験を有する者のうちから、放送事業者が委嘱（法551②）
- ・委員は、できるだけその放送対象地域に住所を有する者（放送局の開設の根本的基準59②）

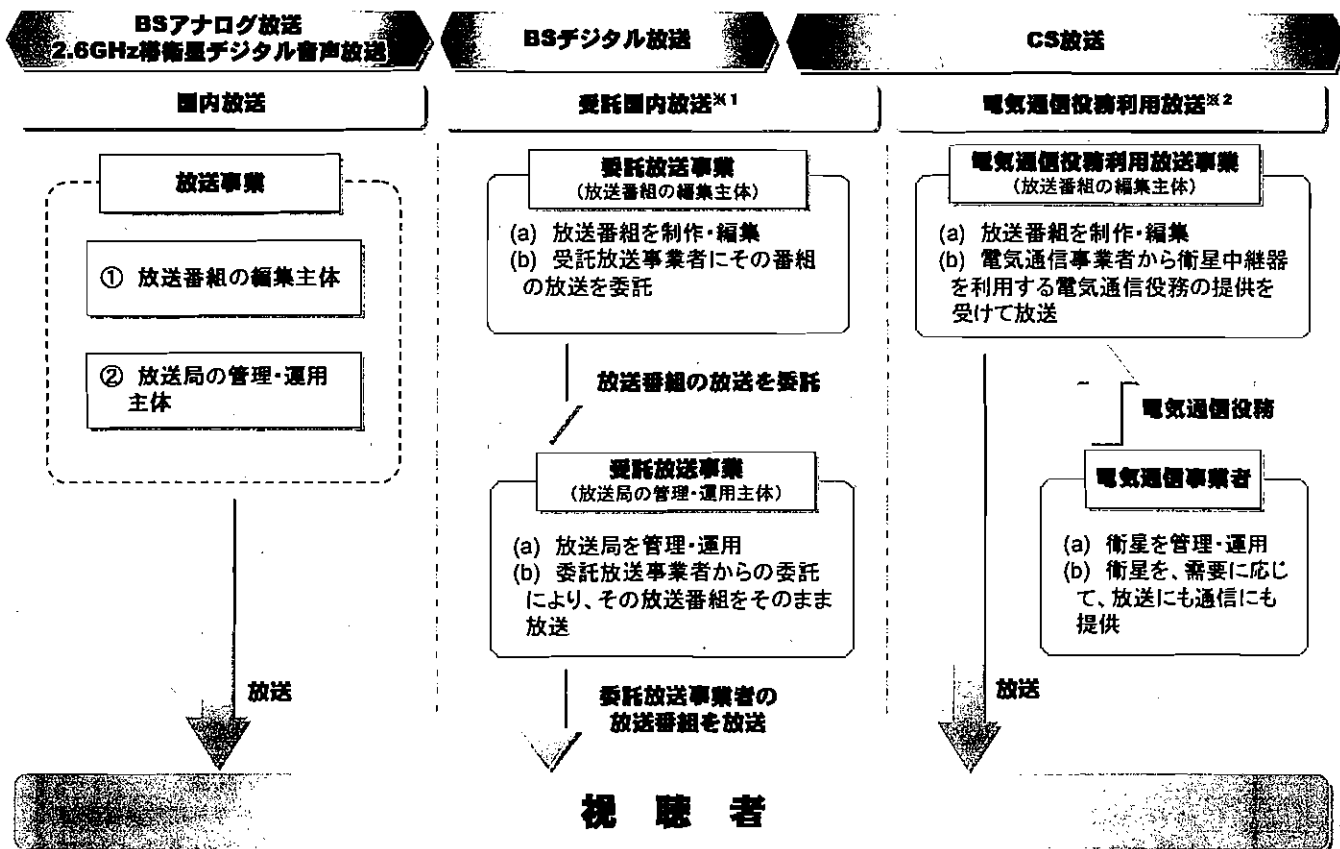
《イメージ図》



(注)放送区域が3分の2以上重複する場合等には、番組審議機関の共同設置が認められている（法551③）

IV 衛星放送に係る規律の在り方

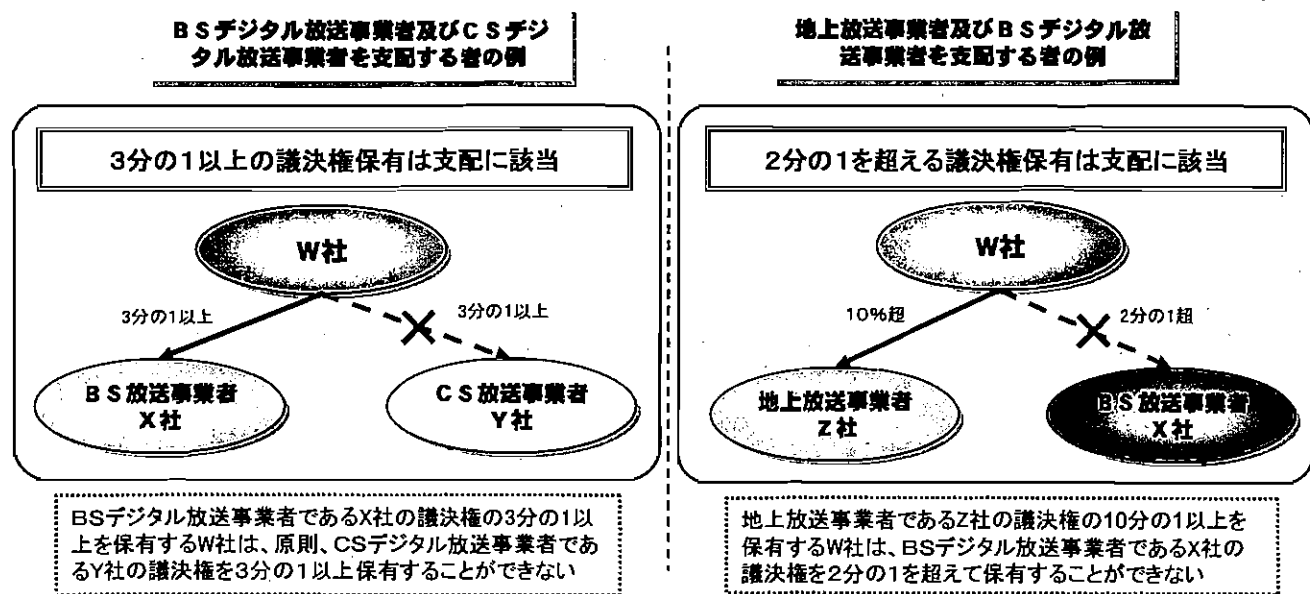
IV-1 我が国の衛星放送に関する制度



*1 110度CSデジタル放送については、右旋円偏波を利用するものに限る。
 *2 110度CSデジタル放送については、左旋円偏波を利用するものに限る。

IV-2 衛星放送関係のマスメディア集中排除原則

- ①出資比率規制**
- BSデジタル放送事業者、CSデジタル放送事業者、衛星役務利用放送事業者の3分の1以上の議決権の保有を禁止
 - 地上放送事業者によるBSデジタル放送事業者の2分の1を超える議決権の保有を禁止
- ②役員規制**
- 5分の1を超える役員兼務を禁止
 - 代表権を有する役員、常勤役員の兼務を禁止



BSデジタル放送事業者であるX社の議決権の3分の1以上を保有するW社は、原則、CSデジタル放送事業者であるY社の議決権を3分の1以上保有することができない

地上放送事業者であるZ社の議決権の10分の1以上を保有するW社は、BSデジタル放送事業者であるX社の議決権を2分の1を超えて保有することができない

③出資比率規制、役員規制の例外(中継器の数による規制)

- ①②に関わらず、一定の数の中継器相当の伝送容量以内ならば支配・参入可
- 当該一定の数は、兼営の形態によって決定される

新規参入の場合、CS放送事業者又は衛星役務利用放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CSデジタル放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2中継器 (テレビ放送:1/2中継器以内 超短波放送:2/48中継器以内 データ放送:3/48中継器以内)	4中継器 (テレビ放送:4中継器以内 超短波放送:2中継器以内 データ放送:1中継器以内)	8中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者と支配・被支配関係にあるグループ全体で12中継器以内)

地上放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CSデジタル放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
支配不可	2中継器 (テレビ放送:2中継器以内 超短波放送:2中継器以内 データ放送:1中継器以内)	4中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者と支配・被支配関係にあるグループ全体で6中継器以内)

BS放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CSデジタル放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2中継器 (テレビ放送:1/2中継器以内 超短波放送:2/48中継器以内 データ放送:3/48中継器以内)	3中継器 (テレビ放送:3中継器以内 超短波放送:2中継器以内 データ放送:1中継器以内)	6中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者と支配・被支配関係にあるグループ全体で9中継器以内)

78

IV-3 衛星放送の現況

区分	方式 (プラットフォーム)	放送事業者	番組数等			加入者数等 (万世帯)	使用衛星 (所有者/軌道位置)	放送用中継器数 (全中継器数)	
			TV	音声	データ				
BS	アナログ	NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	1,254	BSAT-1 (NHK, WOWOW等/110度)	4	
		WOWOW等	1	-	-	155			
	デジタル	NHK	3 (HD1,SD2)	-	-	1,422 (1,548(H18.5末))	BSAT-2 (BSAT/110度)	4	
		WOWOW	4 (HD1,SD3)	-	-				
		民放キー局系5社	20 (HD5, SD15)	2	-				
		スターチャンネル	1	-	-				
		その他	-	3	5				
モバイル放送	-	45	2	非公表	MBSAT (モバイル放送/144度)	1			
合計	17社(NHKを除く)	32	50	7	1,433	-	9		
CS	110度 以外	デジタル (SKYPerfecTVI)	103社	190	102	37	373.7	JCSAT-3 (ジェイサット/128度)	20 (40)
		デジタル (SKYPerfecTVI 以外)	4社	7	632	2	42.5	JCSAT-4A (ジェイサット/124度)	16 (32)
		デジタル (WOWOWデジタル プラス)	2社	5 (HD1,SD4)	-	-	非公表	SUPERBIRD-C (宇宙通信/144度)	2 (24)
		アナログ	1社	-	10	1	6.3	PAS-8 (パナナムサット・インターナショナル・システムズ・インク/166度)	1 (1)
	110度	デジタル (SKYPerfec TVI110)	14社	89 (HD12,SD77)	-	7	32.1	JCSAT-2A (ジェイサット/154度)	2 (32)
		デジタル (WOWOWデジタル プラス)	2社	5 (HD1,SD4)	-	-	非公表	N-SAT-110 (ジェイサット、宇宙通信/110度)	12 (24)
合計	118社	291	744	47	454.6	-	53 (153)		

注1 BSデジタルの視聴世帯数は、受信機普及台数(NHK調べ)にケーブル経由を加えた値。

注2 BSの合計視聴世帯数は、NHK受信契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル経由を加えた値。

(特に記載の無いものについては、平成18年3月末現在の数値。)

79

IV-4 有料放送及び無料放送のチャンネル数

区分	方式等	TV放送				音声放送			データ放送			
		合計	NHK	有料	無料	合計	有料	無料	合計	有料	無料	
BS	アナログ	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	
	デジタル	28	3	5	20	5	0	5	5	0	5	
	デジタル (モバイル放送)	-	-	-	-	45	45	0	2	2	-	
	合計	32	6	6	20	50	45	5	7	2	5	
CS	110度 以外	デジタル	197	-	183	14	734	733	1	39	3	36
		アナログ	-	-	-	-	10	10	0	1	1	0
	110度	デジタル	64	-	54	10	-	-	-	7	1	6
	合計	261	-	237	24	744	743	1	47	5	42	

注1 モバイル放送の音声放送については、画像付の8chを含む。

注2 CS放送のうち、TV放送に係るチャンネル数については、スカイパーフェクTVIのガイド誌に基づいて集計しているため、前ページの合計とは一致しない

(平成18年3月末現在)

80

IV-5 CSデジタル放送の高度化のイメージ

- CSデジタル放送(東経110度CSデジタル放送等を除く。)について、高精細度テレビジョン放送による多チャンネルサービスを推進し、視聴者サービスの向上を図るため、当該放送方式の高度化のための技術的条件について、平成17年10月に情報通信審議会に諮問。平成18年6月にパブリックコメントを募集開始しており、7月に答申予定。
- 伝送路符号化方式をDVB-SからDVB-S.2に、情報源符号化方式をMPEG-2からH.264に変更。

従来方式

27MHz衛星中継器1本に多重可能なHDTVのチャンネル数：1ch程度

従来方式(DVB-S+MPEG-2)

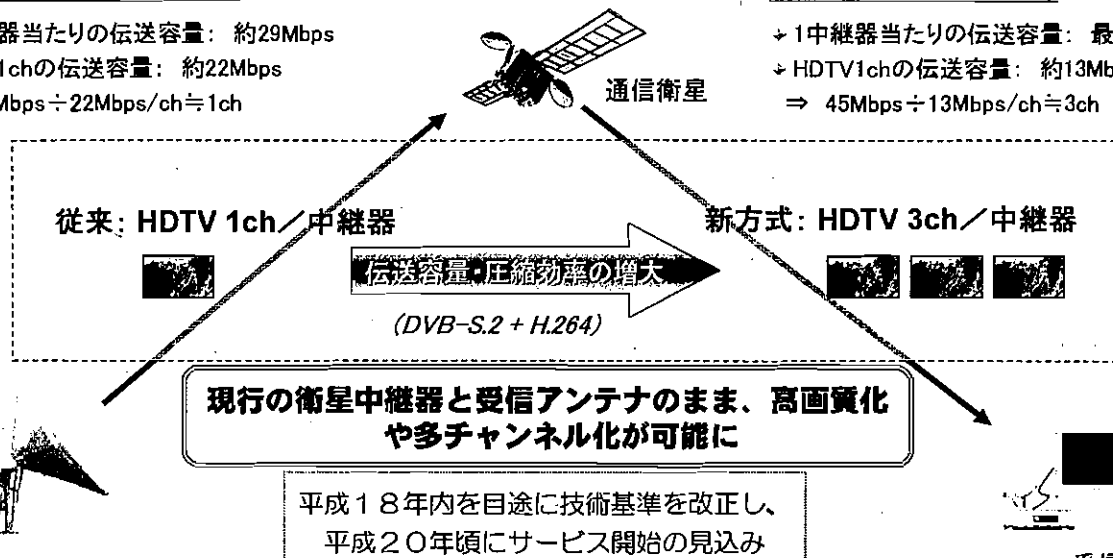
- 1中継器当たりの伝送容量：約29Mbps
- HDTV1chの伝送容量：約22Mbps
- ⇒ $29\text{Mbps} \div 22\text{Mbps}/\text{ch} \approx 1\text{ch}$

新方式

27MHz衛星中継器1本に多重可能なHDTVのチャンネル数：3ch程度

新方式(DVB-S.2+H.264)

- 1中継器当たりの伝送容量：最大約45Mbps
- HDTV1chの伝送容量：約13Mbps
- ⇒ $45\text{Mbps} \div 13\text{Mbps}/\text{ch} \approx 3\text{ch}$



送信装置

受信装置

81

IV-6 CSデジタル放送の新方式の概要

符号化方式	現行	新方式	期待される効果
伝送路符号化方式	DVB-S	DVB-S.2	伝送容量で約30%の向上
映像符号化方式	MPEG-2	H.264 MPEG-4 AVC	圧縮効率が約2倍に向上

□ DVB-S.2

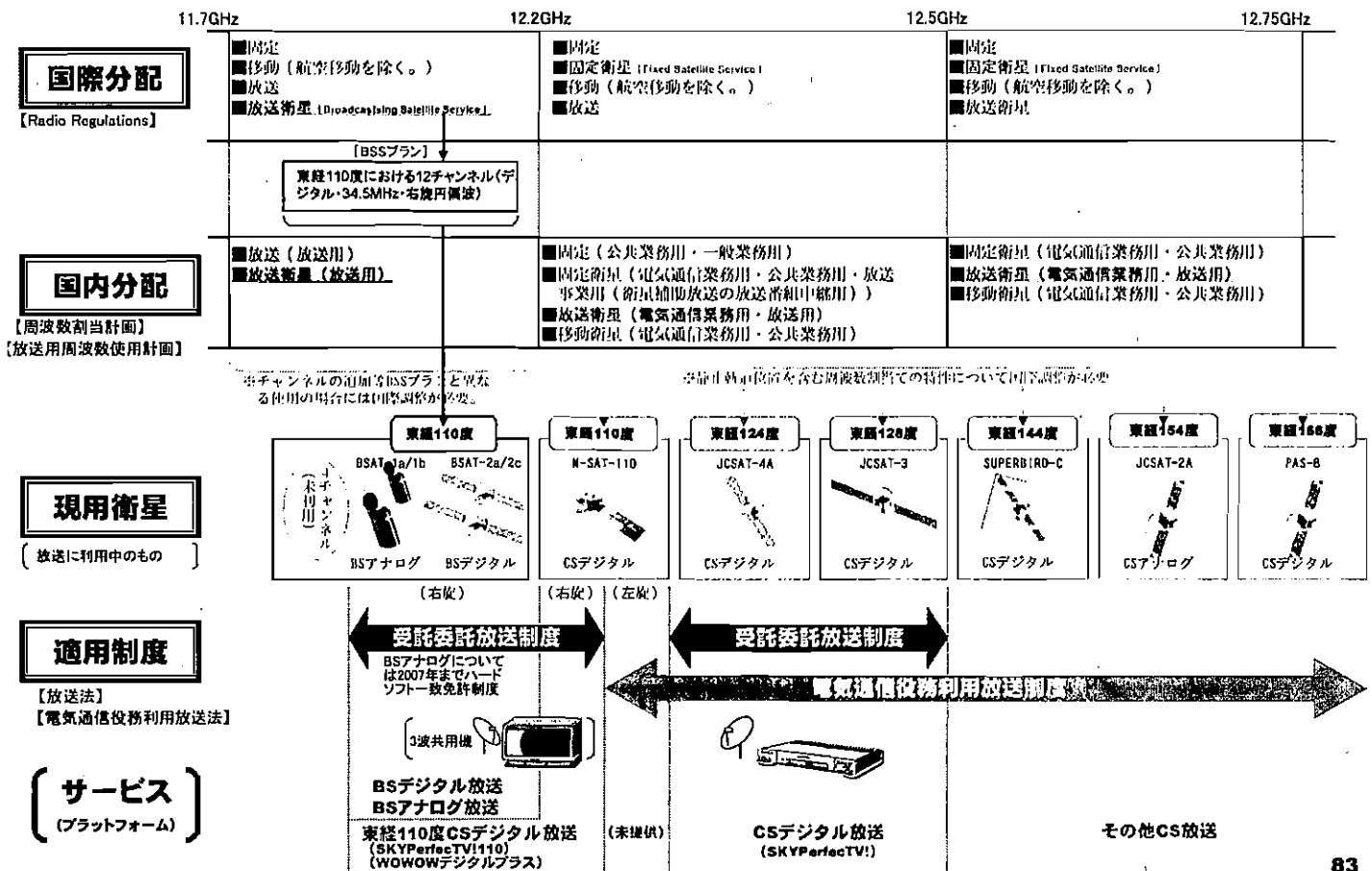
- 衛星放送の伝送路規格として現在世界的に広く使われているDVB-Sの上位規格であり、8PSK変調方式や新しい誤り訂正方式の導入により、帯域当たりの伝送容量で約30%の向上を実現
- 現在ITU-Rで国際標準化が進められている欧州標準(ETSI EN 302 307; 2004年策定)
- DVB-S.2規格による衛星ハイビジョン放送が昨年末、欧米において開始

□ H.264 | MPEG-4 AVC

- 従来のMPEG-2の約2倍の効率で映像を符号化可能と言われている映像圧縮方式
- ITU-T及びISO/IECが共同して検討を進め、両機関で標準化(2003年)
- 我が国では携帯端末向け地上デジタル放送やモバイル放送で実用されている他、欧米においては次世代の衛星放送に採用

ITU-R(International Telecommunications Union - Radiocommunication Sector: 国際電気通信連合 無線通信部門)
 ITU-T(International Telecommunications Union - Telecommunication Standardization Sector: 国際電気通信連合 電気通信標準化部門)
 ISO/IEC(International Organization for Standardization: 国際標準化機構 / International Electrotechnical Commission: 国際電気標準会議)
 ETSI(European Telecommunication Standards Institute: 欧州電気通信標準化協会)

IV-7 我が国におけるBS放送・CS放送の区分



IV-8 東経110度CSの左旋円偏波への電気通信役務利用放送法の適用

○「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」報告書(平成17年2月24日)の提言等を受け、東経110度CSの左旋円偏波の周波数を電気通信役務利用放送法の適用対象とする旨の省令改正を平成17年6月6日に実施。

■「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」(平成17年2月24日)報告書(抄)

第4章 衛星放送における個別課題の検討

第1節 競争環境の整備

1 東経110度CSにおける左旋円偏波の放送利用の在り方について

(5) 検討結果

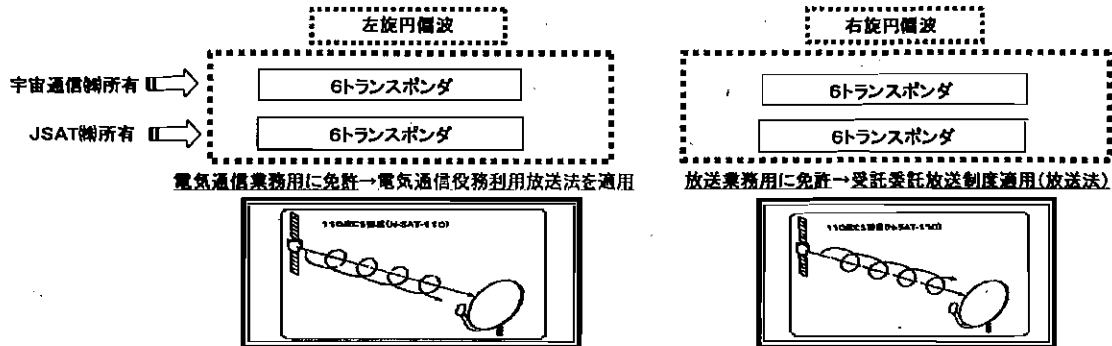
(中略)

「左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送を行わせる場合には、国がその普及が必要なものとして放送普及基本計画等を定めて行わせる放送法上の受託委託放送制度としてではなく、東経110度CS以外のCSを利用した放送と同様、電気通信役務利用放送法に基づいて行わせる方が適当と考えられる。」

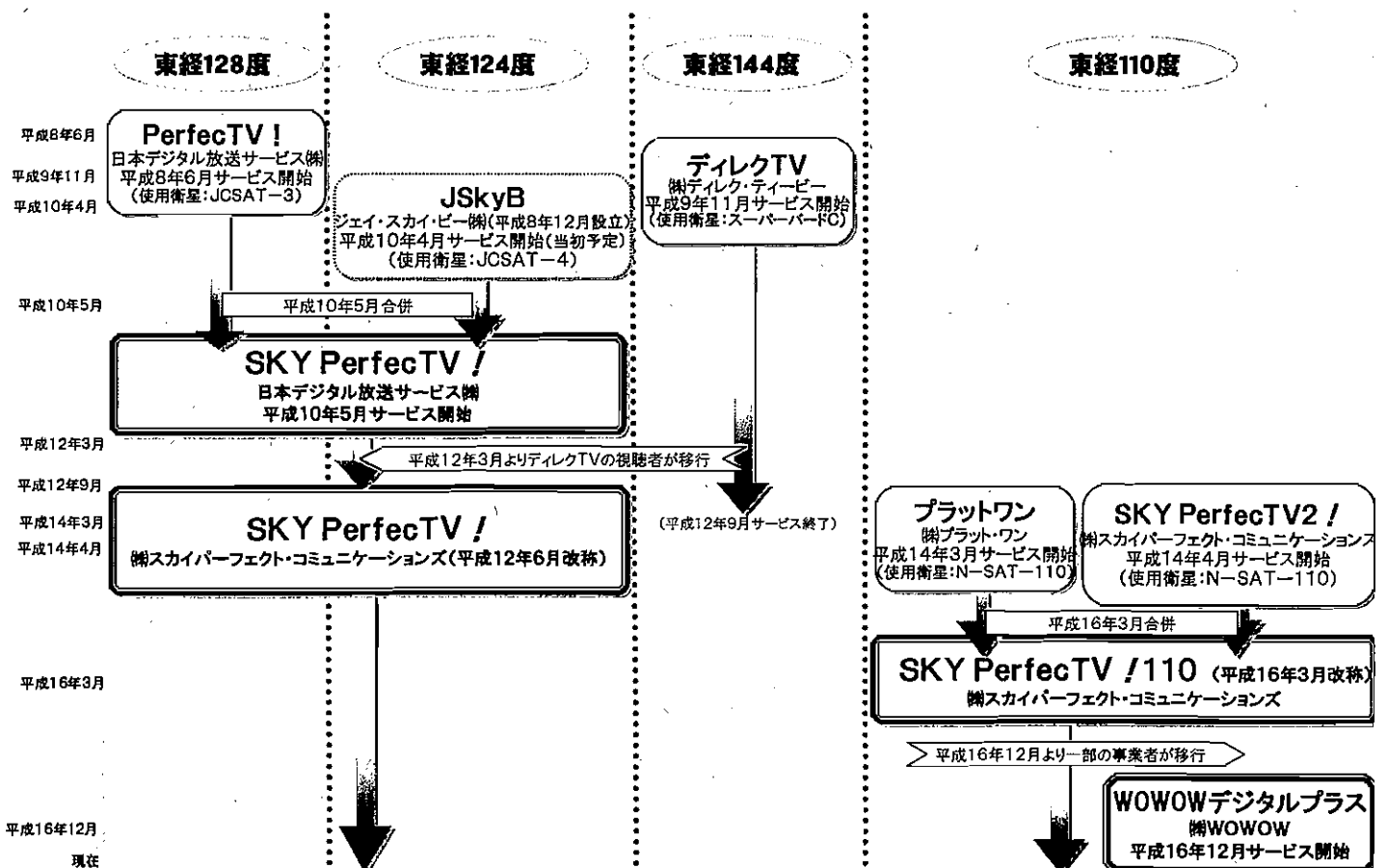
(中略)

「東経110度CSにおける左旋円偏波周波数の電気通信役務利用放送法に基づく利用の是非を判断するに当たっては、関係者をはじめとする国民の意見を広く聴取し、是とされた場合には、国民にその事実を広く周知した後に、制度整備を行うことが適当であると考えられる。」

(参考) 東経110度CSの現状



IV-9 CSデジタル放送プラットフォームサービスの変遷



IV-10 主なプラットフォームの概要

サービス名称	SKY PerfectTVI	SKY PerfectTVI110	WOWOW デジタルプラス
開始時期	平成8年(1996年)6月 (PerfectTVI)	平成14年(2002年)4月 (SKY PerfectTV2!)	平成16年(2004年)12月
利用衛星	JCSAT-3 (東経128°) JCSAT-4A (東経124°)	N-SAT-110 (東経110°)	
衛星事業者	ジェイサット(株)	ジェイサット(株)、 宇宙通信(株)	宇宙通信(株)
放送事業者	103社	14社	2社
チャンネル数	SDTV 190ch 音声 102ch データ 37ch	HDTV 12ch SDTV 77ch データ 2ch	HDTV 1ch SDTV 4ch データ —
視聴者数	373.7万	32.1万	非公表
顧客管理代行会社 (プラットフォーム)	(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ		(株)WOWOW
主な出資者	(株)ソニー・放送メディア 12.47% (株)フジテレビジョン 12.47% 伊藤忠商事(株) 12.47% ジェイサット(株) 6.91% (株)東京放送 5.68% 日本テレビ放送網(株) 5.24% (平成18年3月末現在)		(株)フジテレビジョン 9.9% (株)東京放送 8.9% 日本テレビ放送網(株) 8.4% 松下電器産業(株) 7.6% (株)電通 4.8% (平成18年3月末現在)

注1:プラットフォーム2社を利用しないCS放送事業者4社は省略。

注2:委託放送事業者数、チャンネル数、視聴者数については、平成18年3月末現在。

86

IV-11 衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドラインの概要

1 ガイドライン制定の経緯

- ・ 総務省の「衛星放送の在り方に関する検討会」の最終取りまとめ(平成14年12月)及び「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」の「デジタル放送推進のための行動計画(第2次)」(平成15年1月)において、CSデジタル放送の普及発展のため、プラットフォーム事業者において、「衛星放送の円滑な実施の確保のための事項」と「衛星放送の視聴者の利益を確保するための事項」を盛り込んだガイドラインを策定し、公表することが提言された。
- ・ それを受け、その策定に資するものとして、総務省で平成15年2月以降「CSデジタル放送に関する事業の在り方に関する検討会」を開催し、同年4月、「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」が取りまとめられた。
- ・ これを踏まえて、平成15年7月、プラットフォーム事業者において、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」が自主的に策定された。

2 ガイドラインの概要

I. 衛星放送の円滑な実施の確保のための事項

1. 委託放送事業者及び衛星役務利用放送事業者(以下「委託放送事業者等」という。)に対する、プラットフォーム事業者の業務の内容及びその提供条件並びに責任に関する事項が適正かつ明確になっていること
2. 委託放送事業者等に対し、不当な義務を課したり、不当な差別的取扱いが行われないこと
3. プラットフォーム事業者と委託放送事業者等の利益が相反する場合に、その適正な解決が図られるようになっていること

II. 衛星放送の視聴者(視聴しようとする者を含む。以下同じ。)の利益を確保するための事項

1. 視聴者に対する営業活動を行う場合にこれが適正に行われること
2. 視聴者に対し、有料放送の役務の料金その他の提供条件及びその変更の内容が明示されること
3. 視聴者からの苦情・要望等が誠実に受け付けられ、適切な対応が図られること
4. 視聴者の個人情報が適正に取り扱われ、その保護が図られること

87

IV-12 日米英における衛星放送の制度及び事業構造

		日 本	米 国	英 国
番組送信関係	番組制作・編集	委託放送事業者 衛星役務 利用放送事業者	番組供給事業者	TLCS事業者
	編成(パッケージング)			
	CAS			CAS受注者
	送信(アップリンク)	無線局(地球局)	無線局(地球局)	無線局(地球局)
	衛星管制	無線局(地球局)	無線局(地球局)	無線局(地球局)
	送信(ダウンリンク)	放送衛星局 (受託放送事業者) 人工衛星局 (電気通信事業者)	無線局(DBS)	無線局(衛星局)
契約関係	契約事務			
	顧客管理・料金徴収			
関連法規		委託放送事業者 ←放送法(第52条の13等)に基づく認定 受託放送事業者 ←電波法(第5条等)に基づく無線局免許 衛星役務利用放送事業者 ←電気通信役務利用放送法(第3条等)に基 づく登録 電気通信事業者 ←電気通信事業法(第9条)に基づく登録	DBS事業者 ←47CFR25.148(Code of Federal Regulations, Title 47-Telecommunication, Part 25_Satellite Communications, Sec.25.148 Licensing Provisions for the Direct Broadcast Satellite Service.)に基 づく免許	TLCS事業者 ←2003年通信法(第235条:Licensing of television licensable content services)に 基づく免許 ※伝送設備(衛星通信)は自ら保有するもの でも他者が保有するものでも可 ※同時に放送される複数の番組から構成さ れる場合、単一の免許で可
備 考		○プラットフォーム事業者は契約事務を代行 するのみであり、視聴者との契約の当事者 は委託放送事業者又は衛星役務利用放送 事業者 ○プラットフォーム事業者によるEPGにつ いても、委託放送業務の認定又は衛星役務 利用放送事業者の登録が必要	○プラットフォーム事業者が、視聴者との契 約の当事者となる ○上記は制度上「Subscription Service」とし て映像配信を行っている事例(「放送サービ ス」として行う事例はない)	○プラットフォーム事業者によるEPGにつ いても、TLCS事業者の免許が必要 ○プラットフォーム事業者が視聴者との契約 の当事者となるケースが存在 ○プラットフォーム事業者が無線局と中継器 の使用契約を締結し、TLCS事業者に又貸 しているケースが存在
○日本及び英国における番組制作については、上記の事業者が編集権を有しつつ、免許不要の番組供給事業者が制作している場合あり				

IV-13 欧州におけるプラットフォーム規制の概要

	指令	英国	独 国	仏 国
CAS※1	○ 加盟国は、Annexに定める 条件を担保しなければならない ・公平かつ無差別な取扱い ・会計分離 等	○ 義務あり ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	○ 義務あり ・公平無差別な条件での提供義 務 ・会計分離 ・料金属出 等	○ 義務あり (・CAS機能等を提供する別会 社を設立することが必要とされ ている) ・公平、妥当、無差別な条件で の提供義務 等
	アクセス指令 § 8	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 50 州間放送協定 § 53(1)	視聴覚法 § 30-2, 95
EPG※2	○ 加盟国は、条件を付すこと ができる	○ 義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・約款公表	○ 義務あり ・公平無差別な条件での提供義 務	○ 不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	州間放送協定 § 53(1)	
API※3	○ 同上	○ 義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	○ 義務あり ・公平無差別な条件での提供義 務	○ 不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 49 州間放送協定 § 53(1)	

※1 Conditional Access Service (限定受信サービス)
 ※2 Electronic Program Guide (電子番組案内)
 ※3 Application Program Interface

IV-14 英国のプラットフォーム規制の概要

規制根拠等

EU指令

- ・加盟国は、CASについて、Annexに定める条件(公平無差別な取扱い・会計分離)を担保しなければならない
- ・加盟国は、APIとEPGについて条件を付すことができる

CAS: Conditional Access Service
EPG: Electronic Program Guide
API: Application Program Interface

2003年通信法

- ・Ofcom は、アクセス関連サービスの提供者に対し、条件を課すことができる(§ 45, 73~76等)
- ネットワークアクセスを管理する者(CASを提供する者)
- API又はEPGの機能を提供する者
- ・条件違反の場合には、是正通知、制裁金、サービス停止等が予定されている(§ 94~104等)

※ 該当の条文は、2003年通信法の「通信」関係の箇所におかれている

通知

- ・CASについて、Ofcom(Ofcomの前身)が、条件を定めている※1
- ・API(Conditional Access), EPGについて、2003年7月以前の体系による条件を引き続き課すこととされている※2

※1 "Notification pursuant to section 48(1) of the Communications Act 2003"

※2 "Continuation Notice to a class of persons defines as the licensee for the purposes of the provision of electronic programme guide services under paragraph 9 of schedule 18 to the Communications Act 2003" 等

※3 現在、Ofcom により、2003年以前の体系(1984年電気通信法のクラスライセンス)下でOfcom が定めた関連ガイドラインの改定のためのガイドライン案のバリエーションが行われている。

規制対象

現在対象となっているのは、BSkyBの子会社であるSSSL社のみ

主な規制内容

CAS

- 放送事業者が書面で要求した場合、公正かつ妥当な条件(期間、条件、対価)を提供する義務
- その他の事業との会計分離の義務
- 不当な差別の禁止
- 料金及びその他の約款の公表(及びOfcomへの事前通知)の義務 等

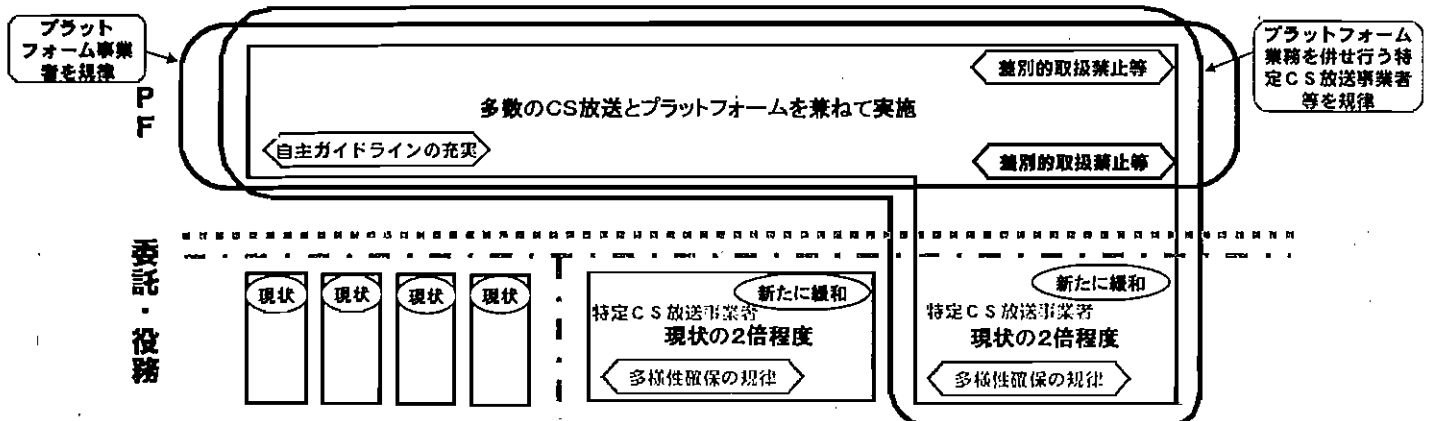
EPG

- 放送事業者が要求した場合、公正かつ非差別的な条件で提供する義務
- 不当な優遇や差別の禁止
- 料金及びその他の約款の公表の義務

API

- 放送事業者が要求した場合、公正かつ妥当な条件で提供する義務
- その他の事業との会計分離の義務
- 不当な差別や不適切な優遇の禁止
- 料金及びその他の約款の公表の義務 等

IV-15 CSプラットフォーム関係の制度改正のイメージ



マスメディア集中排除原則の緩和

案A 省令 <一般的緩和>

110度CSの左旋円偏波への役務法の適用やH.264の導入による周波数の希少性の緩和等、マス排緩和に係る環境の変化が認められる場合

- ・ マスメディア集中排除原則を緩和(2倍程度)

案B 省令等 <特例的緩和>

マス排緩和に係る環境の変化が認められない場合

- ・ 多様性確保のための規律[※]を課すことを条件に、マスメディア集中排除原則を政策的に緩和(2倍程度)

・ (特定CS放送事業者)

※ 数値、期間等といった番組のジャンルごとに一定の比率を確保すべき比率を示す等

※現状は、最大で、委託で4中継器、役務+委託で8中継器(グループ12中継器)

プラットフォームに対する規律

案1 法律等 <プラットフォーム事業の制度化>

プラットフォーム事業者を規律

- ① CS放送事業者の差別的取扱禁止等
- ② 視聴者の苦情等への対応義務等

案2 法律等 <プラットフォーム業務を行う特定CS放送事業者の制度化>

特定CS放送事業者又は相当数の中継器を保有・支配するCS放送事業者で、他者にプラットフォームサービスを提供する者を規律

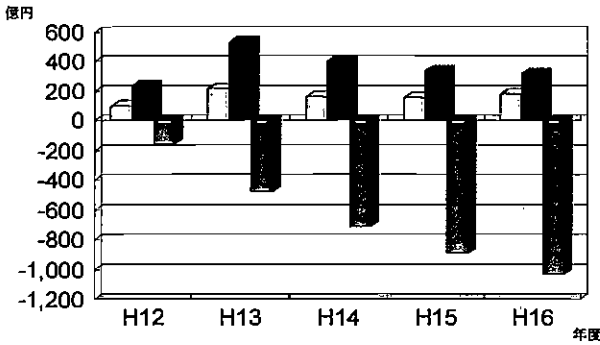
- ① CS放送事業者の差別的取扱禁止等

自主ガイドラインの充実

※1-案2にかかわらず、現在の自主ガイドラインの充実による対応

IV-16 BSデジタル局の経営状況等

○ BSデジタル放送民放キー局系5社については、累積赤字が1,032億円にのぼり、全社が赤字経営。なお、赤字幅(当期損益)については、3年連続で減少



□ 営業収益 ■ 営業費用 ▨ 累積損益

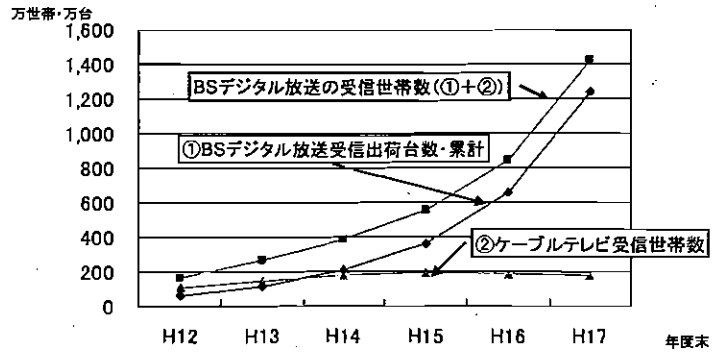
年度	H12※1	H13	H14	H15	H16
営業収益	101.7	214.5	161.5	156.1	181.9
営業費用	237.3	531.3	401.2	337.2	318.9
営業損益	▲97.8	▲316.8	▲239.7	▲181.1	▲137.0
収支比率※2	233.3%	247.7%	248.4%	216.0%	175.3%
当期損益	▲139.5	▲316.9	▲242.9	▲183.5	▲138.8
累積損益	▲159.9	▲476.8	▲710.8	▲893.4	▲1,032.2

※1 BSデジタル放送は平成12年12月1日に開始

※2 収支比率は、営業費用/営業収益の比率

(各社の公表資料より作成)

○ 平成18年5月末現在で、BSデジタル放送受信機出荷台数(累計)は約1,368万台を計上し、アナログ再送信を含めた受信世帯数は約1,546万世帯に上る。



年度末	H12	H13	H14	H15	H16	H17
BSデジタル放送の受信世帯数(①+②)	161.3	262.6	380.7	551.9	839.3	1421.8
BSデジタル放送受信機出荷台数累計(①)※1	58.1	115.1	208.2	360.0	655.3	1242.5
ケーブルテレビ受信世帯数(②)※2	103.2	147.5	172.5	191.9	184.0	179.3

※1 PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む。)、ケーブルテレビ用デジタルSTBの合計。

※2 BSデジタル放送をケーブル局が受信し、それをアナログ信号に変換したものを視聴している世帯。

(日本放送協会資料より作成)

IV-17 BS放送に使用している衛星とチャンネルの状況

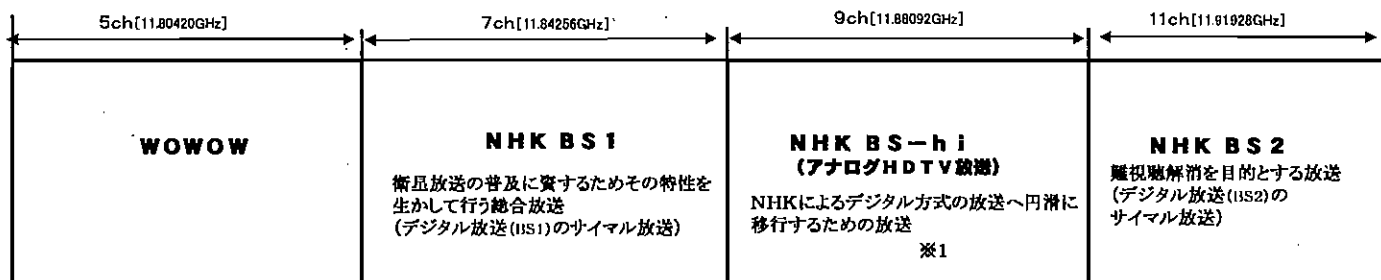
放送事業者 (国内放送事業者又は委託放送事業者)	放送衛星	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	平成18年 (2008年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)
		アナログ放送	国内放送(いわゆるハード・ソフト一敷)				受委託国内放送(いわゆるハード・ソフト分離)		
デジタル放送									
第5チャンネル	WOWOW								
第7チャンネル	NHK BS1 (デジタルのBS1と同一の放送)								
第9チャンネル	NHK BS-hi (デジタルのBS-hiと同一の放送)								
第11チャンネル	NHK BS2 (デジタルのBS2と同一の放送)								
第1チャンネル	ビーエス朝日 ビーエス・アイ								
第3チャンネル	WOWOW BSジャパン								
第13チャンネル	BS日本 ビーエスアジ								
第15チャンネル	NHK BS1 (総合放送) NHK BS2 (視聴者解消を目的とする放送) NHK BS-hi (ハイビジョン普及に資する標準放送) スターチャンネル								
第17チャンネル									
第19チャンネル									
第21チャンネル									
第23チャンネル									
第5, 7, 9, 11チャンネル	BSAT-1a (H9.4打上げ 設計寿命H19.4)								
	BSAT-1b(予備衛星) (H10.4打上げ 設計寿命H20.4)								
	BSAT-2a (H13.3打上げ 設計寿命H23.3)								
	BSAT-2c(予備衛星) (H15.8打上げ 設計寿命H25.5)								

IV-18 BS放送のチャンネル一覧

(平成18年3月末現在)

BSAT-1a (BS-4先発機：アナログ方式)

【設計寿命：～2007年】



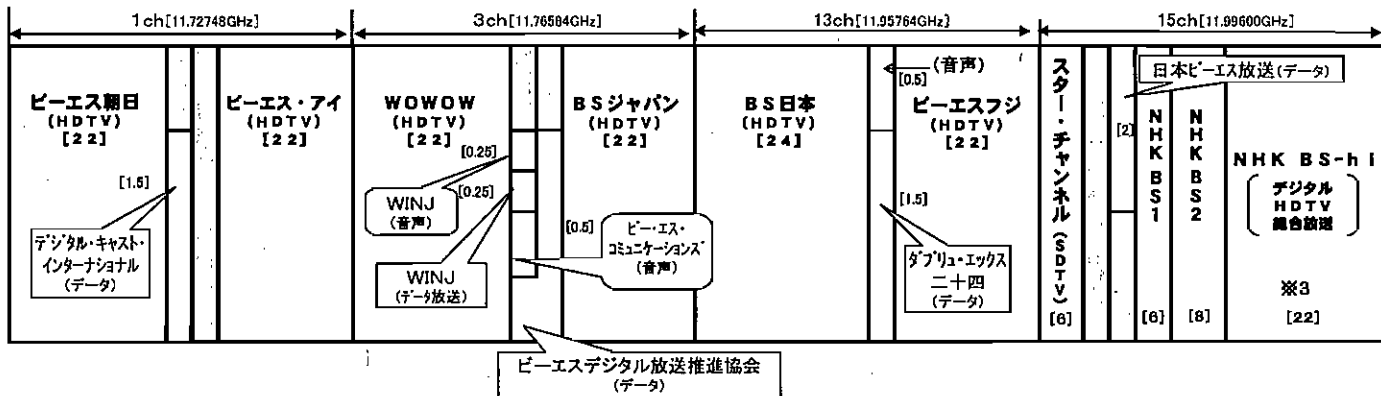
※1 アナログHDTV放送については、平成19年(2007年)に終了するものとする。

※2 アナログHDTV放送以外のアナログ方式の放送については、平成23年(2011年)までに終了するものとする。

BSAT-2a (BS-4後発機：デジタル方式)

【設計寿命：～2011年】

(網掛けは、現在使用されていない帯域を示す。)



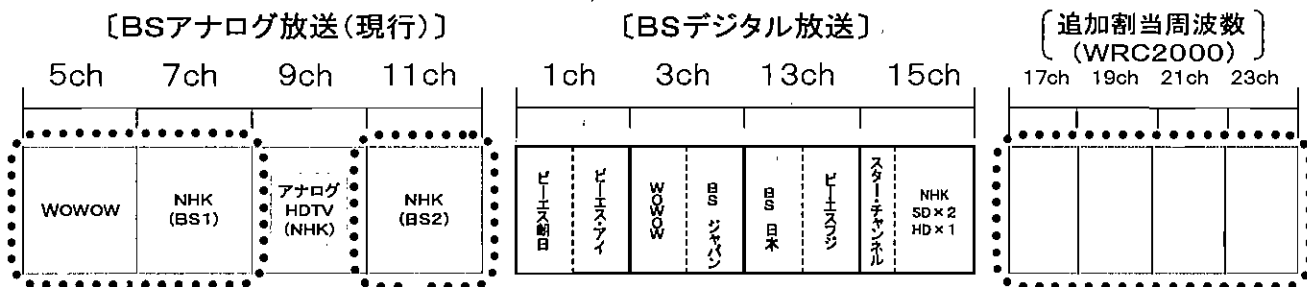
[]数字はスロット数(BSデジタル1中継器=48スロット)

※3 デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル技術の普及に資する総合放送
(災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発・普及に資するために一時的に行われるSDTV放送を妨げない。)

94

IV-19 BSアナログ放送終了後の3チャンネル及び新4チャンネルの利用方法

- ①BSアナログ放送 (NHK BS-1・BS-2、WOWOW) 終了後 (平成23年(2011年) まで) の3チャンネル
- ②2000年に開催された世界無線通信会議 (World Radiocommunication Conference (WRC2000)) で日本に追加割当てされた新4チャンネルについて、その利用の在り方について検討中



■ BS第9チャンネルのデジタル化

- ・平成17年12月15日
新規にデジタルHDTV放送を行う3者を総務大臣が認定
- ・平成19年12月1日
放送開始予定

■ 今後新たに利用可能となるBS用周波数の利用の在り方

- ・平成17年10月14日～
「衛星放送の将来像に関する研究会」において検討中

95

IV-20 BS-9chに係る委託放送業務の認定

認定を受けた者	代表者名	資本金	主な出資（1%以上）
日本ビーエス放送株式会社	安積 克彦	30億円	株式会社ビックカメラ 71.700% 松下電器産業株式会社 1.700% 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 1.700% 日本ビクター株式会社 1.700% 富士写真フイルム株式会社 1.700% 株式会社リコー 1.700% 株式会社東芝 1.700% シャープ株式会社 1.300% 東映株式会社 1.000% セイコーエプソン株式会社 1.000% カシオ計算機株式会社 1.000% 株式会社富士通ゼネラル 1.000%
株式会社スター・チャンネル	植村 伴次郎	20億円	伊藤忠商事株式会社 17.775% 株式会社東北新社 17.775% ニューズコーポレーションジャパン株式会社 17.775% 株式会社ソニー・放送メディア 12.800% 住友商事株式会社 6.000% 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント 4.975% Paramount Pictures International a division of Viacom International (Netherlands) B.V 4.975% Universal Studio International B.V 4.975% MGM International B.V 4.975% Warner Bros. International Television Distribution Inc. 4.975% アイ・ティー・エックス株式会社 3.000%
ワールド・ハイビジョン・チャンネル株式会社	植田 松壘	1.5億円※	三井物産株式会社 100.000%

※ 放送が開始される平成19年12月までに7.5億円に増資する予定

申請時の資料等に基づき、総務省作成

IV-21 衛星放送の位置付け

「衛星放送の将来展望に関する検討会」報告書（平成元年2月）

第2章 衛星放送に関する考え方 — 2.2 衛星放送と地上放送との調和 — (2) 調和の視点
今後衛星放送が現行テレビジョン放送並に国民に広く定着し、将来的には、基幹メディアが地上放送から衛星放送に移行することも考えられるが、地上放送と衛星放送がどのような関係で発展していくかは、基本的には、視聴者の選択によることとなる。

「衛星放送の機能的・安定的実施に関する検討会」報告書（平成3年3月）

1 衛星放送の実施状況と課題 — (1)衛星放送の課題
BS放送は多メディア化・多チャンネル化の進展の中で将来の基幹的放送メディアの一つとして発展することが期待されている。

「衛星放送の在り方に関する検討会」報告書（平成5年6月）

第2 BS-3後継機の段階における衛星放送の在り方 — 1 目的・理念 — (1) 基幹的放送メディアの一つとしての機能の発揮
BS-3後継機の段階における衛星放送は、その優れたメディア特性を活かし、広範かつ多数の視聴者が技術的・経済的に容易に放送サービスを受受でき、国民生活の充実、健全な民主主義の発達、多様な文化の創造、活力ある社会の構築等に大きく寄与する基幹的放送メディアの一つとして、地上放送とともに中心的な役割を果たすことが期待される。

「BS-4後継機検討会」報告（平成9年3月）

第1章 衛星放送の現状及び展望 — 1 我が国における衛星放送の現状と展望 — (1) 衛星放送の現状 — ア BS放送
その普及状況は(中略)など、国民生活の充実や多様な文化の創造等に大きく寄与する基幹的放送メディアとしての役割を果たしている。

「衛星放送の在り方に関する検討会」最終取りまとめ（平成14年12月）

2 今後の衛星放送の在り方 — (3) 各衛星放送の位置付け
現時点において、BSとCSでは、周波数の希少性や既存の視聴者数、サービスのビジネスモデル等において差異があることも確かであり、本検討会での検討範囲である今後5〜10年という範囲では、引き続き、BSは準基幹放送的な方向で、CSは多チャンネル放送的な方向の位置付けで発展していくものと考えられる。

「放送政策研究会」 最終報告（平成15年2月）

1 放送を取り巻く状況 — 2 メディアの発展動向と期待される役割 —
(1)地上放送と衛星放送の関係
② 衛星放送は、技術的・経済的効率性の見地から、全国放送に適したメディアである。準基幹的放送メディアあるいは多チャンネルの専門放送メディアとしての役割を果たしていくことが予想される。特に、BSデジタル放送は、新たなメディアであり、地上テレビジョン放送のデジタル化の先駆けとしてデジタル放送の普及の役割を担うとともに、地上ローカル局が番組を全国発信していくメディアとしての役割も期待される。
Ⅲ 現行のマスメディア集中排除原則の具体的な見直しの方針 —
2 衛星放送関係 — (1)BSデジタル放送と地上放送との兼営の適否
④ ア 基幹的放送メディアである地上放送と全国放送を基本とする準基幹的放送メディアとしての成長が期待されるBSデジタル放送との間での兼営は、多元性の確保の観点から問題がある。また、地上放送、衛星放送、新聞という社会的影響力が大きな3つの事業の支配が可能になるとのおそれもある。

「ブロードバンド時代における 放送の将来像に関する懇話会」 とりまとめ（平成18年4月）

2 新時代に対応した事業環境の再構築
ウ 衛星放送分野の環境整備
衛星放送分野においては、
-BSデジタル放送は準基幹放送的な方向
-CSデジタル放送は多チャンネル専門放送的な方向
-東経110度CSデジタル放送はBSとCSの中間的な性格
という位置付けの中で、視聴者にとってわかりやすく、また、事業者の柔軟な対応により一層多様なサービスの提供が可能となるよう環境の整備を図ることが必要

「BS放送のデジタル化に 関する検討会」報告書 （平成15年12月）

はじめに
12GHz帯の帯域容量を利用して行う衛星放送(BS放送)は、このような衛星放送の特色を発揮することで、全国放送を基本とした準基幹的放送メディア、総合的な内容の高精細度テレビジョン放送を中心に行うメディアとして更に普及することが期待されてきた。

IV-22 認定方針等での関連記載

BS-4後発機を用いたデジタル放送の委託放送業務の認定に係る認定方針（平成10年7月）

- 1 マスメディア集中排除原則の適用について（審査基準第7条第3号関連）
BSデジタル放送における一の者による「支配」の議決権に係る定義が「議決権の3分の1以上」となった（放送法施行規則第17条の8の改正（平成10年6月11日施行））が、この適用に当たっては、委託して放送させることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするという放送法の趣旨が最大限活かされるよう、既存の放送事業者が保有する議決権の合計又は既存の放送事業者との役員兼務の程度がより少ない申請者の方が、より多い申請者よりも適格的であると判断する。
- 2 多様な番組の提供について（審査基準第7条第4号関係）
BS-4後発機の周波数資源が4周波数と限られたものであることを考慮し、BS-4後発機による放送全体として視聴者に対して、特定の分野に偏らず多様な番組が提供されることとなるよう配慮する。

放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送のうち、平成17年8月17日から同年9月13日まで申請を受け付けるものに関する認定方針（平成17年8月）

- （比較審査基準）
- 第3条
- 2 前項各号に掲げる基準による優先順位に差異のない複数の申請については、特に次の各号に適合する度合いを同程度かつ総合的に勘案して、BSデジタル放送の普及及び健全な発達に資するものを優先する。
六 より多くの世帯が視聴する可能性が高いこと。
 - 3 BSデジタル放送全体として、特定の分野に偏らず多様な番組が提供されることとなるよう配慮する。

東経110度CSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に係る認定方針（平成12年9月）

- 3 比較審査基準
- (2) 東経110度CSデジタル放送全体として、幅広い分野の放送が提供されるよう配慮する。
- (3) BSデジタル放送の普及及び健全な発達に寄与するものを優先する。

JCSAT-3A衛星利用した衛星放送業務の認定に係る認定方針（平成12年8月）

- 4 比較審査基準
当該申請に係る現行ディレク番組の視聴可能者数がより多いなど、視聴者の利益に資する申請を優先する。

V 新たな放送サービスへの対応

V-1 サーバー型サービスの概要

(特徴)

- ◆自由な「検索・抽出」「編集」等、デジタルならではのメリットを、視聴者が一層容易に享受することを可能とするサービス。
- ◆サーバー型サービス端末から取り出したコンテンツを、ホームネットワークや自家用車内のAV機器、携帯電話、携帯情報端末(PDA)等、様々な端末で持ち歩くことが可能。

(具体的なサービス)

ダイジェスト視聴

- >1時間以上のニュース番組でも、視聴者の選択に応じ、5分、10分等に圧縮した要約版を視聴可能。
- >例えば、最近一ヶ月の番組は蓄積されたコンテンツから、それ以前の番組はインターネットでダウンロード。(視聴者は、その相違を意識する必要無し。)

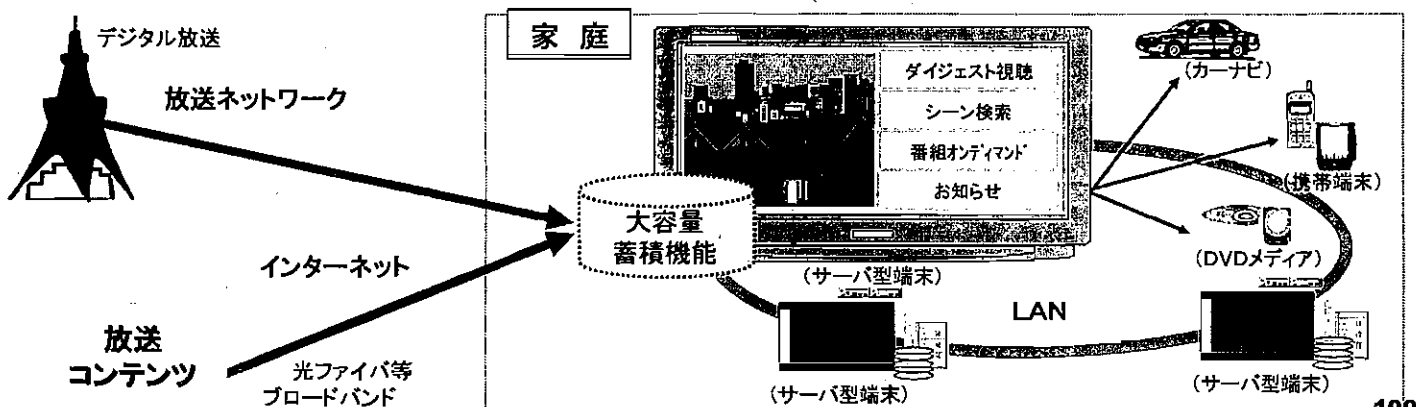
シーン検索・ダウンロード

- >キーワード、放送時期等で映像を検索。該当する映像は、DVDや小型の記録メディアに移動して、外部で視聴することも可能。

番組オンデマンド

- >蓄積されたコンテンツや、インターネットからダウンロードされるコンテンツなど、レンタルビデオのように、一定期間視聴可能。

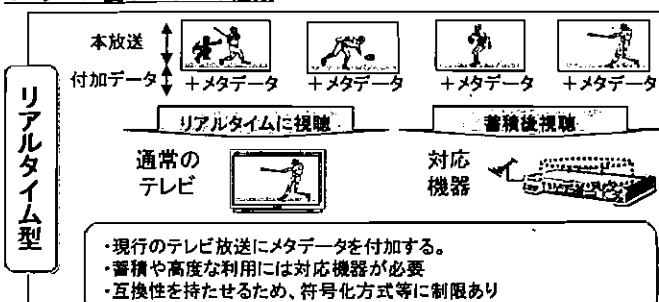
※ NHKは、経営計画(2006年度~2008年度)で、2007年度にサービス開始を発表している



V-2 サーバー型サービスとは

サーバー型サービスの種類と特長

1 サーバ型サービスの種類



- ・現行のテレビ放送にメタデータを付加する。
- ・蓄積や高度な利用には対応機器が必要
- ・互換性を持たせるため、符号化方式等に制限あり

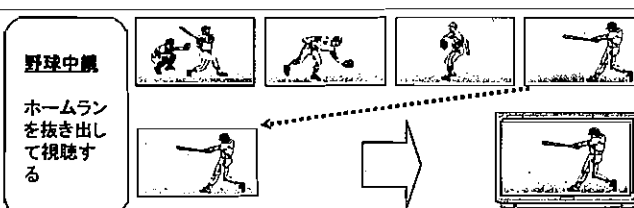
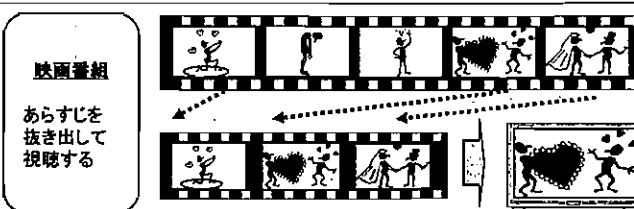
- ・空き帯域を利用して本放送とは別にデータを送信
- ・蓄積・視聴に新たな対応機器が必要
- ・新たな符号化方式等も利用可能

2 サーバ型サービスの特長

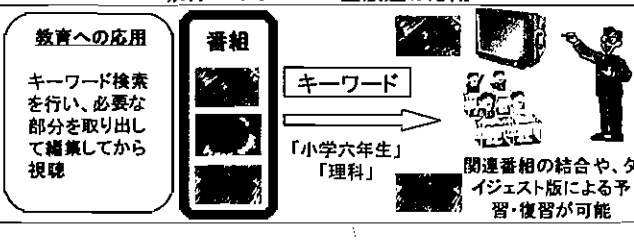
<h4>電波の有効活用</h4> <p>地上デジタル放送に割り当てられた、既存の帯域を最大限に有効利用する。</p>	<h4>新たな市場開拓</h4> <p>新しいサービスやビジネスを展開することが出来る。</p>	<h4>視聴者のメリット</h4> <p>新しい視聴形態や体験をすることが出来る。</p>
--	--	---

サーバー型サービスの視聴イメージ

蓄積した番組を {好きな時に / 好きな番組を / 好きなように} 視聴することが可能。

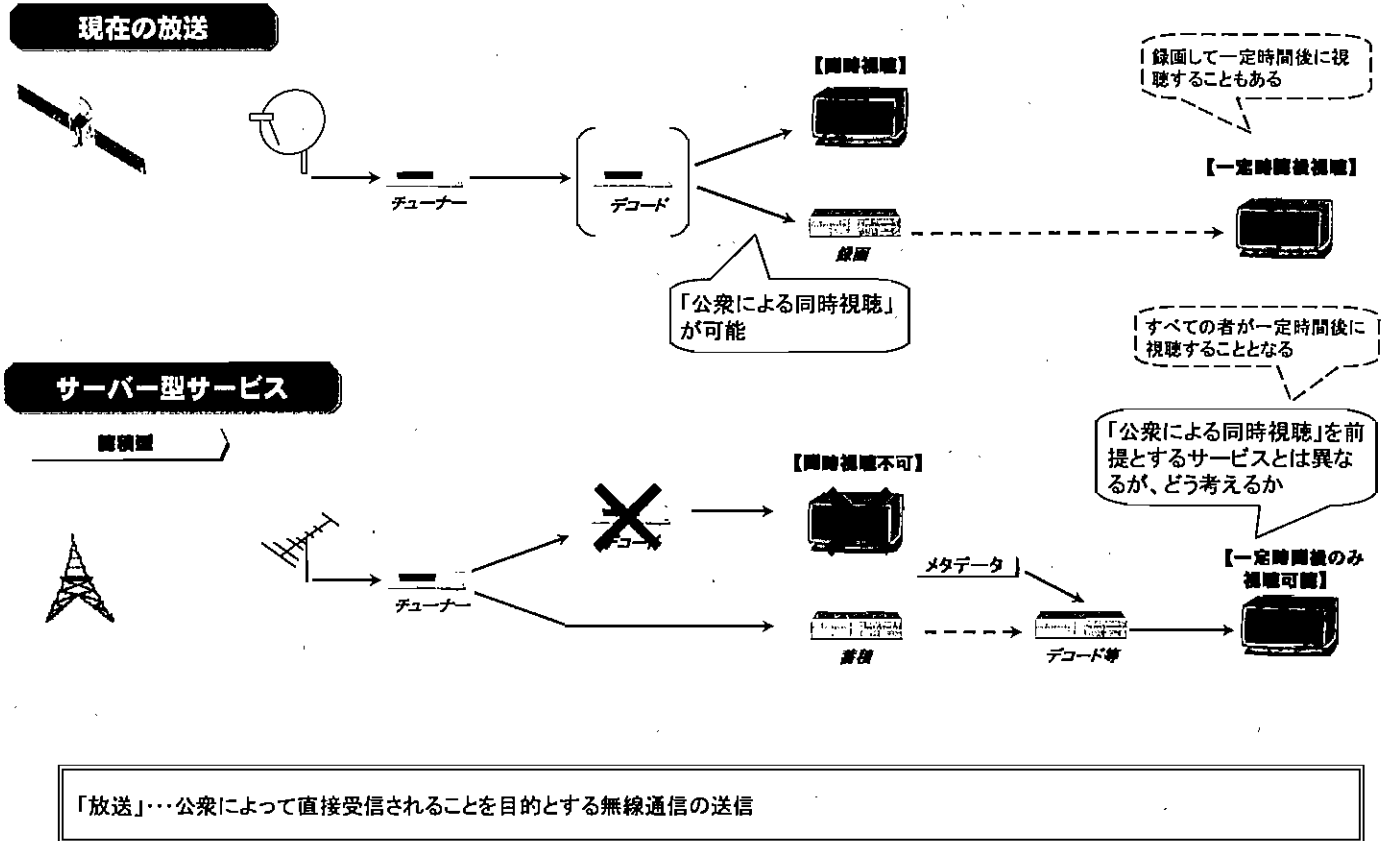


教育へのサーバー型放送の応用



V-3 サーバー型サービスと「放送」との関係

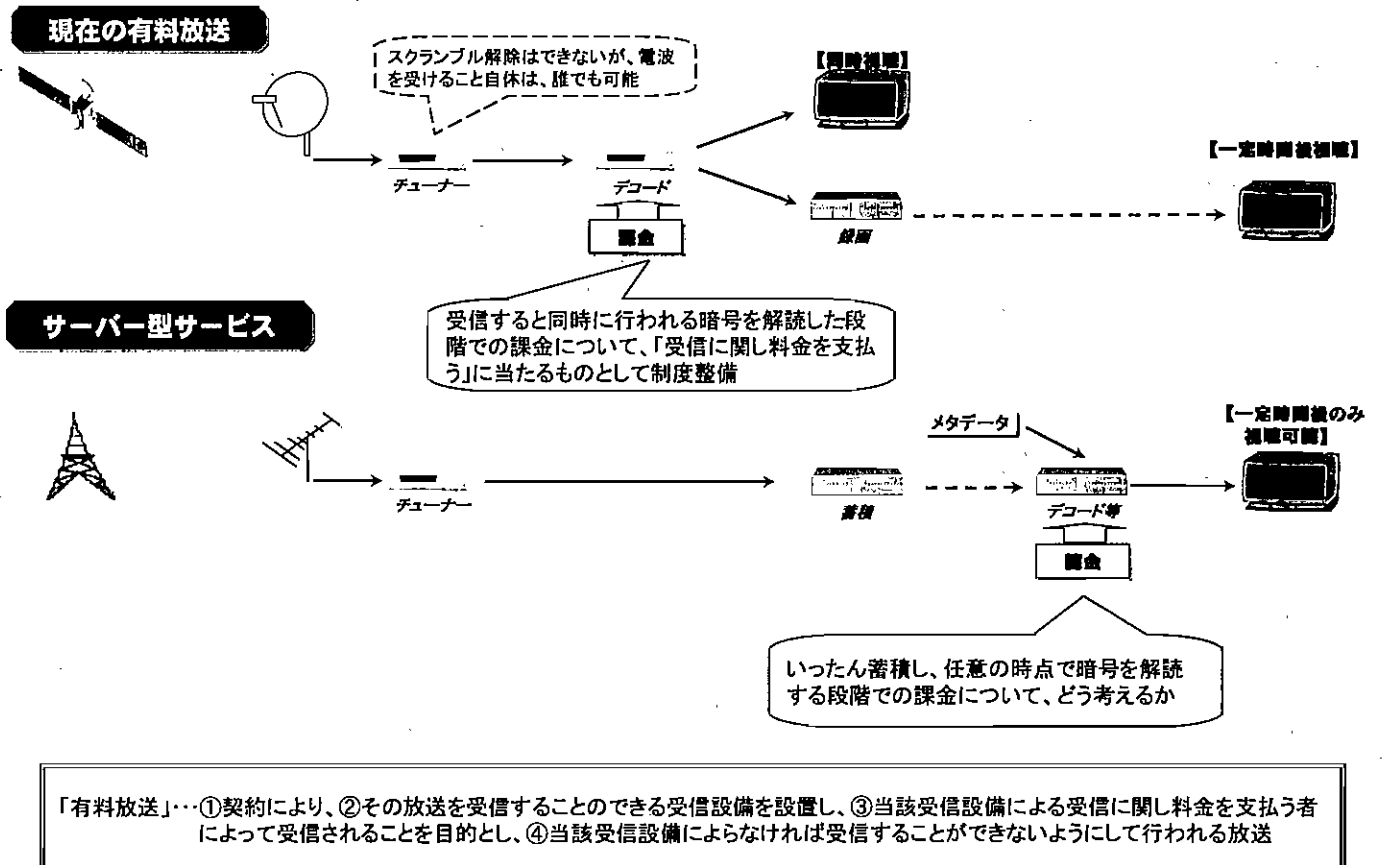
図3-3



102

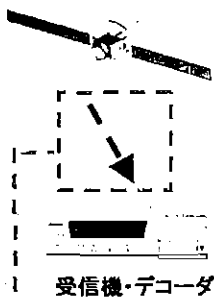
V-4 サーバー型サービスと「有料放送」との関係

図3-4



103

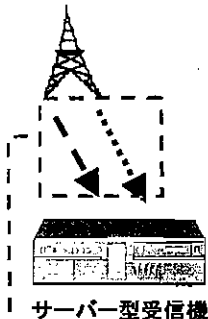
現在の有料放送



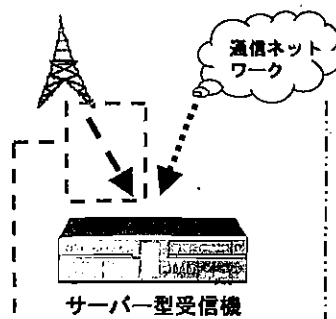
「有料放送」としての規律の対象

サーバー型サービス

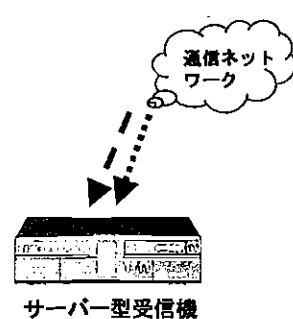
本体もメタデータも放送



本体は放送、メタデータは通信



本体もメタデータも通信



- ・ 放送波で送信される部分が「有料放送」としての規律の対象
- ・ 通信で送信される部分と一体となって提供される場合の規律の在り方についてどう考えるか



V-5 NHK経営計画におけるサーバー型サービスの位置付け

「NHKの新生とデジタル時代の公共性の追求 平成18年度～20年度NHK経営計画」(平成18年11月) (2)

3. 平成18年度～20年度の事業運営方針と主な事業展開

3-3 デジタル技術を活用した新しいサービスの開始

(2)サーバー型放送サービス

サーバー型放送サービスの開始

- ◆サーバー型放送サービスは、大容量の蓄積装置(ハードディスク)を備えインターネットに接続されたデジタル放送受信機に向けて行う、全く新しいサービスです。現在、デジタル放送やインターネットを通じてテレビ番組を見るためには、それぞれ別の受信機や装置が必要です。しかし、サーバー型放送サービスの受信機が登場することにより、放送によるサービスもインターネットによるサービスも一台で受けることができるようになります。蓄積を前提とした放送とインターネットを利用した映像コンテンツの提供をあわせて行うことで、放送と通信の長所を取り入れた新しいサービスの誕生が期待されています。
- ◆サーバー型放送サービスには、メタデータと呼ばれる番組に関連した情報が付加されます。番組は、メタデータとともに、放送やインターネットによって提供され蓄積されるため、そのメタデータを使い、例えば、知りたいニュースを好きな時間に見るといった視聴が可能でます。
- ◆この新しいサービスを実施するには、番組を放送だけではなくインターネットでも利用できるようにするための新しい著作権ルールが必要です。このルールの確立について関係者と具体的な検討を進め、サービスの開始にむけた準備を進めます。また、サーバー型放送サービスでは、受信機に蓄積される番組の視聴回数や視聴期限を決めて利用いただくことなどを検討しています。さらに、番組の不正な流通を防止する仕組みも必要です。関係者とともに、新しいサービスの利用制御システムの開発を進めています。
- ◆著作権処理をはじめ、こうした準備を整えることにより、
 - ・スポーツ中継を放送で視聴しながら受信機に蓄積し、メタデータの情報に基づきハイライトシーンだけを選んで別の時間に視聴する
 - ・見逃した番組や過去の名作を、メタデータの情報に基づいてリクエストし、インターネットを通じて受信機に蓄積して視聴するなど、視聴者のみなさまにとって便利で受益感の高いサービスができるようになります。
- ◆NHKがサーバー型放送サービスを行うには、NHKのインターネット利用に課せられている制限の緩和や、インターネットの活用などに関してNHKの事業範囲を規定している放送法の改正が必要です。NHKは、現在実施しているデジタル放送とインターネットを結びつけたサーバー型放送サービスを、専用の受信機が登場する平成19年度中に開始したいと考えています。

4. デジタル時代のNHKのあり方を追求

4-2 NHKの財源のあり方の検討

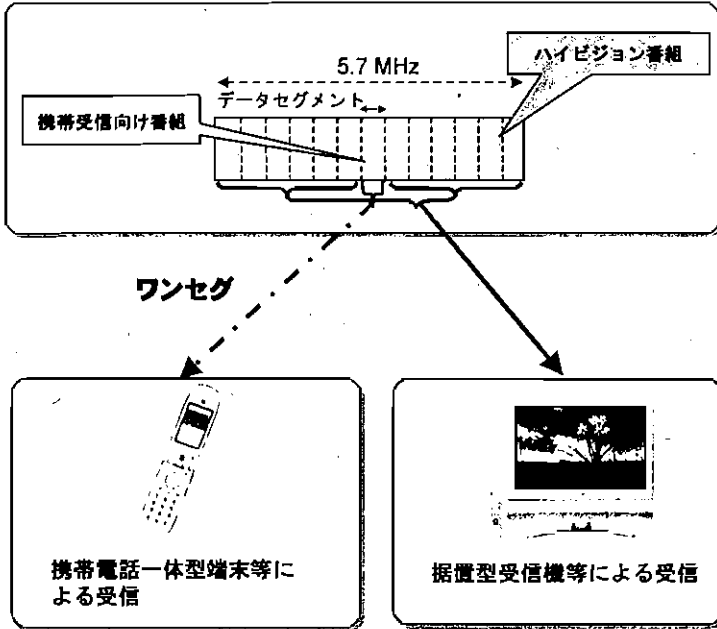
新しいサービスの経費負担のあり方

- ◆これからのデジタル時代には、進歩するデジタル技術を生かして、放送が通信と連携する新しいサービスが誕生します。こうした新サービスの中には、利用を希望されるみなさまに限定したサービスとして実施することがふさわしいと考えられるものもあります。例えば、サーバー型放送サービスの実施にあたっては、設備整備やメタデータ制作、コンテンツの権利処理などに一定のコストがかかります。このような経費に受信料を使うことは、かえって公平ではないとも言えます。サービス経費は、サーバー型放送サービスの専用受信機に組み込まれる予定の利用制御システムを使った有料課金方式など、利用に応じて、受益者のみなさまに負担していただくことも合わせ検討する必要があると考えます。
- ◆新サービスやその財源などについては、「デジタル時代のNHK懇談会」をはじめ幅広く意見を伺いながら、デジタル時代の公共放送の役割や受信料で行う事業範囲と合わせて検討します。サーバー型放送サービスに関しては、NHKの事業範囲を規定している放送法など制度改正が検討されれば、それに合わせ、実施にむけた準備を進めます。

V-6 携帯端末向けサービス（ワンセグ）の概要

ワンセグの特徴

地上デジタル放送では、1つのチャンネルを13個のセグメントに分割して、映像・音声・データを伝送
中央の1セグメントを用いて、携帯端末向けサービスを実施

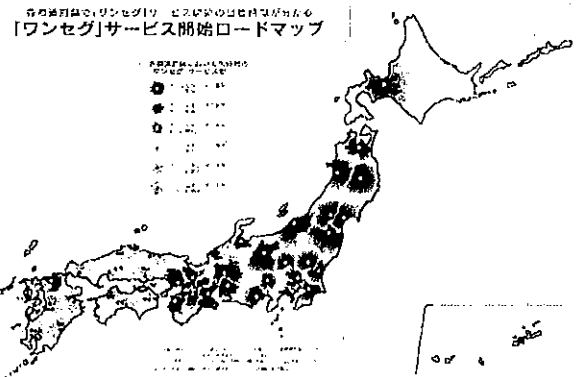


サービス開始の予定

平成18年4月、三大広域圏等から、「ワンセグ」サービス開始
12月には全国に拡大予定

(参考)4月1日から「ワンセグ」の放送を行う放送局数

- ・NHK 42局中24局で開始
- ・民放 127局中30局で開始



V-7 地上デジタルテレビジョン放送の技術基準

平成11年12月に地上デジタルテレビジョン放送の技術基準を策定

1 放送方式の概要

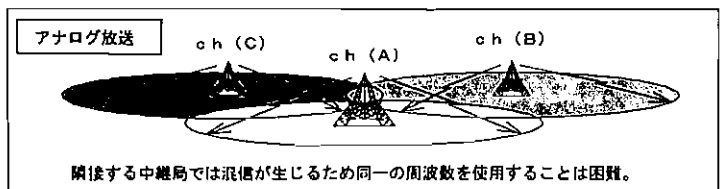
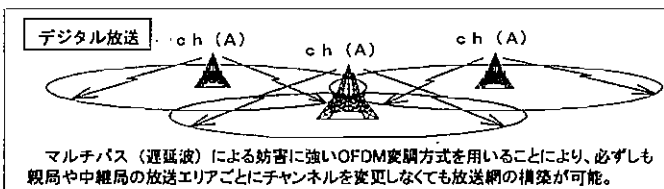
		技術基準
情報源符号化方式	映像	MPEG-2 Video (映像フォーマット:480i, 480p, 720p, 1080i)
	音声	MPEG-2 Audio AAC (Advanced Audio Coding)
伝送路符号化方式	変調方式	OFDM(DQPSK, QPSK, 16QAM, 64QAM)
	誤り訂正方式	外符号:リードソロモン(204, 188) 内符号:畳込み符号(符号化率:1/2, 2/3, 3/4, 5/8, 7/8)
多重化方式		MPEG-2 Systems
スクランブル方式		MULTI2
周波数帯幅		5.7MHz
伝送容量(標準)		最大約23.2Mbps(約18Mbps)

2 放送方式の特長

- (1) 6MHzの帯域幅の中でHDTV放送又は多チャンネルSDTV放送を実現可能
- (2) 固定受信向けと携帯・移動受信向けの番組を随時組み合わせた放送や携帯端末での部分受信が可能
- (3) マルチパス(遅延波)による妨害に強いOFDM(直交周波数分割多重)方式を採用することにより、SFN(単一周波数中継)が実現でき、周波数の有効利用が可能
- (4) 国内における他のデジタル放送メディアとの整合性の確保、共用受信機の製造の容易化、今後の通信やコンピュータとの融合によるマルチメディア放送にも対応可能とするよう、放送メディアの物理特性に依存する伝送方式等を除き、可能な限り技術基準を共通化。

3 SFN(単一周波数中継)のイメージ

一定の条件の下で中継局においても親局と同一の周波数を利用することが可能となる。周波数の有効利用に寄与。



V-8 地上デジタルテレビジョン放送方式の日欧米の比較

	日本	欧州	米国
方式名	ISDB-T	DVB-T	ATSC
搬送波	マルチキャリア(OFDM変調方式)		シングルキャリア
スペクトル形状	<p>6MHz幅 1セグメント×13個 (約429kHz) 64QAM HDTV又は複数SDTV 周波数</p> <p>13個のセグメントを最大3つの階層に分割し 階層毎に変調方式を指定することが可能</p> <p>64QAM 64QAM QPSK (TV受信)(部分受信)(TV受信) (2階層分割の例) 周波数</p>	<p>7.8MHz幅 HDTV又は複数SDTV 周波数</p>	<p>6MHz幅 HDTV又は複数SDTV 周波数</p>
キャリア変調方式	DQPSK、QPSK、16QAM、64QAMから選択	QPSK、16QAM、64QAM、MR-16QAM、MR-64QAMから選択	8VSB
セグメント単位の運用	階層毎に変調方式を指定可能	×	×
チャンネル間隔	6MHz(7又は8MHzへ適用可能)	7又は8MHz(6MHzへ適用可能)	6MHz(7又は8MHzへ適用可能)
多重方式	MPEG-2 Systems		
圧縮方式	映像	MPEG-2 Video	
	音声	MPEG-2 Audio(AAC)	MPEG-2 Audio(BC)
マルチパス妨害	○	○	×
SFN	○	○	×
部分受信(*)	○	×	×

(*)部分受信:テレビ音声やデータ等が中央の1つのOFDMセグメントにより伝送されている場合に、特にこの部分だけを携帯端末等により受信すること。

108

V-9 携帯端末向けサービス(ワンセグ)の音声方式の概要

	通常の地上デジタルテレビジョン放送の音声	ワンセグの音声	(参考) 地上デジタル音声放送
ビットレート (運用例)	192kbps	48kbps	312kbps(1セグ) 936kbps(3セグ)
符号化方式	MPEG-2 Audio AAC		
ビット長	32kHz・48kHz共に16bit	24kHz・48kHz共に16bit	32kHz・48kHz共に16bit
スクランブル方式	MULTI2	なし	MULTI2
多重化方式	MPEG-2 Systems		
誤り訂正方式	外符号(リードソロモン符号)+内符号(畳込み符号)		
伝送(変調)方式 (運用例)	OFDM(64QAM)	OFDM(QPSK)	OFDM(QPSK)
伝送帯域幅	5.7MHz	429kHz	429kHz(1セグ) 1289kHz(3セグ)
使用周波数帯	UHF	UHF	VHF

109